

近弁連シンポジウム

震災後2年 いま、広域避難者支援に求められるもの

日 時：2013年（平成25年）3月23日（土）13:00～16:30

場 所：みやこめッセ 1階第2展示場

司 会：石黒良彦

（近弁連遠隔地避難者支援連絡協議会 副座長）

前田麻衣

（近弁連遠隔地避難者支援連絡協議会 委員）

進 行 次 第

開会挨拶 山西 美明（近畿弁護士会連合会 常務理事，大阪弁護士会 副会長）

基調報告1「広域避難者の生活の実情と支援の課題」

講 師：松田 曜子氏（関西学院大学准教授・同大学災害復興制度研究所研究員）

基調報告2「避難する権利、被爆を避ける権利の確立に向けてなすべきこと」

～原発事故子ども・被災者支援法の現状と課題～

講 師：河崎 健一郎氏（弁護士 [東京弁護士会]）

（福島の子どもたちを守る法律家ネットワーク [SAFLAN] 共同代表）

パネルディスカッション

「近畿における避難者支援活動に求められるもの」

～京都や滋賀など近畿各地の避難者・避難者支援団体からの報告を交えて～

パネリスト：遠藤 正一氏（東日本大震災滋賀県内避難者の会 世話人代表）

大塚 茜氏（NPO法人ハイビスカス 福興サロン和～Nagomi～）

河崎 健一郎氏（基調報告者講師と同じ）

西山 祐子氏（避難者と支援者を結ぶ京都ネットワークみんなの手 代表）

松田 曜子氏（基調報告者講師と同じ）

松本 仁氏（特定非営利活動法人 一步の会 事務局長）

吉野 裕之氏（子どもたちを放射能から守る福島ネットワーク 保養班世話人）

コーディネーター：津久井 進（近弁連遠隔地避難者支援連絡協議会 委員）

ま と め 増市 徹（近弁連遠隔地避難者支援連絡協議会 座長）

閉会挨拶 吉川 哲朗（近畿弁護士会連合会 常務理事，京都弁護士会 会長）

主 催：近畿弁護士会連合会，京都弁護士会

後 援：大阪弁護士会，兵庫県弁護士会，奈良弁護士会，滋賀弁護士会，和歌山弁護士会

資料目録

登壇者プロフィール		
資料 1	講師, パネリスト, コーディネーター紹介	1～4ページ
基調報告1「広域避難者の生活の実情と支援の課題」		
資料 2	広域避難者の生活の実情と支援の課題	5～12ページ
基調報告2「避難する権利、被爆を避ける権利の確立に向けてなすべきこと」		
資料 3	原発事故子ども・被災者支援法の現状と課題	13～30ページ
パネルディスカッション「近畿における避難者支援活動に求められるもの」		
資料 4	あの日を忘れない ～2年目に寄せて～【東日本大震災滋賀県内避難者の会】	31～32ページ
資料 5	東日本大震災および東京電力福島第一原子力発電所事故により居住元自治体外へ避難している人々(広域避難者)への施策に関する要望書【全国広域避難当事者団体ネットワーク】	33～34ページ
資料 6	東日本大震災滋賀県内避難者の会だより 第12号	35～38ページ
資料 7	キッチンNagomi	39～40ページ
資料 8	子どもたちを放射能から守る福島ネットワーク	41～46ページ
資料 9	ひとりじゃないよプロジェクト・福井活動紹介	47～50ページ
資料 10	福井県における広域避難者支援活動とその課題【ひとりじゃないよプロジェクト・福井】	51～54ページ
関連資料		
資料 11	全国の避難者等の数【復興庁】	55～60ページ
資料 12	東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律(条文)	61～66ページ
資料 13	第183回 参議院予算委員会 発言録(原発事故子ども・被災者支援法関連質疑)	67～74ページ
資料 14	原発事故子ども・被災者支援法第5条に定められた「基本方針」の策定に関する意見書【大阪弁護士会】	75～86ページ
資料 15	原発事故子ども・被災者支援法に基づく基本方針に関する意見書【兵庫県弁護士会】	87～90ページ
資料 16	原発事故子ども・被災者支援法に基づく基本方針に関する意見【日本弁護士連合会】	91～94ページ
資料 17	「原発事故子ども・被災者支援法」基本方針に関する要望と提言【原発事故子ども・被災者支援法市民会議】	95～104ページ
資料 18	地方議会で採択された「子ども・被災者支援法の基本方針に対する意見書」等の一覧	105～106ページ
資料 19	原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民への適切な施策の迅速な実施を求める意見書【札幌市議会】	107～108ページ
資料 20	「原発事故子ども・被災者支援法」に基づく具体的施策の早期実施を求める意見書【三鷹市議会】	109～110ページ
資料 21	「原発事故子ども・被災者支援法」に基づく具体的施策の早期実施を求める意見書【大阪市会】	111～112ページ
資料 22	「原子力事故子ども・被災者支援法」に基づく施策の早期具体化等を求める意見書案【福岡市議会】	113～114ページ

資料 2 3	原子力災害による被災者支援施策パッケージ【復興庁】	115～124ページ
資料 2 4	市民会議が取りまとめた要望事項と支援パッケージの比較	125～128ページ
資料 2 5	「原子力災害による被災者支援施策パッケージ」に関する緊急声明 ～原発事故子ども・被災者支援法の理念と深刻な被害実態を踏まえていません～ 【原発事故子ども・被災者支援法 市民会議】	129～130ページ
資料 2 6	東日本大震災の被災者に対する公営住宅の無償支援期間をさらに延長することを求める会長 声明【京都弁護士会】	131～132ページ
近畿弁護士会連合会管内弁護士会活動報告		
資料 2 7	大阪弁護士会の広域避難者支援活動 ～ この2年のまとめ ～	133～146ページ
資料 2 8	遠隔地避難者の支援に関する京都弁護士会の取組み	147～148ページ
資料 2 9	遠隔地避難者への兵庫県弁護士会の取組み	149～152ページ
資料 3 0	東日本大震災に係る活動報告書【奈良弁護士会】	153～154ページ
資料 3 1	活動報告書【滋賀弁護士会】	155～156ページ
資料 3 2	各単位会活動報告【和歌山弁護士会】	157ページ

講師，パネリスト，コーディネーター紹介

【講師】

松田 曜子 氏

関西学院大学災害復興制度研究所研究員・准教授。2007年京都大学大学院工学研究科博士後期課程修了・京大防災研究所にて地域コミュニティでの災害に対する備えに関する研究に従事。レスキューストックヤード事務局長を経て、2012年より現職。2007年能登半島地震，2009年山口県豪雨等での被災者支援にあたり，東日本大震災では日本財団ROADプロジェクト事務局として延1,500人の足湯ボランティアを被災各地に送った。特定非営利活動法人レスキューストックヤード理事。

【講師】

河崎 健一郎 氏

弁護士。福島の子どもたちを守る法律家ネットワーク（Save Fukushima Children Lawyers' Network。通称SAFLAN：サフラン）の共同代表。日弁連・震災対策本部・原子力プロジェクトチームの委員。二児の父親でもあり，2012年6月21日に国会で成立した「原発事故子ども・被災者支援法」の立法に関わり，現在も運用へ向けて活動が続いている。共編著に「避難する権利，それぞれの選択 被曝の時代を生きる」（2012年・岩波ブックレット），「3・11大震災 暮らしの再生と法律家の仕事」（2012年、日本評論社）。

【パネリスト】

遠藤 正一 氏

東日本大震災滋賀県内避難者の会の世話人代表を務める。福島県郡山市から滋賀県野洲市に避難、現在は無償提供された公営住宅に家族4人で暮らす。避難者の会には現在約130家族350人が加わり、定期的に交流会を開き、住宅支援や就労支援を行い、専門家と連携しての各種カウンセリングや子どもの健康診断を実施する等、孤立しがちな避難者を支え合っている。震災から2年が経ち、避難者の自立に向けた支援を意識し、避難者の会としても収益を上げながら自立した運営をめざしている。昨年末から広域避難者の声を全国に届けるため、広域避難者の全国組織「全国広域避難当事者団体ネットワーク」を立ち上げ、活動を始めている。

『東日本大震災滋賀県内避難者の会』事務局

〒520-0047 大津市浜大津 4-1-1

明日都浜大津 1F 大津市市民活動センター内 S06号

電話（代表）：070-6689 - 7467

メール（代表）：shigahinan@gmail.com

滋賀県内避難者の会ブログ：<http://shigahinansya.shiga-saku.net/>

【パネリスト】

大塚 茜 氏

「NPO 法人ハイビスカス」が運営する「福興サロン和～Nagomi～」において避難者の支援活動を行っている。「福興サロン和」は、平成23年10月に発足、東日本大震災の避難者の方々が集える場を提供し、避難者の時宜のニーズに応じて、座談の場、レクリエーションの場、就労の場等を提供してきた。平成24年9月より開業した「キッチン Nagomi」は、同年11月以降「福興サロン和～Nagomi～」と一体となって運営されており、大塚氏以外のスタッフ10名はいずれも避難者である。東日本大震災から2年が経過し、今後の支援活動のあり方について考える。

『福興サロン和～Nagomi～』 『キッチン Nagomi』

〒600-8833 京都市下京区七条大宮西入 西酢屋町 10

電 話 : 075-354-7135

メール : hibiscus.project@gmail.com

H P : <http://www.fucco-nagomi.com/>

【パネリスト】

西山 祐子 氏

京都へ避難してきた避難者とその支援者によるネットワークが、「みんなの手」である。これまで、福島県から避難している子どもたちに福島の友達を京都に招待して思い出作りをしてもらう「同級生再会プロジェクト」、離れて暮らす家族との再会を応援する「家族再会プロジェクト」の実施を共催するなどしてきた。そのほかにも、避難者と支援者を結ぶ活動への協力、支援団体とのコラボ活動、避難者・支援者への情報発信、避難者への発信イベント、京都と故郷を結ぶ活動などを行う。現在は、伏見桃山に「みんなのカフェ」を開いて、避難者・移住者と地域がつながる場所を提供している。

『みんなの手 オフィス』

〒612-8082 京都市伏見区両替町 4-319

電 話 : 070-5656-5621

事務局 : minnanotekyoto@gmail.com

避難者窓口・支援情報・相談 : minnanote123@gmail.com

【パネリスト】

松本 仁 氏

特定非営利活動法人「一步の会」事務局長を務める。震災発生直後の被災地での瓦

礫除去等のボランティア活動を経た後、京都にいる避難者のために何かができないかとの思いから、友人達と共に「一步の会」を立ち上げた。メンバーの年齢は19～51才までで40代が中心。職業は、解体業、造園業、左官、不動産業など。それぞれの持っている専門性、人脈やネットワークを発揮し、柔軟で手作り感のある支援を行う。「福島の人や避難者のことを忘れないこと」が何よりの支援だと考える。支援活動の中で新たな避難者のニーズを受け取り、支援の輪を広げている。

『NPO 法人一步の会』 H P : <http://www.ippo.jpn.com/>

【パネリスト】

吉野 裕之 氏

福島市内のNPO法人シャローム災害支援センター職員として現地活動を展開。ひとりの保護者として「子どもたちを放射能から守る福島ネットワーク」に参加。世話人をつとめ、避難・保養に取り組む。さらに「原発事故子ども・被災者支援法市民会議」の在住者支援班として精力的に国会議員や省庁へ働きかけている。ほかにも「311受入全国協議会」、「日本子どもNPOセンター」、「CRMS市民放射能測定所・福島」などに参加し、福島の被災者のための活動に従事している。避難者・支援者によるNPO法人（今月伏見区に設立予定）「みんなの手」にも参加する。妻娘は山科区に避難中。

【コーディネータ】

津久井 進 氏

弁護士。阪神・淡路まちづくり支援機構事務局長。神戸市で学生時代を過ごした後、司法修習生であったときに阪神・淡路大震災が起こる。これを契機に被災者支援をライフワークとして取り組むことになる。東日本大震災の発生後も被災者の立場から様々な提言を行っており、「大災害と法」（岩波新書）、「Q&A被災者生活再建支援法」等の著作を数多く公表している。

広域避難者の 生活の実情と支援の課題

松田曜子／関西学院大学災害復興制度研究所

本日の話題

- ・広域避難の問題
- ・広域避難者の支援
- ・支援者に求められる姿勢

広域避難の全容把握の難しさ(1)

地震・原発事故がなければ移動
するはずではなかった全ての人々

自主避難: 個人
人で判断した
人々

強制避難: 法的
根拠がある人々

福島県・東北3県

ただし、
・避難指示区域
・原発避難者特例法上の「指定市
町村」
・東電賠償における「自主的避難」
の対象地域
の境界が少しずつ異なっている。
また、避難指示区域の見直しによ
り、一部の強制避難者は自主避難
者とみなされる。

一部の公的支援は、避難元が福
島県、あるいは東北3県であるこ
とを条件に実施された。

避難者の属性が
極めて多様

広域避難の全容把握の難しさ(2)

地震・原発事故がなければ移動
するはずではなかった全ての人々

自主避難: 個人
人で判断した
人々

強制避難: 法的
根拠がある人々

福島から約6万人
宮城から約8千人
岩手から約1.6千人

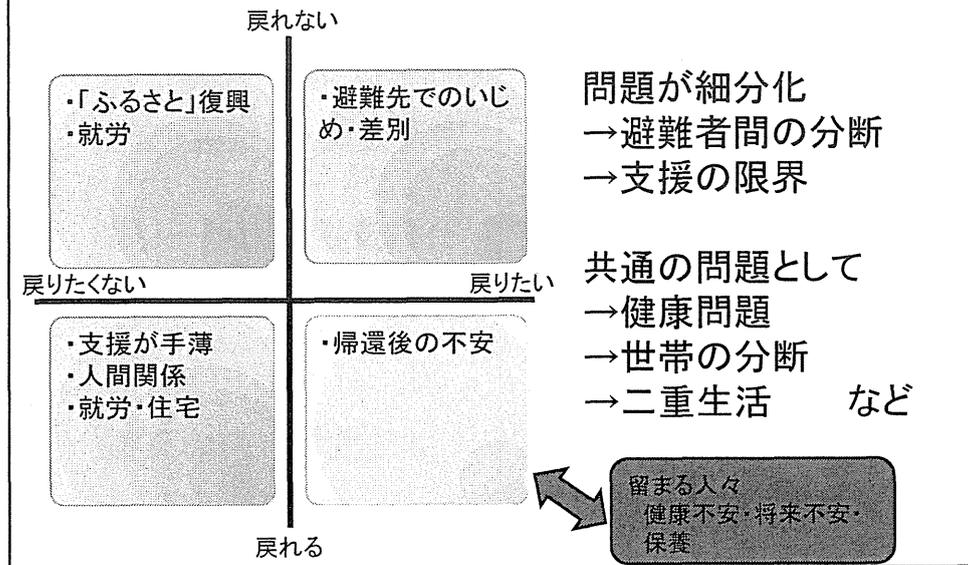
福島県・東北3県

総務省
「全国避難者情報システム」に
より把握できている避難者は
一部。

システムに登録＝住民票が避
難元にある。
→就労や差別など生活上の
不利益
→「帰還」を求めない人が
登録するメリットは少ない。

全数把握が
できていない

広域避難の全容把握の難しさ(3)



広域避難の問題—過去の災害との対比

阪神・淡路大震災(1995)

県外避難者数(推定)約5.5万人

ふるさとひょうごカムバックプラン(帰還支援)

三宅島噴火(2000)

全島避難 約3,800人が島外へ避難

2005年から帰島。「電腦三宅村」(中古PCの利用)

・類似点

- ・全体像把握の困難による問題の潜在化(当事者の分断)
- ・避難先自治体間の支援格差

・相違点

- ・避難者属性の多様性(場所・家族形態など)
- ・帰還意思がない人の多さ
- ・全国避難者情報システムの整備(神戸の時は無)

広域避難者への支援

公的支援

住宅補助・免税措置・
検診など

- ・法的根拠が明確
- ・支援対象に線引き
- ・申請主義

内容の拡充が必要

民間支援

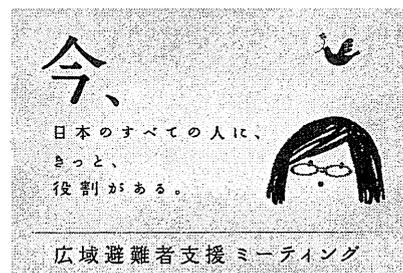
物資支援・相談会・交流
会など

- ・公的支援がカバーしな
いすべての分野、対象者

より個別志向の支援

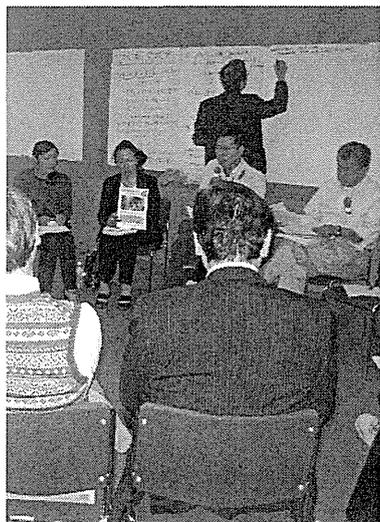
JCN(東日本大震災支援全国ネットワー ク)

- ・被災者支援を行う市民団体が、その力の過不足を補い合い、広大な被災地の中で「支援の来ない地域を作らない」ことを目的に、団体間の連携を目指して立ち上げられたネットワーク組織。
- ・約800団体が加盟しMLでやり取り。
- ・広域避難者支援にも力を入れており、これまでに6回のミーティング(当事者・支援者)を実施。



当事者の声

(JCN広域避難者支援ミーティングから)



- 交流会があっても出る勇気がない。
- 「避難者」とひとくりにされることに抵抗感
- 子どもを預かってもらえるところがない。
- 健康診断を受けられる場所が
- 避難先によって受けられる支援に違いがある。

当事者の声

(JCN広域避難者支援ミーティングから)

- 「何も決まらない」ことへの精神的ストレスが大きい。
- 応援企画で福島野菜を食べようとしたら、避難者どうしが言い合いのけんかになった。

(支援者の声)

- 個人情報かわからないため、支援ができない。
- 交流会などに出てこない避難者の支援を考えなければならぬ。
- 活動助成に頼り切っていては続かない。

特に切迫した問題

- 住宅問題
 - 補助の打ち切り(延長決定の遅さ)
 - 自主避難者への対応の違い
- 子どもと大人の問題
 - 健康診断を受けられる場所の情報不足。
- 就労の問題
 - 支援者もハローワークの情報に頼らざるを得ない。
 - 住民票を移していないと長期的就労をするのに不利。

当事者団体の例－えひめ311

- 1. 避難者どうしの支え合い と、2. 避難者だからできる防災・減災活動を目的
 - 「愛媛に来た」という共通点以上を求めない。
 - 一人ひとりの心に寄り添い、ともに課題を解決していく
- 愛媛の農産物を福島に送る活動、など。

ところで・・・(私のボランティア活動)

多くのボランティア活動

即興かつ冗長な人間関係



「ROADくんブログ」より



足湯が作り出す即興の人間関係

- 今までは元気に歩いてたけど地震で腰と肩を挟まれてしまった。家は高台にあるから大丈夫だと思ったが、鼻まで津波が来た。このことはみんなには話せない。みんな同じ経験をしたし。だから、被災してない人に話を聞いてほしい。(5月7日 女川 女 80代)
- ボランティアの方がいっぱい来てくれて嬉しい。いつもと違う人と話せるから。(5月17日 石巻 女 70代)
- 先が見えないから、不安がいっぱいだよ。知らない土地だしどこに何があるかわからないからねえ。男性だとそんな話ができる相手がないから、足湯はいいね。(9月25日 郡山・仮設 男 50代)

ボランティアの支援

- 目の前にいる人や被災地の苦悩を慮り、何ができるかを考える想像力
- しかし、独りよがりにならず被災者のニーズを聞く傾聴力
- アイデアを行動に移す実行力
- ボランティアが得意なのは、その場、その瞬間、その条件の下で最もふさわしい解決策を生み出す「局所的最適解」の実行。「標準解」を実行する行政の補完手段ではない。

支援者にもとめられる姿勢

- 当事者は、既に分断が進んだ状態である。
 - 支援者どうしができるだけ様々な立場の人たちと手を組む。
 - 当事者一人ひとりの立場、困難に応じた支援メニューを考える。
- 当事者は、物理的条件だけでなく価値観によっても分断されている。
 - 支援者側はできるだけ価値中立であるようにする。
 - 今回の問題が当事者どうしの分断を生みやすい構造であることを意識する。

原発事故子ども・被災者支援法の 現状と課題

2013/3/23

近弁連シンポ@みやこめっせ

福島の子どもたちを守る法律家ネットワーク(SAFLAN)

共同代表 弁護士 河崎 健一郎

kawasaki@legalcommons.jp

本日は話したいこと

- ✓ 原発事故からの「自主」避難という問題の所在
- ✓ 「原発事故子ども・被災者支援法」の概要
- ✓ 「基本方針」に盛り込まれるべきこと
- ✓ 支援法をめぐる現状の停滞
- ✓ 私たちに何ができるのか

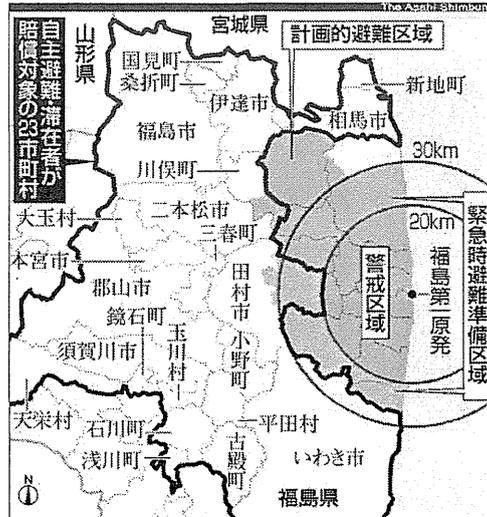
3. 11 福島第一原発事故の発生

原発事故発生直後の強制避難



2011年3月15日時点NHK報道より

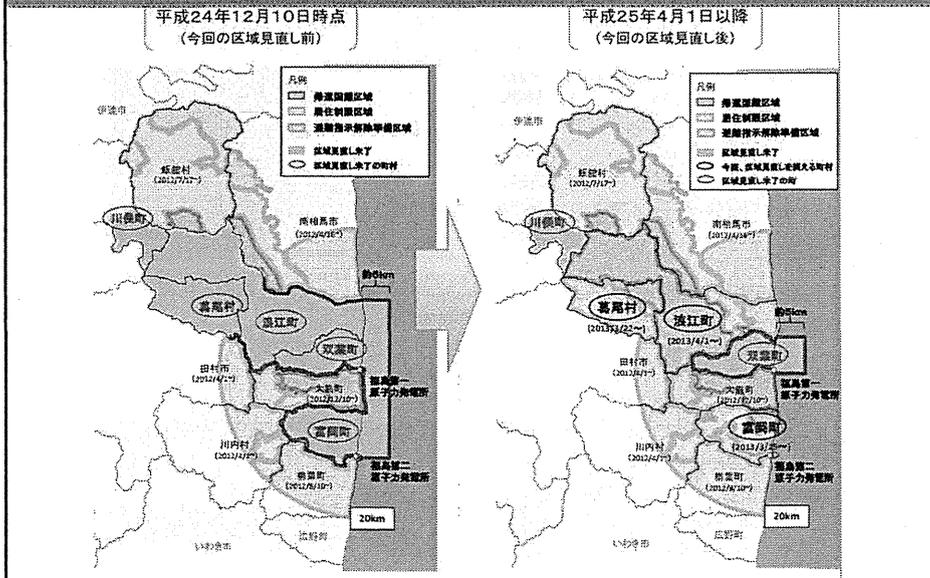
避難区域の設定 線引きの発生



中間指針追補発表時の朝日新聞報道より

避難区域の変更

第29回原子力災害対策本部会議(2013/3/7)配布資料より



避難区域の設定 線引きの発生

自主避難者の実数は？

公式には把握されていない

「一年目の花見」

製作：
アワープラネットTV
(インターネットメディア)
白石草さん

<http://www.ourplanet-tv.org/?q=node/1391>

【福島のみま】1年目の花見～二本松・同朋幼稚園

投稿者: ourplanet 投稿日時: 水, 07/04/2012 - 22:10



去年4月25日に訪問した福島県二本松市の同朋幼稚園。入園式以降、子どもたちは外出られず、天気の良いその日も、園内で遊んでいた。園庭には大きな桜が一本、きれいな花をつけていた。4月も終わりのこの日、園長ははじめて子どもたちをうらもたけ外に出し、この桜の下で、恒例の記念撮影をした。

撮影は一瞬で終わり、子どもたちは再び、園舎に入らなければならない。遊び盛りの子どもたちはみんな外で遊びたいとダダをこねる。「濡れている日はお外で遊ぶんだよ」「遊べなんだよ」「保育園は外に出るんだよ」「でも同朋幼稚園は出られないんだよ」「マスクをしてほしいんじゃない」「マスクをしてたつてダメなんだよ」園長は、子どもたち一人ひとりをなだめながら、園内に連れて行く。

そのせつない光景から1年。私は、再び今年の春、同朋幼稚園の記念撮影を取材しようと決めていた。しかし、桜は4月上旬、切り倒された。同朋幼稚園では、園庭の土を取り除き、草を殖り替えただけで、園庭もふさ替えるなど、あらゆる対応を行った。しかし、桜の木は、どんなに樹皮をはがしても、放射線量が下がらなかったのだという。結局、切り倒すしかないという結論に至り、桜が咲く直前に、大きな幹は倒された。

無惨な姿の桜。この桜の幹を回って花見をするという話を聞き、私は、再び、同朋幼稚園を訪れた。楽しいバーベキューだったはずのそこで目にしたのは、父親たちの苦しむ姿だった。大抵園長が再稼働した今こそ、桜らの言葉を、そして福島の実情を聞いて欲しい。
(OurPlanetTV白草)

SAFLANとは? <http://www.saflan.jp/>

福島の子どもたちを守る

法律家ネットワーク

Save Fukushima Children Lawyers' Network



- ホーム
- SAFLANとは
- 主な活動内容
- 組織概要
- 支援法とは
- 意見書・論考
- お問い合わせ



重要

東京電力から新たな自主的避難等に関する
請求書を受領した皆さまへ

詳細はこちら

と空気質を分けて考える科学的根拠はない。最新のケースを見ると、茨城の子どもの被ばくは甲状腺癌

SAFLANの設立目的

設立趣意書(2011/7/20)より抜粋

従来わが国の法令では、年間1mSV(0.11 μ SV/h)以上の被ばくをしないように各種の基準値が定められてきました。専門家が原発で働く場合でも、3ヶ月で1.3mSV(0.59 μ SV/h)を超える地点については「放射線管理区域」に指定され、線量管理が行われてきました。

福島市や郡山市などの避難区域外に位置する地域でも、**現在、このいずれの基準をも大幅に超過する空間線量が報告される地点が多数存在しています。**

感受性の高い子どもたちの被ばくリスクは、大人の場合より格段に高いとされています。子どもたちの最善の利益の立場から、避難を検討せざるを得ない方々のご心情に、私たちは深い共感と、連帯の思いを抱きます。

一人一人の市民は、自らの判断で避難を選択することを認められるべきです。また、そのような判断を行うために、市民一人一人に対して**正確な情報が提供されるべきです。**そして**避難を選択した人々にはその尊厳を認め、公的な保護が与えられるべきでありましょう。**

原発事故子ども・被災者支援法の成立

「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」

第180国会 平成24年6月21日成立

原発事故子ども・被災者支援法

原発事故子ども・被災者支援法の目的

原発事故により放出された放射性物質が広く拡散している

放射性物質による放射線が人の健康に及ぼす危険について科学的に十分解明されていない

ため

被災者

一定の基準以上の放射線量が計測される地域に

居住している

居住していた

政府による避難指示により
避難を余儀なくされてい
る

+ これらに準ずる

に対して

「被災者生活支援等施策」
を実施し、

被災者の不安の解消及び安定した
生活の実現を目的とする

原発事故子ども・被災者支援法の基本理念

基本理念1 : 避難の権利を認めた

「被災者生活支援等施策」は、被災者一人ひとりが、「支援対象地域」における居住、他の地域への移動および移動前の地域への帰還についての選択を自らの意思によって行うことができるよう、被災者がそのいずれを選択した場合であっても適切に支援するものでなければならない。(第2条第2項)

居住する権利

避難する権利

帰還する権利

このいずれも保障する、という考え方。

原発事故子ども・被災者支援法の基本理念

基本理念2 : 健康被害の未然防止と医療費減免

放射線による外部被曝及び内部被曝に伴う被災者の健康上の不安が早期に解消されるよう最大限の努力(第2条第3項)
子ども(胎児含む)が放射線による健康への影響を受けやすいことを踏まえ、その健康被害を未然に防止する観点から放射線量の低減及び健康管理に万全を期することを含め、子ども及び妊婦に対して特別の配慮がなされなければならない(第2条第5項)

定期的な
健康診断

子どもの
生涯健康診断

子ども・妊婦への
医療費減免

無料(必要な措置)

減額か免除
※ネガティブリスト形式

原発事故子ども・被災者支援法の特徴

- ✓ 政府提出の法案ではなく、議員立法
- ✓ 与野党での一本化に成功し、全員賛成で成立
- ✓ 渋る政府を与野党の心ある議員で押し切った構図
- ✓ 異例のスピード成立
- ✓ 但し、政府提出法案でなく、政府を押し切る形で作ったため、予算措置がされておらず、現時点では理念法に留まる(≠ 権利法)
- ✓ 今後策定される「基本方針(第5条)」が重要

基本方針にどこまでを盛り込めるか

- ✓ 基本方針(第5条)の検討にあたって復興庁に十分なインプットを行うことが重要
 1. 「支援対象地域(第8条)」をどう考えるか?
 2. 「被災者生活支援等施策(第1条)」についての具体的な要求事項を実現可能な形で伝えていく。

政府は、基本方針を策定しようとするときは、あらかじめその内容に原発事故の影響を受けた地域の住民、当該地域から避難している者等の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする(第5条第3項)

→ しかし、「基本方針」の策定が遅れている

市民会議から復興大臣への要望事項(1)
基本方針の基本的方向

□「基本方針(法第5条)」の基本的方向に以下の三点を盛り込むこと

- ✓被ばくを回避する国民の平等な権利の保障
- ✓居住に関する自己決定の尊重と、それを可能にするための生活支援策の実施
- ✓「予防原則」に基づき健康被害の未然防止

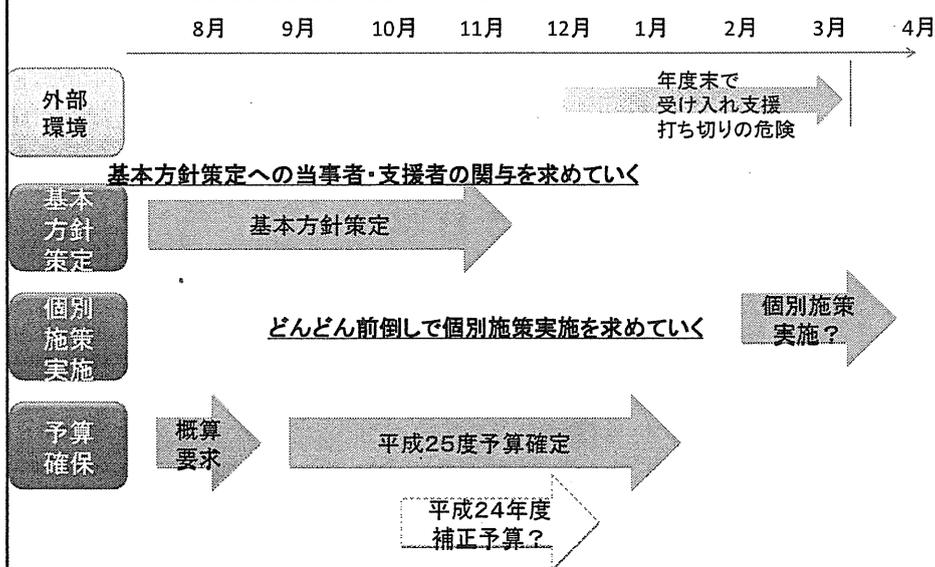
市民会議から復興大臣への要望事項(2)
「支援対象地域」の指定方法

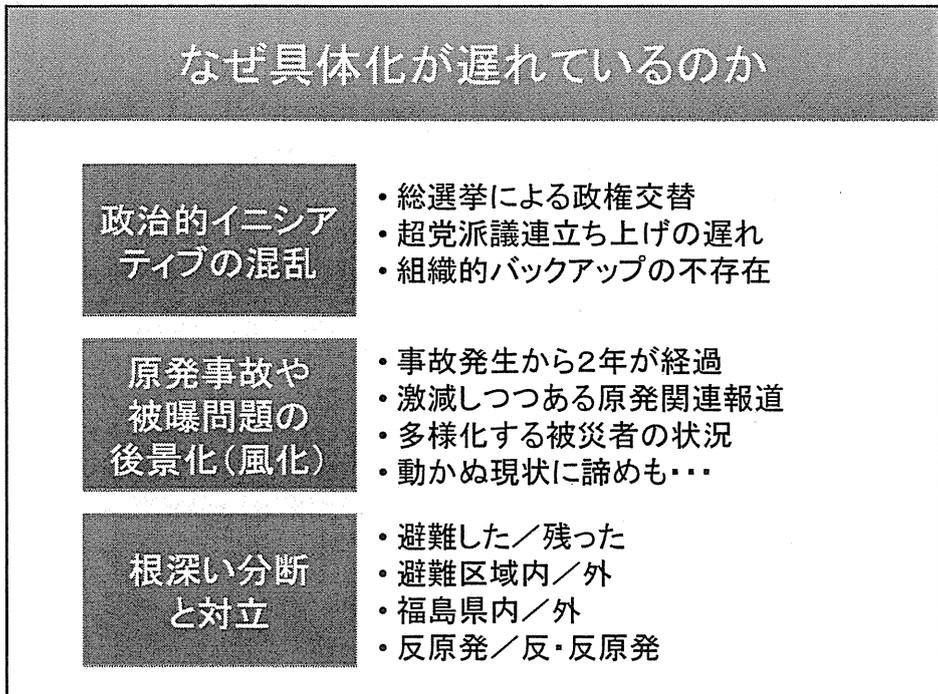
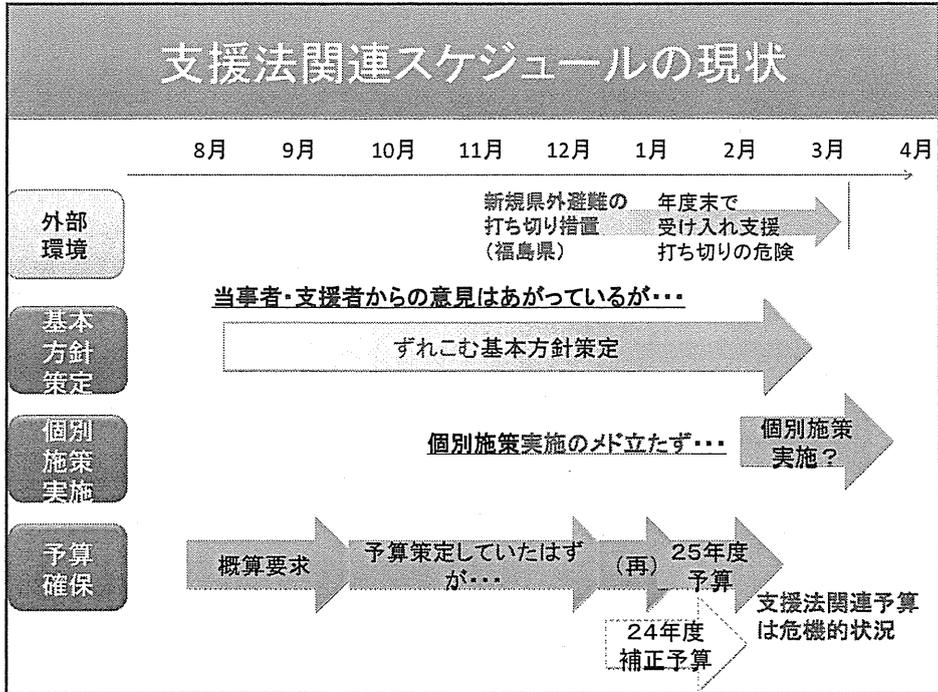
- ✓年間1ミリシーベルト(バックグラウンド除く)を超える地域を指定するように求めていく,これが大原則。
- ✓福島県は福島第一原発の所在地であり,これまでの分断の歴史を繰り返さぬためにも全域指定
- ✓福島県以外の地域については,
 - 昨年9月末時点の文部科学省航空機モニタリング結果に基づき,
 - 年間1msV以上の被曝が予想される地点を含む市区町村単位で,
 - 国によって一律に(当該市区町村との調整を前提とせず)
「支援対象地域」の指定を行うように求めていく。

市民会議から復興大臣への要望事項(3)
被災者の生活支援施策

- ✓ 原発事故により新たに生じている生活上のニーズは、原則としてすべて支援の検討対象とすることの確認
- ✓ 情報提供
- ✓ 被曝の低減
- ✓ 移動教室・自然体験活動・保養
- ✓ 移動の支援
- ✓ 移動先における住居の確保等
- ✓ 避難した子どもたちのための支援
- ✓ 移動先における就業や生活の支援
- ✓ 地方公共団体との関係の維持及び支援
- ✓ 帰還者への支援(帰還のタイミングの自己決定に配慮)
- ✓ その他

想定されるタイムスケジュール(当初想定)





私たちは何をなすべきか

政治的イニシア ティブの混乱

- 超党派議連を軸に後押ししていく
- 党派性に縛られない強みを活かしながら、継続的で粘り強いロビイング活動を実施

原発事故や 被曝問題の 後景化(風化)

- 諦めず声を上げ、世論形成を
- 被災当事者・支援者の幅広い連携
- 地方自治体、地方議会(特に受入側)が声を上げる重要性

根深い分断 と対立

- 個々人の選択を尊重することの確認
- 「被曝を避ける権利」との問題の立て方
- 「地域」だけでなく「人」を支援
- エネルギー政策の問題とは切り分ける

いま、緊急に必要な施策

幅広い範囲での 健康診断

- ◇ 福島県外での実施に対する強い要望
- ◇ 福島県県民健康管理調査(KKK)への根強い不信感、不安感
- ◇ 公明党「健康調査法案」の可能性と注意点

移動教室・保養

- ◇ 福島県伊達市富野小学校の「移動教室」というリーディングケース
- ◇ 行政による保養窓口の提供(保養を語る事自体が疎まれることもある現状の是正)

離ればなれの家族への 移動交通費

- ◇ 離ればなれの生活の長期化に耐えられず、やむなく帰還するケースの増加や「原発離婚」の増加
- ◇ 高速道路無料化だけでなく、移動交通費助成という枠組みを

避難者への住宅保障

- ◇ 災害救助法適用が26年3月末で全国的に打ち切りの恐れ(受入れ自治体によっては25年3月末打ち切り)
- ◇ 災害救助法の延長か、支援法に基づく予算措置のいずれかによる、継ぎ目のない住宅支援の確保を

まとめに代えて

「子ども・被災者支援法」はすでに成立している

➡ 避難者の自己決定は非難されるべきことではない。
それを国家が正面から認めたことに意味がある。

基本方針骨抜き、予算付されぬおそれ

➡ しかし、経済的裏付けがなされなければ「自己決定の尊重」も絵に描いた餅となりかねない。

被災者・支援者が声を上げ連携することが重要

➡ チェルノブイリでは5年後にようやく最初の法律ができた。粘り強く法律を「育てていく」ことが必要。

(以降参考資料)

原発事故子ども・被災者支援法ネットワーク
原発事故子供・被災者支援法市民会議
原発事故子ども・被災者支援議員連盟

原発事故子ども被災者支援法ネットワーク

原発事故
子ども被災者
支援法
市民会議

日本弁護士
連合会

東日本大震
災支援全国
ネットワーク
(JCN)

原発事故子ども被災者支援法ネットワーク

支援法ネットワークの活動

2012年 9月 5日 支援法東京フォーラム(議員会館)

2012年10月13日 支援法福島フォーラム(郡山)

2013年 1月22日 院内集会(議員会館)

2013年 3月14日 当事者ヒアリング(議員会館)

※議連との共催

原発事故子ども被災者支援法市民会議

<運営団体>

子どもたちを放射能から守る福島ネットワーク／福島の子もたちを守る法律家ネットワーク／国際環境NGO FoE Japan／福島老朽原発を考える会／ハーメルン・プロジェクト／グリーンピース・ジャパン／子どもたちを放射能から守る全国ネットワーク／福島避難母子の会in関東／東日本大震災市民支援ネットワーク・札幌むすびば／任意団体 Peach Heart／ピースポート／市民放射能測定所 CRMS／311受入全国協議会／福島原発震災情報連絡センター／富士の麓のうつくし村

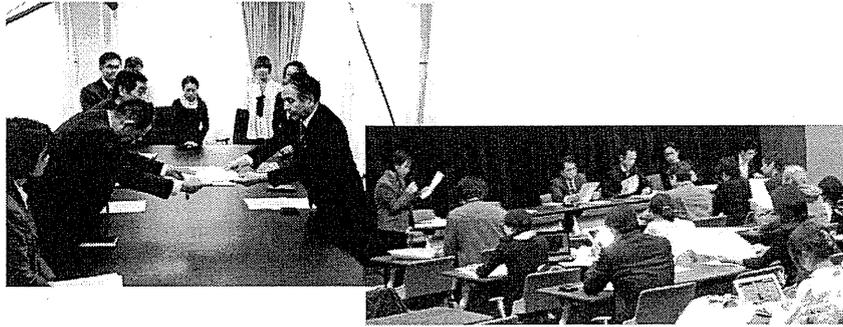
<http://shiminkaigi.jimdo.com/>

原発事故子ども被災者支援法市民会議

<参加団体>

ヒューマンライツ・ナウ／子どものための平和と環境アドボカシー(PEACH)／安全安心アクションin郡山(3a郡山)／子どもたちを放射能から守る全国小児科医ネットワーク／福島乳幼児妊産婦ニーズ対応プロジェクト事務局／みちのく会／福島避難者子ども健康相談会／つながろう！放射能から避難したママネット@東京／つながろう！放射能から避難したママネット@埼玉／ハイロアクション福島／こども東葛ネット／ゆるりっと会／きらきら星ネット／NPO法人 大沼・駒ヶ岳ふるさとづくりセンター／子ども未来NPOセンター(いわき市)／放射能から子どもを守ろう安中の会／毎週末山形／JDF被災地障がい者支援センターふくしま被災者支援会議／JANIC／福島避難者子ども健康相談会／子どもたちの健康と未来を守るプロジェクト／みんなの森財団／福島原発事故緊急会議生きる権利プロジェクト／宮城脱原発・風の会／チームくさばら／日曜奉仕団／放射能から子どもを守ろう関東ネット／NPOりとする福島

原発事故子ども被災者支援法市民会議



2012年11月22日 市民会議メンバーでの平野復興大臣(当時)への申し入れ(左)と復興庁、環境省、国土交通省の実務担当者相手に行った行政交渉(右)

子ども・被災者支援議員連盟

- ✓ 2013年1月22日設立
- ✓ 衆参各会派から79名の国会議員が参加
- ✓ 支援法発起人の議員は全員参加
- ✓ 自民党から馳浩、岩城光英、森まさ子議員等が参加
- ✓ 川田龍平議員が事務局長、谷岡郁子議員が幹事長
- ✓ 今後の活動計画
 1. 復興大臣に対し、法に基づく基本方針を被災者の声を反映して早急に策定する旨の申し入れを議連として行う
 2. 基本方針が策定された際には、基本方針についての声明を発表する
 3. 具体的に法に基づいて執行された事業を視察する

子ども・被災者支援議員連盟

【顧問】 岩城光英参議院議員(自民)、平野達男参議院議員(民主)、渡辺喜美衆議院議員(みんな) 福島みずほ参議院議員(社民)

【会長】 馳 浩衆議院議員(自民)、荒井 聡衆議院議員(民主)

【会長代理】 荒井広幸参議院議員(改革)

【副会長】 上野通子参議院議員(自民)、増子輝彦参議院議員(民主)、田嶋 要衆議院議員(民主)、中山恭子参議院議員(維新)、魚住裕一郎参議院議員(公明)、加藤修一参議院議員(公明)、柿澤未途衆議院議員(みんな)、〇〇(生活)、山下芳生参議院議員(共産)、照屋寛徳衆議院議員(社民)、舟山康江参議院議員(みどり)

【幹事長】 谷岡郁子参議院議員(みどり)

【幹事】 宮川典子衆議院議員(自民)、吉田 泉衆議院議員(民主)、徳永エリ参議院議員(民主)、小熊慎司衆議院議員(維新)、大口善徳衆議院議員(公明)、谷合正明参議院議員(公明)、渡辺孝男参議院議員(公明)、椎名 毅衆議院議員(みんな)、山田太郎参議院議員(みんな)、〇〇(生活)、高橋千鶴子衆議院議員(共産)、紙 智子参議院議員(共産)、阿部知子衆議院議員(無所属)

【事務局長】 川田龍平参議院議員(みんな)

【事務局次長】 吉田忠智参議院議員(社民)

あの日を忘れない ～2年目に寄せて～

この2年間、避難（被災）者としても、また、ご支援等に関わっていただいたみなさまとしても、さまざまな人生模様があったと思います。長かったと感じた方もいれば、あつと言う間の2年間だった方もいらっしゃると思います。私自身も、我が家も激動の2年間でした。

避難（被災）者の方が置かれている状況で言えば、この2年間で、何らかの見通しが持てるようになりましたか？と聞かれればほとんどの方はNOです。それだけ大きな出来事に遭遇し、重いものを背負っているのです。東日本大震災滋賀県内避難者の会として、住宅の問題に関わり、改めて、災害救助法の適用2年（仮設住宅等）という期限自体が福島原発同様に、当局が想定していることと現実におきていることのギャップがいかに離れていて虚しいものであるか、を思い知らされました。

また福島に関することで、「3.11」以降、違和感を覚えていることがあります。それは、福島が“ふくしま・フクシマ”であるが故の遠慮なのか、何か変なオブラートで包まれたような扱いで、福島に関係することであれば、誰もものが申せない、批判もできないタブーとして違和感。それが、報道、言論、映像、文学・・・と様々な分野に及んでいると思われまます。

私の好きな曲の一つに襟裳岬があります。その歌詞の中に、「日々の暮らしはいやでもやってくる」フレーズがあり、「3.11」以降は特に噛みしめています。見通しを持たない、いろいろあるけど、毎日やってくる日々の暮らし。どう向き合うかで、その気持ちは変わります。楽しいこと、やりがいを持つことを意識的に用意する、すると不思議と前向きになれるものです。

このことを個人から会（組織）へと広げる活動をしてきました。そんな中で、東日本大震災滋賀県避難者の会として、今年のテーマが決まりました。大前提として「3.11 あの日を忘れない」。しかし、大いに楽しみ、大いに新たな出会いをつくり、素敵なお縁をいただいでいきたいと思います。

補助金頼りの会の運営には限界があり、自分たちで活動資金を生み出していきましょう。とイベント等に積極的に参加しくことにしました。

現在、ご用意できるものとして、

①浪江太っちょ焼きそば（実演販売）もしくは販売用セット品（専用の麺とソースが入っていてご自宅で再現できます）B級グルメでも有名。本家お墨付きの太っちょ焼きそばです。

②がんばカンパニーとのコラボクッキー（東日本大震災滋賀県避難者の会専用の販売品として）

滋賀県で人気のクッキーと言えば、がんばカンパニーのクッキーです。ありがたいご好意によって、東日本大震災滋賀県内避難者の会の名前入りのクッキーを作っていただきました。

③型染め手ぬぐい

滋賀に避難されたママさんたちが集まって、考案し、自分たちで作った手ぬぐいです。（好評ですよ）

お届けしたい言葉として、今、避難（被災）者同志の中で、語り合っている3つの合言葉があります。

★「置かれた場所で咲こうじゃないか」

⇒ 渡辺和子著「置かれた場所で咲きなさい」になぞらえて。

★「そうだ、みんな八重になろう」

⇒大河ドラマ「八重の桜」より。当時、戊辰戦争で負けたものは人間扱いされていないような状態から八重さんは這い上がり、人生を切り拓いていった。

★ 水圧のあるシャワーの暮らしに戻るぞ！

⇒仮設住宅も公営住宅（古いタイプ）も、ふろ釜と湯沸しが別なタイプで弱いシャワーしか出ない。ここで満足してはダメとの思いを込めて。

（文責、東日本大震災滋賀県内避難者の会 世話人代表 遠藤 正一）

平成 25 年 3 月 15 日

根本匠 東日本大震災復興対策担当大臣 殿

東日本大震災および東京電力福島第一原子力発電所事故により
居住元自治体外へ避難している人々（広域避難者）への施策に関する要望書

早春の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

私たちは、東日本大震災および東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により国からの避難指示もしくは自主的な判断で被災地から離れ、全国各地で避難生活を送っている人々（以下、広域避難者）がそれぞれの避難先で立ち上げた当事者団体で構成された、全国初の広域避難当事者団体連合体です。

被災地である岩手県、宮城県、福島県では復興へ向けた様々な支援策が実施されております。ですが、被災地を離れて避難生活を送る広域避難者、特に自主避難者への支援策は量、質、実施速度のいずれも十分とは言えず、多くの広域避難者が今もなお困難な避難生活を余儀なくされております。

そこで、広域避難者への支援を加速させるため、三点を要望申し上げます。

全国広域避難当事者団体ネットワーク 構成団体

- [北海道] みちのく会 会長 本間紀伊子
- [山形] 山形避難者母の会 代表 中村美紀
- [宮城] FROM Fukushima 避難者の会 代表 只野恵美子
- [新潟] ふくしま新潟県内避難者の会 会長 村上岳志（代表世話人・事務局）
- [東京・埼玉・神奈川] 福島避難母子の会 in 関東 事務局 かん澤沙織
- [栃木] 栃木避難者母の会 代表 大山香
- [茨城] 被災者ママの会 代表 古内杏奈
- [滋賀] 滋賀県内避難者の会 世話人代表 遠藤正一
- [奈良] 奈良県被災者の会 代表 高橋周介

[本件に関する事務局]

950-0835 新潟県新潟市東区猿ヶ馬場 2-2-16

東日本大震災新潟市避難者交流施設 ふりっぷはうす 内

全国広域避難当事者団体ネットワーク新潟事務局

電話:025-288-6006 FAX: 025-288-6016

E-mail: murakamita.nan@gmail.com

要望事項

1. 復興の加速化という方針が示され、被災者の生活再建への希望が見つつあります。復興へ向けて実施されている、もしくは検討されている施策には、私たち被災地を離れ全国各地で避難生活を送っている広域避難者の声が十分に反映されているとは言えない状況が続いております。
ぜひ、広域避難者の声を、様々な復興の施策に反映できる枠組みを講じて頂きたいと要望致します。
2. 広域避難者に対し、避難元自治体から帰還支援策が打ち出されつつあります。ですが、子ども・被災者支援法 第二条2「支援対象地域における居住、他の地域への移動及び移動前の地域への帰還についての選択を自らの意思によって行うことができるよう、被災者がそのいずれを選択した場合であっても適切に支援するものでなければならない。」にある、「他の地域への移動」に対する支援は十分になされていると言えない状況です。
ぜひ、広域避難者が避難先で定住するための支援、避難先での避難生活を中長期間続けるための支援、新たに被災地外へ避難するための支援の三策を講じ、被災者が自らの意思でどの決断をしても不利益が生じない環境を構築頂きたいと要望致します。
3. 原子力災害に際し、子どもを持つ世帯を対象とした支援策の検討、実施は一部で進んでいるものの、今後家庭を持ち、新たに子を産み育てようと願う単身者は、支援の枠組みから置き去りにされております。
支援の対象を既に子どもを持つ世帯に限定することなく、幅広い人々への多様な支援策を講じて頂きたいと要望致します。

平成 25 年 3 月 15 日

全国広域避難当事者団体ネットワーク
代表世話人 村上 岳志

滋賀県内避難者の会 だより 第 12 号

【避難・移住生活に関する実態調査アンケート報告】

聞き取り調査の趣旨・目的

滋賀県内の避難者のみなさまの実態や生の声から、今後の会としての活動方針、活動内容に反映させ、向き合うべき課題の抽出、再確認をはじめ、必要とされている支援ニーズの把握を目的として実施しました。また、今後の避難者支援がより充実したものになるよう、調査結果をもとに国、県、各関係団体や地域の皆様への協力や支援を継続的に呼びかけて参ります。

聞き取り調査実施の概要

- 1)実施期間:平成 25 年 1 月 28 日～2 月 22 日(金)
- 2)対象:滋賀県内に避難者登録している、または会からのお知らせの直送を希望された全世帯
- 3)方法:アンケート用紙による記入方式による任意調査
- 4)調査実施数:配布 150 世帯、回答数 27 世帯(回答率 18%)
- 5)性別:男性(8) 女性(16) 無回答(3)
- 6)年代:20 代(1) 30 代(10) 40 代(7) 50 代(2) 60 代(1) ⑥70 代以上(4) 無回答(2)

3.避難時期

2011 年 3 月頃(15)
 2011 年 4～6 月頃(5)
 2011 年 8～11 月頃(4)
 2012 年 2～5 月頃(5)

4.滋賀県に住所(住民票)は移しましたか？

すでに移した(19) 移していない(7)
 悩んでいる(0) これからも移さない(1)

5.避難者(被災者)と呼ばれることについて

避難者(被災者)で構わない(9) もう避難者(被災者)と呼ばれたくない(2)
 どちらともいえない・複雑な気持ちである(6) 少し抵抗を感じる(5) もう滋賀県民である(5)

6.現在の住まいについて

県営住宅(2) 市営住宅(7) その他の公営住宅(2) 民間住宅(10)
 親戚や知り合い宅(3) 住宅を購入(2) 無回答(1)

7.現在のお仕事について

している(17) 現在就職活動中(1) していない(7) 就職を考えていない(1) 辞めたい(1)
 無回答(1)

8.健康やストレスに対しての不安について

大変感じている(3) 少し感じている(14) 全く感じていない(7)
 相談したいことがある(0) 無回答(2) その他・よくわからない(1)

9.甲状腺エコー検査やホールボディーカウンター検査について

機会があれば是非受けた(18) 機会があっても受けたくない(2) 検査には慎重・検討中(2)
福島県で受けた(2) 福島県以外で受けた(0) 無回答(3)

10.避難者の会はあなたにとって今後も必要ですか？

まだまだ必要である(3) 必要である(15) あまり必要でない(7) 必要でない(1) 無回答(1)

11.会報誌の発行頻度や内容について

今後も毎月発行を望んでいる(8) 2~3ヶ月に1回でいい(7) 無回答(2)
重要な情報があるときだけでいい(9) 必要ない(0) 編集する人たちの都合でよい(1)

12.会の活動・運営への参画について

とても興味があるので参加したい(4) 興味はあるが参加はできない(2) あまり興味ない(1)
全く興味がない(3) 参加したい気持ちはあるが時間が取れない(12) 無回答(5)

13.交流会の開催頻度について

毎月の開催を望む(1) 2カ月に1回程度でいい(3) 3ヶ月に1回程度でいい(10)
半年に1回程度でいい(6) もう必要ないと思う(1) 無回答(5) わからない(1)

14.交流会の開催場所について

いつも場所に関係なく参加している(7) 自宅に比較的近い場所なら参加している(6)
開催場所にいつも不満がある(3) 開催してほしい場所を提案したい(0) 無回答(11)

15.帰省の頻度について

毎月(2) 2~6か月に1回程度(8) 1年に1回程度(8) 避難後一度も帰省していない(3)
無回答(6)

16.今、あなたが興味・関心があるものについて、あてはまるものに○をつけてください。

※複数回答可能で調査しました

住宅について(11)	東電の賠償問題(7)	お仕事について(7)
避難者同士の交流(6)	地域住民との交流(6)	甲状腺エコー検査(5)
育児や教育について(5)	帰郷時期について(5)	ホールボディーカウンター検査(4)
ストレスケアカウンセリング(3)	団体賠償(3)	放射能についての勉強・知識(3)
法律問題(東電賠償以外)(1)		

17.ふるさとに戻ることにについて

1年以内に考えている(1) 3~5年以内(2) 6~10年以内(1) 無回答(6)
自分で決めた時期がきたら(5) 帰るつもりはない(10) 帰りたくても帰れない地域(2)

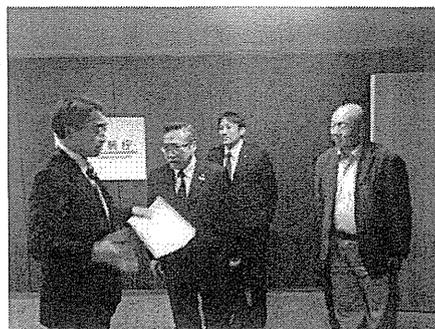
今回の実態調査アンケートにご協力いただきました皆様、本当にありがとうございました。

貴重なご意見も多数いただき、今後の会の運営を考える上で大変参考になりました。また、受付期間中にご協力いただけなかった皆様には、お時間のあるときにご記入いただき事務局にご返送頂ければ幸いです。皆様からお寄せいただいた貴重なご意見は、次回の総会の際にご紹介させていただく予定です。

◆活動報告① 復興庁へ要望書の提出

三点を要望しました。(本文一部抜粋)

- ① 広域避難者の声を、様々な復興の施策に反映できる枠組みを講じて頂きたいと要望致します。
- ② 広域避難者が避難先で定住するための支援、避難先での避難生活を中長期間続けるための支援、新たに被災地外へ避難するための支援の三策を講じ、被災者が自らの意思でどの決断をしても不利益が生じない環境を構築頂きたいと要望致します。
- ③ 支援の対象を既に子どもを持つ世帯に限定することなく、今後家庭を持ち、新たに子を産み育てようと願う単身者等幅広い人々への多様な支援策を講じて頂きたいと要望致します。



全国広域避難当事者団体ネットワーク 構成団体

[北海道] みちのく会・[山形] 避難者母の会・[宮城] FROM ふくしま避難者の会 [新潟] ふくしま新潟県内避難者の会・[東京・埼玉・神奈川] 福島避難母子の会 in 関東・[栃木] 栃木避難者母の会・[茨城] 被災者ママの会・[滋賀] 滋賀県内避難者の会・[奈良] 奈良県被災者の会

◆活動報告② 野洲マルシェ(3月10日)

「浪江太っちょ焼きそば」のブースを出店して

東日本大震災の復興支援イベントとして開催された、野洲ミニマルシェに会として初めての試みとしてイベントブース出店をさせていただきました。会としても補助金や支援に頼らない運営と地域コミュニティへの参画、新しい仲間作りを目的として今後県内各地のイベントに参加予定です。

暴風雨に襲われながらも、NHKのお昼のニュースで紹介され、行列が絶えることなく準備した約300食は4時間弱で完売しました！！

沢山のお客様に温かいお声がけを頂きました。隣では福島ピーチママの型染め手拭い、そして会とガンバさんコラボのクッキーも沢山のお客様にお買い上げいただき大盛況のうちに終わることができました。

浪江太っちょ焼きそばブースでお手伝いいただきました避難者の佐藤さん(栗東市)、廣井さん(野洲市)、山ノ井さん(近江八幡市)、初めてのクレープでしたが、とても楽しく有意義な時間になりました。

今後も沢山の方々に参加いただき、みんなで楽しみながら出店を重ねていきたいと考えています。

是非、お手伝い頂ける方は下記までお気軽にご連絡ください。

みんなの特技や趣味、職業などを活かした新しい仲間作りを一緒に考えていきませんか？

ちょっと息抜きに。趣味や特技を活かしたい！地域の皆さんと交流したい、新しい仲間を作りたい、そんな希望をぜひ叶えましょう！！

【今後の「浪江太っちょ焼きそば」イベント出店スケジュール】

4月21日(日)野洲市 滋賀県植樹祭

4月28日(日)米原市 チューリップ祭り

他、現在出店オファー殺到中につきお手伝い頂ける方大募集中です！！

浪江太っちょ焼きそば
ブースサポートスタッフに関するお問い合わせ
担当:世話人副代表 高野正巳(長浜市)
TEL:090-3648-0566
E-mail: masa3tk@gmail.com

3月10日 野洲ミニマルシェ 報告書

雨、風がひどい悪天候の中、500名以上の方に来ていただき、野洲ミニマルシェは盛況の中、終了することができました。

東日本大震災滋賀県内避難者の会の販売隊としても、みんな揃っての形としては、はじめてのことで、どうなることやらと不安がいっぱいでしたが、お客様から、「応援していますよ」「がんばってください」「お昼のTVを見て、どうしても浪江焼きそばが食べたくて、雨、風がひどかったですが、来ました」・・・とお声をいただき、元気が出て最後までやりきることができました。特に、浪江焼きそばの人気はすごく、片づけが始まって最後の最後まで列が続いていました。

多くの皆さんのおかげで、東日本大震災滋賀県内避難者の会は、今後も継続していけそうです。ありがとうございました。

会計報告

	売上	材料費	利益
1. 浪江太っちょ 焼きそば	86250円	-34949円	51301円
2. ガンバクッキー	47450円	—————	※利益計算は後日 になります
3. ピーチママ 型染め手ぬぐい等 (寄付金も含む)	35800円	—————	※利益計算は後日 になります
合計売上	169,500円		

平成 25 年 3 月 18 日

東日本大震災滋賀県内避難者の会
世話人代表 遠藤 正一

◆ お知らせ

予算の都合上、次号から会報のお届けは不定期とさせて頂くことをご了承ください。
また、毎月第2・4日曜日に予定されていましたが、「学習サポート」は一時休講となります。
宜しくお願い致します。

ブログ <http://shigahinansya.shiga-saku.net/>
滋賀県内避難者の会



滋賀県内避難者の会 事務局
〒520-0047
あすとはまおおつ
大津市浜大津 4-1-1 明日都浜大津 1F
大津市市民活動センター S06号
メール(代表) shigahinan@gmail.com
携帯メール shigahinan@willcom.com
電話(代表) 070-6689-7467

キッチン Nagomi

kyoto nanajo



ランチ&カフェ・雑貨

オープン時間

10:30~16:30 (L.O.16:00)

ランチ11:30~14:30 (日・祝 店休)

その他不定休有り



京都産の美味しいお米、

新鮮な旬のお野菜を

たっぷり使ったランチ 650円～

手づくりスイーツ 300円～

お弁当やお惣菜のテイクアウト、

お座敷席のご予約も承ります!

(2名～20名様)

「キッチン Nagomi」は、京町家の風情を残したままのスペース。2階席は広々としたお座敷スペースで、お子様連れも、ほっこりくつろいでいただけます。安全・安心と手づくりにもこだわり、食材も調味料も厳選したものを使用したランチ、ドリンク、スイーツや雑貨をお楽しみください。このお店は、あの東日本大震災から生まれました。地震や津波、原発事故によって住み慣れたまちを離れ、京都に住むことになった人々と京都の人々が少しずつつながり、そして一緒に働くことになったお店です。ぜひ足をお運びください!

<アクセス>

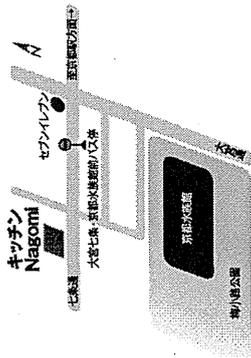
600-8833 京都市下区西酢屋町10

(七条大宮北から西に約200m)

京都市バス 京都水族館前 徒歩1分

TEL & FAX : 075-354-7135 fucco.nagomi@gmail.com

<http://kitchen.fucco-nagomi.com/>



「キッチンNagomi」とは・・・

東日本大震災は、多くの方々の生命を奪い、また多くの方々の人生を変えました。そして、日本は今、長い復興の道程にいます。

地震や津波、そして原発事故によって故郷や家だけでなく様々なものを失い、住み慣れたまちを離れざるを得なくなりました。私たちの仲間は、縁あって、ここ、京都に住むことになりました。

「キッチン Nagomi」は、京都でつながったたくさんの方々の支援と協力をいただきながら生まれた、「私たち」が一緒に働くお店です。京都水族館のオープンでにぎわいが生まれた大宮七条という「新しいまち」で、安全・安心と手づくりこだわったランチ、ドリンク、デザートを召し上がっていただき、私たちや東北の方々がつくった雑貨を販売する、就労支援型のアンテナショップです。

私たちスタッフの中には子育て中のママがたくさんいます。「キッチン Nagomi」は、私たちママの特技と経験を活かし、子育て中のママが、子どもや友達と一緒にランチを楽しんだり、家族でゆったりと時間を過ごしたり、暮らしに関するちょっとしたアイデアを持って帰ったりできることをとても大切にしてお店です。

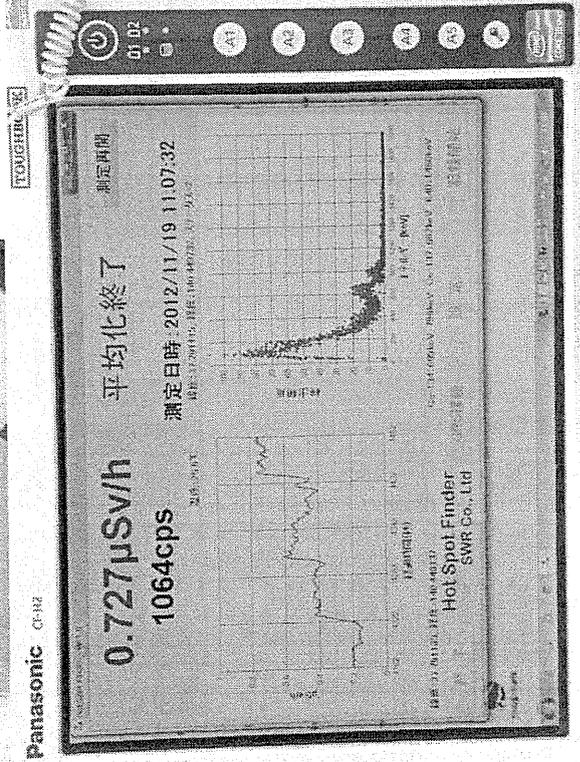
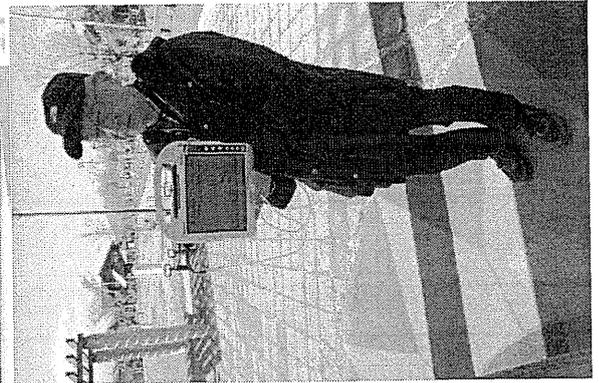
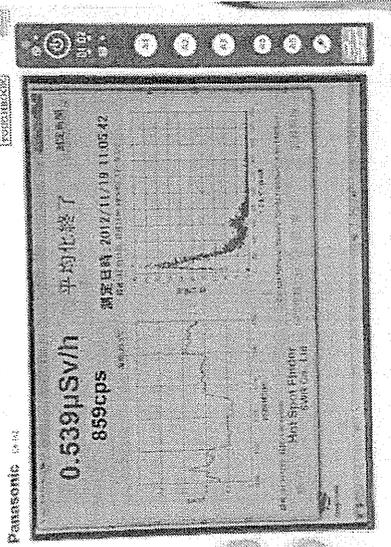
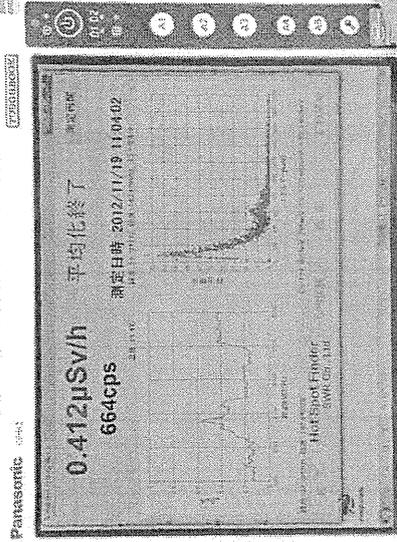
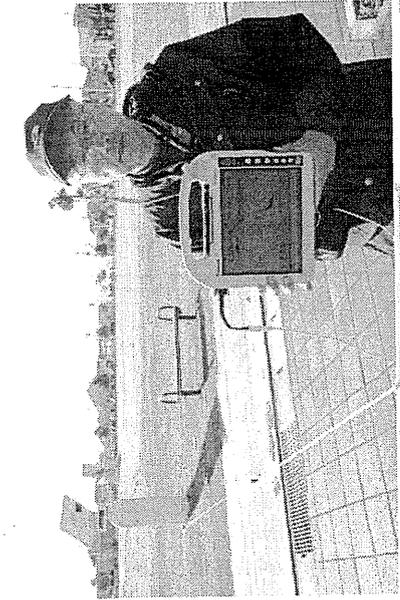
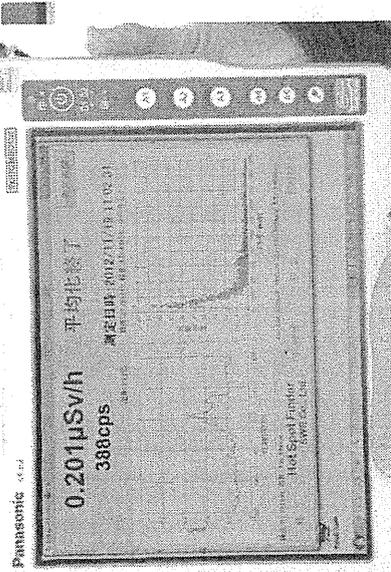
京都というまちが復興を応援し続けていることの小さなシンボルとして、こころの和をむすびながら、ぼちぼち歩む、みんなの家でありたいと願っています。

どうぞ未永く御愛顧賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

阿武隈川の河川敷やサイクリングロードは高い放射線量を示す。こうした場所を部活動やトレーニングに使っている。外部被曝のほか、ほこり吸引による内部被曝が心配。



子どもたちを放射能から守る福島ネットワーク 2012年10月測定【Hot Spot Finder】

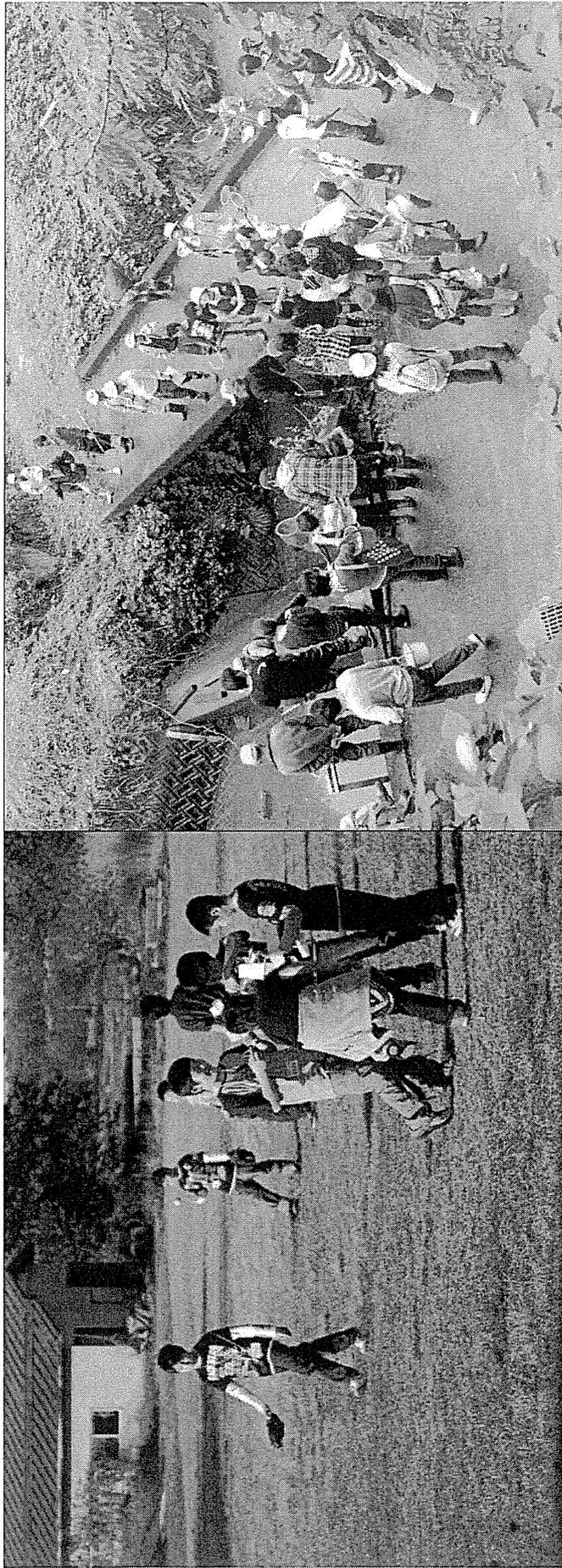


福島市南矢野目 北中央公園
 モニタリングポスト 距離比較
 0m 0.201 μ sv/h
 5m 0.412 μ sv/h
 10m 0.539 μ sv/h
 他 0.727 μ sv/h
 (浸透性の高いカラー舗装)

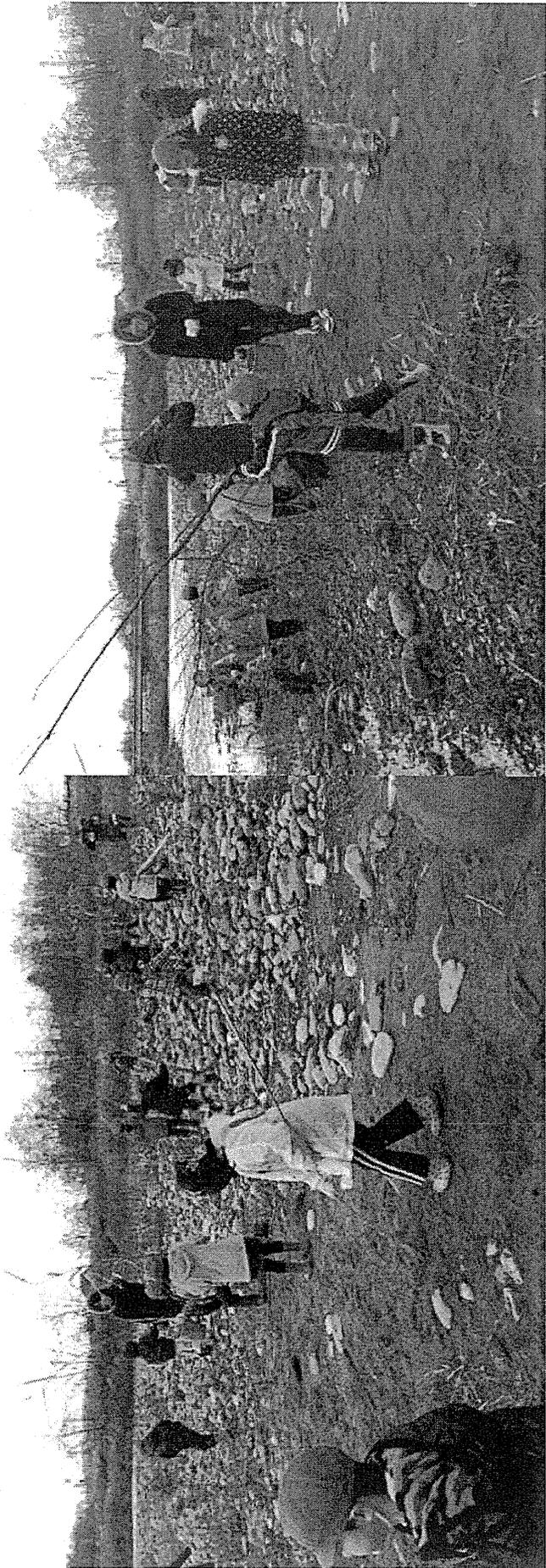
肥満の子、福島で顕著 原発事故後に運動不足

小1は4.7ポイント増の9.7%、滋賀の5倍

- 福島県の幼稚園から高校3年(4月1日時点5~17歳)の子どもに、身長別の標準体重より20%以上重い「肥満傾向」の割合が増えていることが25日、文科科学省の平成24年度学校保健統計調査速報で分かった。文科省は「原発事故後に屋外活動を制限した学校が多く、運動不足が原因の一つ」とみている。
- 特に小学校 低学年で増加
小1=4.7ポイント増の9.7%、小3=5.1ポイント増の13.5%
中3=0.6ポイント増の11.5%、高3=1.4ポイント増の14.1%
- 屋外活動を制限
2011年6月時点で全公立小中高校の約56%に当たる449校。
2012年9月時点でも小中の71校で続いている。



全国の支援団体による保養プログラム 週末保養＋長期休暇保養



絆

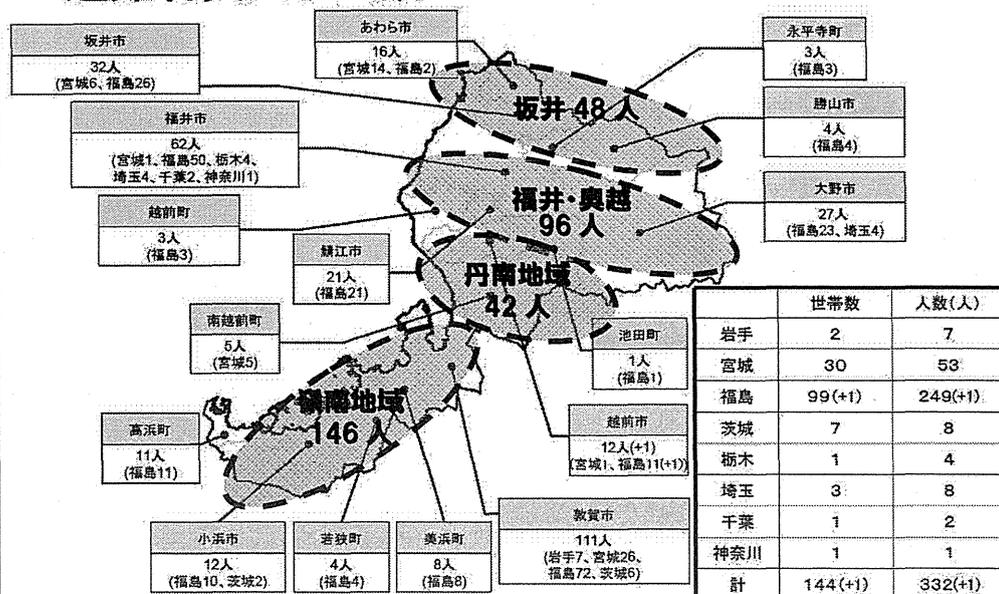
2011.3.11

東日本大震災復興支援・避難者支援

ひとりじゃないよプロジェクト・福井
活動紹介支える側も
ひとりじゃないよ

避難者受入れ人数

平成24年11月27日9:00現在



ひとりじゃないよプロジェクト・福井

1. 2011 年度活動報告

<活動方針>アンダーライン部が主な活動

●福井にいてできる被災地の復興支援

仮設住宅等の提案/サマーキャンプ等一時避難者の受入れ環境の整備/被災地物産の販売促進/etc.

●福井への避難者を支える

受入れ住宅、地域の発掘/避難者の生活支援/避難先での仕事の斡旋/避難者のネットワークづくり支援/避難者交流会の開催/必需品の無償提供/地域別避難者交流拠点の開設/etc.

<設立前>

3/11 14:46 東日本大震災(M9.0)

福島第一原子力発電所事故発生

4/11 東日本大震災報告会(RQ 主催)参加

4/30-5/2 被災地状況把握・復興支援(4名)

5/23 避難者川崎葉子氏に支援打診

6/3 川崎葉子氏を招いた勉強会開催

6/4,11 物資提供会(川崎葉子氏主催)参加

<設立>

6/26 ひとりじゃないよプロジェクト・福井設立

2011/7/1 避難者交流常設拠点開設

「たわら屋」(福井市文京 2-1-27)

7/26,8/4 サマーキャンプボランティア説明会開催

7/31 第1回避難者のつどい・福井開催

9/1 避難者専用メーリングリスト開設

9/4 支援物資仕分け会

9/11 第2回避難者のつどい・福井

「鎮魂のつどい～今まで、そしてこれから」開催

10/22 第3回避難者のつどい・福井開催

12/11 復興支援ボランティアフォーラム 2011 参加

12/27 年越しパックお届け(そば、もち他)

2012/1/8-9 2012 復興・減災フォーラム全国被災地交流集会(関学)参加

2/4 高橋ジョージ復興支援ミニコンサート開催支援(主催:NHK)

2012/3/3 「F・F・F(福島・福井・福幸)の会」運営

支援

3/10 東日本大震災追悼の集い in FUKUI 運営参加

3/11 鎮魂のつどい in 永平寺 開催



第1回避難者のつどい(2011.7.31)



年越しパックお届け(2011.12 末:敦賀)



鎮魂のつどい in 永平寺(2012.3.11)

日刊県民福井(2012/3/12)

2. 2012 年度活動経過と予定

4/28 避難者支援専門家連絡会準備会開催

6-7月 避難者交流拠点「殿下未来工房」改修事業
参画(設計、施行)

7/22 避難者支援専門家連絡会設立
約60人の専門家の方に登録いただく

8/1 福井県内避難者専用無料相談電話開設
8月 8人、15件
9月 6人、6件

9/29 避難者のつどい in 殿下開催
中立な立場で、避難者に必要な情報を提供
する事業の一つとして、「内部被曝を生き抜く」
の上映会を開催

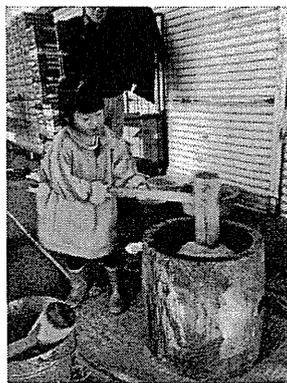
10/26-27 福島県現地支援隊福島入り
南相馬市から大野に会社ごと避難されていた
方からの依頼で、屋外で遊べない子どもの
室内用遊具が足りない、新鮮野菜が足り
ない、ということでお届けしました。

11月~3月 原発避難者支援法研究会
先般成立した「原子力子ども被災者支援
法」の具体的な中身の制度設計を行う会
議が月一回東京で開催。地方で避難者支
援をしている立場で参加要請を受け、参加

12月15日 年忘れ餅つき会 in 嶺南(第5
回)避難者のつどい
嶺南地域の避難者の交流機会づくり
として嶺南地域でつどいを開催。

12月22日 年越しパック
用餅つき

12月23日 年越しパック
箱詰め作業
「せめて避難者の方に普通の年越しを」と50セットを
配布し、大好評。



嶺南餅つき会(12/15)



避難者交流拠点改修事業参画(1206-07)



避難者支援専門家連絡会設立(120722)

くろうなし ふくい
0120-967-291

秘密は守ります・匿名でもOK!

無料相談電話から「よりそい福井」による相談の流れイメージ図

お気軽に掛けてください。

ファックス専用
0778-43-5411
でもお受けできます。
(フリーダイヤルではありません)

福井県内避難者専用無料相談電話開設(120801)

ひとりじゃないよプロジェクト・福井

会員エントリーシート

ひとりじゃないよプロジェクト・福井 様(世話人代表 内山宛)

私は、「ひとりじゃないよプロジェクト・福井」の趣旨に賛同し、被災地の復興ならびに福井に避難された方々の生活再建に向けて、可能なかぎり支えます。

会員種別 ※該当する会員種別にチェック	<input type="checkbox"/> 個人会員 / 3,000 円 / 口・年 趣旨に賛同し、主に会費面で支えていただける個人 <input type="checkbox"/> 団体会員 / 10,000 円 / 口・年 経済的、物的側面から支えていただける団体、企業 <input type="checkbox"/> ボランティア会員 / 会費なし 主に具体的な活動面で支えていただける個人 <input type="checkbox"/> 避難者会員 / 会費なし 避難者同士の交流、情報共有を求める避難者 (避難者専用メーリングリストに参加)	<input checked="" type="checkbox"/> 会費、支援金等 振り込み口座 金融機関: 福井信用金庫 丸岡営業部 口座番号: 0391476 口座名義: ひとりじゃないよプロジェクト・福井 会計橋本健二	
団体名 又は個人氏名	団体の場合の 代表者名		
連絡先住所	〒 -		
電話番号		年齢・年 代	才・才代
支援可能内容			
活動可能時間帯 (口にレを、複数可)	<input type="checkbox"/> 平日の日中 <input type="checkbox"/> 平日の夜	<input type="checkbox"/> 土日祭日の日中 <input type="checkbox"/> 土日祭日の夜	
メーリングリスト 受信アドレス	アドレス: _____ @ _____		
自由記入欄			

下記あてにお送りいただきますと、当会のメーリングリストから支援情報やイベント情報が届きます。

●メール: uchiyama@jin-ai.ac.jp(内山メール) ●FAX 送信: 0778-43-5411(事務局)

●世話人 世話人代表: 内山 秀樹(仁愛女子短期大学)

世話人 : 尾野 和之(福井県建築士会) / 竹内陽一(行政書士) /

辻 一憲((特活)自然体験共学センター) / 橋本 健二(カルチャーセンター経営) /

吉田有子(避難者支援員)

ひとりじゃないよプロジェクト・福井

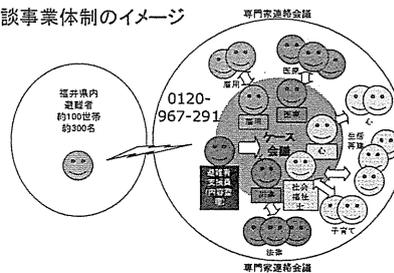
広域避難者を取り巻く不安と課題

- 広がる・強まる放射能への不安
1年半たって、幼稚園児の40%に甲状腺異常が！ある市の小学生の半数も！
- 進まない検査
甲状腺検査の通知がようやく広域避難者宅に
WBCはまだ行政間の調整もまだ
- 遅々として進まない原発被害損害賠償
民法上の損害賠償の時効：3年→申請書類を受け取ってから3年半値半掛け交渉：弱者を手玉に
- まだ埋もれている避難者
- 時間の経過とともに沸いてくる課題
緊急雇用対策終了('13/3末)
借り上げ住宅終了('14/3末?)

13

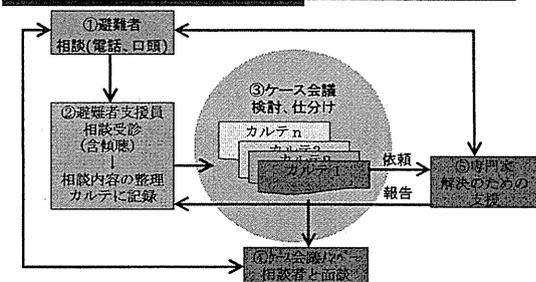
ひとりじゃないよ の課題 ～支援体制と相談事業の再構築

(1) 相談事業体制のイメージ



14

(2) 相談の流れ



15

PJの悩み

- 相談事業コアメンバーの拡充
弁護士、行政書士、医師(小児科医、内科、精神科等)、臨床心理士、社会福祉士等々
- 運営資金の確保
避難者支援員：100万円/年・人
0120電話：30万円/年
※望まれる2人体制
訪問調査なども実施すべき
- ケース会議・専門家薄謝、交通費：20万円

16



平成25年3月15日
復興庁

全国の避難者等の数

各地方公共団体の協力を得て、避難者等の所在都道府県別・所在施設別の数（平成25年3月7日現在）を把握しましたので、以下の通り公表します。

- ①全国の避難者等の数は、約31万3千人
- ②避難所にいる者は、132人
- ③住宅等に入居済みの者は、全国で約29万8千人
- ④全国47都道府県、1,200以上の市区町村に所在

別紙1：所在都道府県別の避難者等の数【概要】

別紙2：所在都道府県別の避難者等の数【一覧】

本件連絡先：
復興庁 被災者支援班
森、河原、新免
TEL：03-5545-7480

所在都道府県別の避難者等の数(平成25年3月7日現在)【概要】
 (下段のカッコ書きは、前回(平成25年2月7日現在)からの増減数)

(単位:人、団体数)

所在 都道府県	施設別				計		所在判明 市区町村数	
	A 避難所 (公民館、 学校等)	B 旅館・ ホテル	C その他 (親族・ 知人宅等)	D 住宅等 (公営、仮 設、民間、病 院含む)	(前回との差)			
北海道	0	0	560	2,387	2,947	(+ 8)	91	
東北	青森県	0	0	513	636	1,149	(- 10)	24
	岩手県	0	0	342	39,962	40,304	(- 304)	(※1) 29
	宮城県	0	0	1,035	107,322	108,357	(- 1,280)	(※1) 35
	秋田県	0	0	488	793	1,281	(- 1)	20
	山形県	0	0	570	9,412	9,982	(- 102)	34
	福島県	0	0	—	97,072	97,072	(+ 50)	(※1) 47
	新潟県	0	0	287	5,618	5,905	(- 47)	(※1) 28
関東	132	0	8,068	25,079	33,279	(- 155)	(※1) 377	
東海北陸	0	0	612	2,258	2,870	(+ 4)	112	
近畿	0	0	1,298	2,895	4,193	(- 17)	136	
中国	0	0	626	1,371	1,997	(+ 15)	73	
四国	0	0	263	253	516	(- 14)	47	
九州・沖縄	0	0	677	2,800	3,477	(- 14)	162	
合計	132 (- 7)	0 (0)	15,339 (- 73)	297,858 (- 1,787)	313,329	(- 1,867)	1,215 (- 1)	

【注】

- (※1) 当該欄の数値以外に、避難者が所在する市区町村があり得る場合を示している。
 (※2) 自県外に避難等している者の数は、福島県から56,920人、宮城県から7,945人、岩手県から1,603人となっている。

所在都道府県別の避難者等の数(平成25年3月7日現在)【一覧】
 (下段のカッコ書きは、前回(平成25年2月7日現在)からの増減数)

(単位:人、団体数)

所在 都道府県	施設別				計	所在判明 市区町村数
	A 避難所 (公民館、 学校等)	B 旅館・ ホテル	C その他 (親族・ 知人宅等)	D 住宅等 (公営、仮設、民 間、病院含む)		
1 北海道	0 (0)	0 (0)	560 (+ 7)	2,387 (+ 1)	2,947 (+ 8)	91 (0)
2 青森県	0 (0)	0 (0)	513 (- 1)	636 (- 9)	1,149 (- 10)	24 (0)
3 岩手県	0 (0)	0 (0)	342 (+ 4)	39,962 (- 308)	40,304 (- 304)	(※1) 29 (+ 2)
4 宮城県	0 (0)	0 (0)	1,035 (- 3)	107,322 (- 1,277)	108,357 (- 1,280)	(※1) 35 (0)
5 秋田県	0 (0)	0 (0)	488 (- 9)	793 (+ 8)	1,281 (- 1)	20 (0)
6 山形県	0 (0)	0 (0)	570 (- 9)	9,412 (- 93)	9,982 (- 102)	34 (0)
7 福島県	0 (0)	0 (0)	—	97,072 (+ 50)	97,072 (+ 50)	(※1) 47 (- 1)
8 茨城県	0 (0)	0 (0)	564 (- 40)	4,839 (+ 68)	5,403 (+ 28)	42 (+ 1)
9 栃木県	0 (0)	0 (0)	501 (+ 9)	2,600 (- 17)	3,101 (- 8)	25 (0)
10 群馬県	0 (0)	0 (0)	214 (- 1)	1,556 (- 32)	1,770 (- 33)	28 (0)
11 埼玉県	132 (- 7)	0 (0)	0 (0)	3,857 (- 41)	3,989 (- 48)	56 (0)
12 千葉県	0 (0)	—	3,993 (+ 39)	—	3,993 (+ 39)	46 (0)
13 東京都	0 (0)	0 (0)	2,189 (- 7)	6,848 (- 34)	9,037 (- 41)	55 (0)
14 神奈川県	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2,719 (- 39)	2,719 (- 39)	(※1) 25 (0)
15 新潟県	0 (0)	0 (0)	287 (- 15)	5,618 (- 32)	5,905 (- 47)	(※1) 28 (- 1)
16 富山県	0 (0)	0 (0)	73 (0)	233 (- 19)	306 (- 19)	10 (0)

所在 都道府県	施設別				計	所在判明 市区町村数
	A 避難所 (公民館、 学校等)	B 旅館・ ホテル	C その他 (親族・ 知人宅等)	D 住宅等 (公営、仮設、民 間、病院含む)		
17 石川県	0 (0)	0 (0)	108 (0)	366 (+ 3)	474 (+ 3)	11 (0)
18 福井県	0 (0)	0 (0)	69 (0)	256 (0)	325 (0)	15 (0)
19 山梨県	0 (0)	0 (0)	159 (- 2)	667 (+ 2)	826 (0)	21 (0)
20 長野県	0 (0)	0 (0)	147 (+ 7)	1,136 (- 14)	1,283 (- 7)	46 (0)
21 岐阜県	0 (0)	0 (0)	134 (+ 1)	206 (0)	340 (+ 1)	28 (0)
22 静岡県	0 (0)	0 (0)	301 (- 31)	857 (- 15)	1,158 (- 46)	33 (+ 1)
23 愛知県	0 (0)	0 (0)	210 (- 1)	1,032 (+ 12)	1,242 (+ 11)	46 (0)
24 三重県	0 (0)	0 (0)	87 (- 10)	421 (+ 18)	508 (+ 8)	17 (0)
25 滋賀県	0 (0)	0 (0)	223 (- 4)	124 (0)	347 (- 4)	15 (0)
26 京都府	0 (0)	0 (0)	270 (0)	738 (- 6)	1,008 (- 6)	16 (0)
27 大阪府	0 (0)	0 (0)	297 (0)	879 (0)	1,176 (0)	31 (0)
28 兵庫県	0 (0)	0 (0)	310 (- 4)	726 (+ 3)	1,036 (- 1)	28 (0)
29 奈良県	0 (0)	0 (0)	90 (0)	96 (- 1)	186 (- 1)	18 (0)
30 和歌山県	0 (0)	0 (0)	39 (0)	76 (- 5)	115 (- 5)	13 (0)
31 鳥取県	0 (0)	0 (0)	53 (0)	152 (+ 2)	205 (+ 2)	13 (0)
32 島根県	0 (0)	0 (0)	24 (0)	109 (0)	133 (0)	13 (0)
33 岡山県	0 (0)	0 (0)	277 (+ 3)	643 (+ 12)	920 (+ 15)	19 (0)

所在 都道府県	施設別				計	所在判明 市区町村数
	A 避難所 (公民館、 学校等)	B 旅館・ ホテル	C その他 (親族・ 知人宅等)	D 住宅等 (公営、仮設、民 間、病院含む)		
34 広島県	0 (0)	0 (0)	221 (+ 5)	355 (- 7)	576 (- 2)	15 (- 1)
35 山口県	0 (0)	0 (0)	51 (- 1)	112 (+ 1)	163 (0)	13 (0)
36 徳島県	0 (0)	0 (0)	37 (0)	51 (0)	88 (0)	12 (0)
37 香川県	0 (0)	0 (0)	13 (0)	87 (0)	100 (0)	8 (0)
38 愛媛県	0 (0)	0 (0)	146 (0)	56 (0)	202 (0)	12 (0)
39 高知県	0 (0)	0 (0)	67 (- 4)	59 (- 10)	126 (- 14)	15 (0)
40 福岡県	0 (0)	0 (0)	157 (0)	588 (- 2)	745 (- 2)	37 (0)
41 佐賀県	0 (0)	0 (0)	41 (0)	230 (0)	271 (0)	10 (0)
42 長崎県	0 (0)	0 (0)	53 (0)	97 (- 2)	150 (- 2)	12 (0)
43 熊本県	0 (0)	0 (0)	106 (+ 2)	288 (+ 7)	394 (+ 9)	22 (- 1)
44 大分県	0 (0)	0 (0)	56 (- 10)	273 (- 3)	329 (- 13)	16 (0)
45 宮崎県	0 (0)	0 (0)	85 (0)	177 (0)	262 (0)	10 (0)
46 鹿児島県	0 (0)	0 (0)	99 (+ 3)	174 (0)	273 (+ 3)	27 (0)
47 沖縄県	0 (0)	0 (0)	80 (- 1)	973 (- 8)	1,053 (- 9)	28 (- 1)
合計	132 (- 7)	0 (0)	15,339 (- 73)	297,858 (- 1,787)	313,329 (- 1,867)	1,215 (- 1)

【注】

- (※1) 当該欄の数値以外に、避難者が所在する市区町村があり得る場合を示している。
(※2) 自県外に避難等している者の数は、福島県から56,920人、宮城県から7,945人、岩手県から1,603人となっている。

東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律

(平成二十四年六月二十七日法律第四十八号)

資料

12

(目的)

第一条 この法律は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故(以下「東京電力原子力事故」という。)により放出された放射性物質が広く拡散していること、当該放射性物質による放射線が人の健康に及ぼす危険について科学的に十分に解明されていないこと等のため、一定の基準以上の放射線量が計測される地域に居住し、又は居住していた者及び政府による避難に係る指示により避難を余儀なくされている者並びにこれらの者に準ずる者(以下「被災者」という。)が、健康上の不安を抱え、生活上の負担を強いられており、その支援の必要性が生じていること及び当該支援に関し特に子どもへの配慮が求められていることに鑑み、子どもに特に配慮して行う被災者の生活支援等に関する施策(以下「被災者生活支援等施策」という。)の基本となる事項を定めることにより、被災者の生活を守り支えるための被災者生活支援等施策を推進し、もって被災者の不安の解消及び安定した生活の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

- 第二条** 被災者生活支援等施策は、東京電力原子力事故による災害の状況、当該災害からの復興等に関する正確な情報の提供が図られつつ、行われなければならない。
- 被災者生活支援等施策は、被災者一人一人が第八条第一項の支援対象地域における居住、他の地域への移動及び移動前の地域への帰還についての選択を自らの意思によって行うことができるよう、被災者がそのいずれを選択した場合であっても適切に支援するものでなければならない。
 - 被災者生活支援等施策は、東京電力原子力事故に係る放射線による外部被ばく及び内部被ばくに伴う被災者の健康上の不安が早期に解消されるよう、最大限の努力がなされるものでなければならない。
 - 被災者生活支援等施策を講ずるに当たっては、被災者に対するいわれなき差別が生ずることのないよう、適切な配慮がなされなければならない。
 - 被災者生活支援等施策を講ずるに当たっては、子ども(胎児を含む。)が放射線による健康への影響を受けやすいことを踏まえ、その健康被害を未然に防止する観点から放射線量の低減及び健康管理に万全を期することを含め、子ども及び妊婦に対して特別の配慮がなされなければならない。
 - 被災者生活支援等施策は、東京電力原子力事故に係る放射線による影響が長期間にわたるおそれがあることに鑑み、被災者の支援の必要性が継続する間確実に実施されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護すべき責任並びにこれまで原子力政策を推進してきたことに伴う社会的な責任を負っていることに鑑み、前条の基本理念にのっとり、被災者生活支援等施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(法制上の措置等)

第四条 政府は、被災者生活支援等施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の

措置を講じなければならない。

(基本方針)

第五条 政府は、第二条の基本理念にのっとり、被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 被災者生活支援等施策の推進に関する基本的方向

二 第八条第一項の支援対象地域に関する事項

三 被災者生活支援等施策に関する基本的な事項(被災者生活支援等施策の推進に関し必要な計画に関する事項を含む。)

四 前三号に掲げるもののほか、被災者生活支援等施策の推進に関する重要事項

3 政府は、基本方針を策定しようとするときは、あらかじめ、その内容に東京電力原子力事故の影響を受けた地域の住民、当該地域から避難している者等の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4 政府は、基本方針を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(汚染の状況についての調査等)

第六条 国は、被災者の生活支援等の効果的な実施に資するため、東京電力原子力事故に係る放射性物質による汚染の状況の調査について、東京電力原子力事故により放出された可能性のある放射性物質の性質等を踏まえつつ、当該放射性物質の種類ごとにきめ細かく、かつ、継続的に実施するものとする。

2 国は、被災者の第二条第二項の選択に資するよう、前項の調査の結果及び環境中における放射性物質の動態等に関する研究の成果を踏まえ、放射性物質による汚染の将来の状況の予測を行うものとする。

3 国は、第一項の調査の結果及び前項の予測の結果を随時公表するものとする。

(除染の継続的かつ迅速な実施)

第七条 国は、前条第一項の調査の結果を踏まえ、放射性物質により汚染された土壌等の除染等の措置を継続的かつ迅速に実施するため必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の場合において、国は、子どもの住居、学校、保育所その他の子どもが通常所在する場所(通学路その他の子どもが通常移動する経路を含む。)及び妊婦の住居その他の妊婦が通常所在する場所における土壌等の除染等の措置を特に迅速に実施するため、必要な配慮をするものとする。

(支援対象地域で生活する被災者への支援)

第八条 国は、支援対象地域(その地域における放射線量が政府による避難に係る指示が行われるべき基準を下回っているが一定の基準以上である地域をいう。以下同じ。)で生活する被災者を支援するため、医療の確保に関する施策、子どもの就学等の援助に関する施策、家庭、学校等における食の安全及び安心の確保に関する施策、放射線量の低減及び生活上の負担の軽減のための地域における取組の支援に関する施策、自然体験活動等を通じた心身の健康の保持に関する施策、家族と離れて暮らすこととなった子どもに対する支援に関する施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 前項に規定する子どもの就学等の援助に関する施策には、学校における学習を中断した子どもに対する補習の実施及び学校における屋外での運動が困難となった子どもに対する屋外での運動の機会の提供が含まれるものとする。
- 3 第一項に規定する家庭、学校等における食の安全及び安心の確保に関する施策には、学校給食の共同調理場等における放射性物質の検査のための機器の設置に関する支援が含まれるものとする。
- 4 第一項に規定する放射線量の低減及び生活上の負担の軽減のための地域における取組には、子どもの保護者等による放射性物質により汚染された土壌等の除染等の措置、学校給食等についての放射性物質の検査その他の取組が含まれるものとし、当該取組の支援に関する施策には、最新の科学的知見に基づき専門的な助言、情報の提供等を行うことができる者の派遣が含まれるものとする。

(支援対象地域以外の地域で生活する被災者への支援)

第九条 国は、支援対象地域から移動して支援対象地域以外の地域で生活する被災者を支援するため、支援対象地域からの移動の支援に関する施策、移動先における住宅の確保に関する施策、子どもの移動先における学習等の支援に関する施策、移動先における就業の支援に関する施策、移動先の地方公共団体による役務の提供を円滑に受けられるようにするための施策、支援対象地域の地方公共団体との関係の維持に関する施策、家族と離れて暮らすこととなった子どもに対する支援に関する施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

(支援対象地域以外の地域から帰還する被災者への支援)

第十条 国は、前条に規定する被災者で当該移動前に居住していた地域に再び居住するもの及びこれに準ずる被災者を支援するため、当該地域への移動の支援に関する施策、当該地域における住宅の確保に関する施策、当該地域における就業の支援に関する施策、当該地域の地方公共団体による役務の提供を円滑に受けられるようにするための施策、家族と離れて暮らすこととなった子どもに対する支援に関する施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

(避難指示区域から避難している被災者への支援)

第十一条 国は、政府による避難に係る指示の対象となっている区域から避難している被災者を支援するため、特定原子力事業者(原子力損害の賠償に関する法律(昭和三十六年法律第四百七十七号)第三条第一項の規定により東京電力原子力事故による損害の賠償の責めに任ずべき原子力事業者(同法第二条第三項に規定する原子力事業者をいう。)をいう。第十九条において同じ。)による損害賠償の支払の促進等資金の確保に関する施策(当該区域における土地等の取扱いに関するものを含む。)、家族と離れて暮らすこととなった子どもに対する支援に関する施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国は、前項に規定する被災者で当該避難前に居住していた地域に再び居住するもの及びこれに準ずる被災者を支援するため、前条の施策に準じた施策を講ずるものとする。

(措置についての情報提供)

第十二条 国は、第八条から前条までの施策に関し具体的に講ぜられる措置について、被災者に対し必要な情報を提供するための体制整備に努めるものとする。

(放射線による健康への影響に関する調査、医療の提供等)

第十三条 国は、東京電力原子力事故に係る放射線による被ばくの状況を明らかにするため、被ばく

放射線量の推計、被ばく放射線量の評価に有効な検査等による被ばく放射線量の評価その他必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国は、被災者の定期的な健康診断の実施その他東京電力原子力事故に係る放射線による健康への影響に関する調査について、必要な施策を講ずるものとする。この場合において、少なくとも、子どもである間に一定の基準以上の放射線量が計測される地域に居住したことがある者（胎児である間にその母が当該地域に居住していた者を含む。）及びこれに準ずる者に係る健康診断については、それらの者の生涯にわたって実施されることとなるよう必要な措置が講ぜられるものとする。
- 3 国は、被災者たる子ども及び妊婦が医療（東京電力原子力事故に係る放射線による被ばくに起因しない負傷又は疾病に係る医療を除いたものをいう。）を受けたときに負担すべき費用についてその負担を減免するために必要な施策その他被災者への医療の提供に係る必要な施策を講ずるものとする。

（意見の反映等）

第十四条 国は、第八条から前条までの施策の適正な実施に資するため、当該施策の具体的な内容に被災者の意見を反映し、当該内容を定める過程を被災者にとって透明性の高いものとするために必要な措置を講ずるものとする。

（調査研究等及び成果の普及）

第十五条 国は、低線量の放射線による人の健康への影響等に関する調査研究及び技術開発（以下「調査研究等」という。）を推進するため、調査研究等を自ら実施し、併せて調査研究等の民間による実施を促進するとともに、その成果の普及に関し必要な施策を講ずるものとする。

（医療及び調査研究等に係る人材の養成）

第十六条 国は、放射線を受けた者の医療及び調査研究等に係る人材を幅広く養成するため、必要な施策を講ずるものとする。

（国際的な連携協力）

第十七条 国は、調査研究等の効果的かつ効率的な推進を図るため、低線量の放射線による人の健康への影響等に関する高度の知見を有する外国政府及び国際機関との連携協力その他の必要な施策を講ずるものとする。

（国民の理解）

第十八条 国は、放射線及び被災者生活支援等施策に関する国民の理解を深めるため、放射線が人の健康に与える影響、放射線からの効果的な防護方法等に関する学校教育及び社会教育における学習の機会の提供に関する施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

（損害賠償との調整）

第十九条 国は、被災者生活支援等施策の実施に要した費用のうち特定原子力事業者に対して求償すべきものについて、適切に求償するものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

（見直し）

- 2 国は、第六条第一項の調査その他の放射線量に係る調査の結果に基づき、毎年支援対象地域等の対象となる区域を見直すものとする。

(財政法関連、予備費の取扱いについての質疑、省略)

○谷岡 郁子 (みどりの風)

(省略) 重ねて特会などで毎年積み上がって、ほとんど使われない予備費のあり方というものについても、今後の対応としてぜひお考えいただきたいということをお願いいたします。

私が今回予備費にこだわりますのは、実は予備費を狙っておるからでございます。というのは、復興特会に6000億円の予備費というのが計上されております。そして、この資料をもう少し見ていただきたいのですが、復興の関係で交付金というものがどのように払い出されているかということで表をお付けしました。

この復興交付金というのは何ですか。

○根本 匠復興大臣 (福島原発事故再生総括担当)

この復興交付金は、資料8ですか、津波被害などで壊滅的打撃を受けた地域、これはゼロから都市改造、地域改造をしなければならないような地域です。そのために、40の事業を対象として、これを一定の計画で事業を進めようという性格のものになっております。

○谷岡 郁子 (みどりの風)

資料8を見ていただければ、総理、御理解いただけますでしょうか、岩手県4933億円に対し、宮城県は9221億円、福島県は2142億円。計5回払われているわけですが、常に福島県は少ないんです。いま除染等で使われているお金は、これは東電に求償するお金です。国の主導によって行われた原発の推進、これによって被害を受けた人々に、実は国はあまりお金を出していない。なぜならば、本来、修復すべきところが汚れてしまい、手が付かないからなんです。そして、人々はいつまで経っても立ち上がれないという状況がございます。だから私たちは、子ども・被災者支援法というものをつくりました。で、森まさこさんが、参議院で趣旨説明をし、私が衆議院でやるとし、いわばお父さんとお母さん、どっちかわからないんですけども、父と母をやって参りました。

森まさこ大臣、どうですか。この質疑が行われたときに、子ども・被災者支援法で何ミリ(シーベルト)を目指してやるべきだということをおっしゃいましたか、この特定地域について。

○森 まさこ内閣府特命担当大臣 (消費者及び食品安全、少子化対策、男女共

同参画、女性活力・子育て支援担当)

担当大臣は復興大臣でございますが、私、筆頭発議者という立場と、それから子ども担当大臣でございますので、ご答弁させていただきたいと思っておりますけれども、この法律は、谷岡議員が原案をお書きになった被災者支援法、それから私が原案を書いた被災者救済法、その他阿部知子議員、川田龍平議員の案なども含めて、それを取りまとめた法律でございます。ですので、それぞれの、子どもの部分と被災者支援の部分で多少性格の違う部分もあると、私は思っております。

谷岡委員がいま、支援地域を何ミリシーベルト以上というふうに目標としているかという質問がございました。この点については、私は、様々な目標があったらと思うしております。谷岡委員が今日配付している資料の中に「子ども・被災者支援法とは」という資料があったと思いますが、そこに書いてありますとおり「個別の政策ごとにきめ細かな救済策を生じていく」ということだと思います。

例えば、(支援法の)8条の食品の安全ということであれば、これは全国にいくわけですから、何ミリシーベルトということでは切れないということが国会の議論の中でもあったらと思います。議論で基本方針が止まっていることによって、法のそもそもの目的である、子どもを救済する、被災者を支援するという具体的施策が遅れることは本末転倒であらうと思っております。補正予算の中では、私の所管している分野において、厚生労働担当大臣と相談して、安心子ども基金を積み増しまして、その中で、屋内遊戯施設等に使えるようにしております。

○谷岡 郁子(みどりの風)

私が憶えているかぎり、当時私と与党で、いまのような抑制的な、何ミリ(シーベルト)とは言えないんじゃないかという答弁をしておりました、じつは森議員は1ミリにすべきだとはっきりおっしゃったんですね。

で、私たちは数年かけて1ミリに達するようにしようじゃないかということをお願いしました。年次的な計画でもいいじゃないかと。

これは史上初めて、全党・会派が共同提出をした法律で、そしてもちろん、全党の支持で全員一致で、安倍総理も含めて、ご賛同いただいて通った法律でございます。

そしてこれについては、いま両方向へ支援をしようと、後で法律を読んでもらいたいですけれども、趣旨なんですね。戻ることができるようにしようと。でも人間には、恐怖からの自由というものもありますから、本当に不安な方は出る選択をしていただいて、でもちゃんと支援しようじゃないかと。双方向で

ならなければならないと。あのソ連ですら、あの人権主義的でなかったソ連ですら、25年前に起こったあのチェルノブイリ事故において、1ミリから5ミリのところについては、選択的な移住を認めるということをやって、それに対して就労や住居などの支援をしました。

総理。いま本当に困っている人々、逃げた方々のアパート代であるとか、高速代であるとか、ほんの小さなことを、本当に多くの母親たち、子どもたちは望んでおります。

しかしながら今回、そんなことに予算はついておりません。先ほど申しましたように復興特会には6000億円の予備費が付いております。どうか、こういう人たちに予算を付けてあげていただけないでしょうか。お願いでございます。

○安倍 晋三内閣総理大臣

私も総理就任後、福島を訪問いたしまして、故郷から離れて困難な生活の中で、いつ帰れるかどうか不安な中で生活をしている方たち、あるいはお子さんを抱えて、お子さんの健康を心配しているご両親とお話をしてですね、一日も早く元の生活に戻れるような道筋を示さなければならないと決意を新たにしたいところでございますが、いま谷岡委員がご指摘をされたような点を含めまして、復興大臣とよく相談をしながら、被災者の立場に立って、この財源を執行していきたいと、このように考えております。

○谷岡 郁子（みどりの風）

長いトンネルの中にいたような気がしたんですけども、いまの総理のお言葉で希望の光が見えました。

今日最後にお見せしたい資料というのは、いまチェルノブイリではどうなってきたかということにおいて、これは甲状腺ガンの問題なんです。2年目でポコンと（数字が）上がっているのは思春期の人たちなんです。

今回新たにガンが見つかった2人と怪しい7人、この人たちの平均年齢はじつは17歳になります。

（チェルノブイリでは）小さい子どもたちよりも先に、2年目に15歳から18歳（に症状）が出て、その後急激に子どもや思春期の人たちが（ガンに）なっていた。

我々は、それはやはり、安全サイドに立つべきだ。そのことに対する親たちの不安ということを考えれば、当然、外に出ようとする人たちを支援すること、一時的にあってですと、また帰るときに支援すればいいわけですから。そのことを考えなければいけないのですが、総理、いかがお考えですか。

○安倍 晋三内閣総理大臣

こうした健康管理に対する支援についてはですね、阿部政権においてもですね、いわば政府をあげて支援をしていかなければならないと、このように考えております。

様々な態勢をしっかりと組んでおく、人的な支援をですね、集中をして、あるいは整えておいて、こうした不安に対応していきたいと思っております。

○谷岡 郁子（みどりの風）

恐ろしいのは（放射性）ヨウ素だけではなくありません。また、甲状腺に関しましてもガンだけではなくありません。様々な機能障害があります。そしてそれはホルモンですから発達と大いに関係があります。そしてそれは血液検査をしなければじつは見つかりません。ところがいまは血液検査がなされておられません。これに対しても改善していただけないでしょうか。

総理、いかがでしょうか。

○田村 憲久厚生労働大臣

ちょっと検討させてください。

○谷岡 郁子（みどりの風）

ぜひ前向きに検討していただきたいんです。いままで本当に福島県に丸投げされていた。しかし所得税は国民から直接取っております。そして本当に国民を守るためには、場合によっては国が直接支援する必要性が出てくることあるかと思っております。

総理、最後にそのことをお約束いただけないでしょうか。

○安倍 晋三内閣総理大臣

子どもたちの健康を守っていくのは国の責任であるということは申し上げておきたいと、このように思います。

○谷岡 郁子（みどりの風）

ありがとうございました。終わります。

○吉田 忠智（社会民主党・護憲連合）

(省略) いわゆる原発事故子ども・被災者支援法でございます。根本復興大臣。この支援法の趣旨について、意義について、どのように理解されておられますか。

○根本 匠復興大臣（福島原発事故再生総括担当）

この子ども・被災者支援法の意義については、原発事故で被災した子どもをはじめ多くの皆様の健康と、住民の生活をしっかりと守っていくことだと思えます。

○吉田 忠智（社会民主党・護憲連合）

この子ども・被災者支援法、このパネルに付けておりますけれども（フリップボード掲示）、特に放射能への感受性が高い子どもと妊婦の保護を重点に、避難したか、居住を続けているか、避難後帰還するかについて、被災者自身の自己決定権を国が全力で保障しようとするものであります。

今日出席の皆様は全会一致（での成立）ですから、大臣の皆さんの賛同頂いたものでございます。

ところが、なかなか、この基本計画、基本方針そのものができておりません。先ほど議論のありました、基準をどうするのか、支援をどうするのか、支援対象地域をどうするのかに関わりますけれども、そして基本方針。これが大変遅れております。政権が変わったということが理由としてありますけれども、しかし避難されている方は、一刻も早く基本方針をつくってほしい、具体化してほしい、そういう悲痛な声が挙がっているわけです。

復興大臣、どうされますか。

○根本 匠復興大臣（福島原発事故再生総括担当）

子ども・被災者支援法の趣旨に則った施策、これはこれまでも福島県と協力して子どもの健康管理調査、あるいは自然体験活動の機会の提供に取り組んで参りました。私は昨年末、復興大臣に就任いたしました。原発事故で被災した子どもをはじめとする住民の生活を守り支えていく、これは大変重要だと私も認識しております。こういう認識に立って、平成25年の予算案では必要な施策について充実を図っております。

また、関係施策は関係省庁にまたがって多岐に亘るものですから、私から浜田復興副大臣を座長とする関係省庁会議、これを立ち上げるよう指示して2月13日に代行会議を開催いたしました。この会議の中で、関係施策を国民にわかりやすく体系的に整理して取りまとめたと思います。

で、いま先生が御指摘の支援対象地域、一定の基準、実はこれは、子ども・

被災者支援法の国会審議の際にも、先ほども出ましたけれども、人々を引き裂いてしまいかねない。あるいは総合的な事情を総合的に勘案して決めていく必要があるといった議論があったと承知をしております。

一方で、我々も更にいろいろな意見を聞いておりますが、例えば風評被害がようやく落ち着きつつある中で、放射性物質に関する誤った情報で新たな影響が出ないように配慮してほしいという意見もあるんですね。それから、今後、専門的、科学的知見も含めて、内外の有識者の御意見をお聴きし、その結果も踏まえて基本方針などを策定していきたいと思っております。

○吉田 忠智（社会民主党・護憲連合）

いつまでに策定しますか。

○根本 匠復興大臣（福島原発事故再生総括担当）

できるだけ早く策定したいと思っておりますが、この「一定の基準」が支援対象地域となりますから、ここは先ほど申し上げましたように、様々な意見があります。立法過程でも、ありました。ですから、専門的な科学的知見を含めて内外の有識者の御意見をお伺いして、その結果も踏まえて策定していきたいと思っております。

○吉田 忠智（社会民主党・護憲連合）

時期は言えない（んですか）。

○根本 匠復興大臣（福島原発事故再生総括担当）

申し上げましたように、支援対象地域、一定の基準（について）、様々な議論がありますので、しっかりと多様な意見をお聴きしながら、科学的専門的知見を含めながら決めていきたいと思っておりますが、ただ、だからといって政策をやらなないということはありません。具体的な施策は25年度の当初予算も様々な施策を充実しております。私のところでも、子ども元気復活交付金、これは低放射線で子どもたちが外で遊べなかった。体力も低下している。肥満も増えている。そういう政策もこれから充実させていきますので、いま期限についてのお話もありましたが、そこは、多様な意見を踏まえながら、その結果を踏まえて策定していきたいと思っております。施策はしっかりやって参ります。

○吉田 忠智（社会民主党・護憲連合）

総理、大体議論はされて、出尽くしている面はあるんですよ。政治決断の時期にきているんですよ。総理。

○安倍 晋三内閣総理大臣

確かにこれは遅れているわけではありますが、前政権のことをとやかく言うつもりはありませんが、法律ができてその後、解散総選挙となってしまった。残念ながらこの基本法に着手する前になってきてしまって、我々が引き継いだわけでありまして。その中で作業を始めた、まだ緒についたばかりでございまして、その中において、大臣もいま、慎重な答弁をしているわけではありますが、我々としては、できるだけ早い段階でしっかりとお示しをしたいと思っております。

○森 まさこ内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全、少子化対策、男女共同参画、女性活力・子育て支援担当）

お答えをいたします。私が、1ミリシーベルトということを国会の審議の中で言ったことはございません。議論の中で、福島県の子どもが含まれるかという議論の中でございました。これが、何ミリシーベルトで切ってしまうと、福島県の子どもが（支援対象に）入らない場合が考えられるんです。ですからそのときに、議論の中で、吉田委員もご記憶かと思っておりますけれども、「一定の基準」は何ミリシーベルトという場合もありますし、施策によっては「一定の基準」というのが地域で、又は地域プラス少し広げたエリアということで定められる場合もあるという議論があったかと思っております。そういったことを踏まえまして、前政権下で法律が施行されてから6ヵ月間、基本方針が定まっていなかったわけですが、私ども政権をお預かりしてまだ2ヵ月経っておりませんが一生懸命に議論をしております。その中で、何ミリシーベルトという基本方針を必ず定めなければならないということであると、先ほど申しましたとおり、本末転倒になり、いままさに救済を必要としている子どもたち、被災者の救済が遅れてしまいます。

（平成24年度）補正予算で、ここ（支援法）に、8条に書いてあること様々が盛り込まれました。また（平成25年度）当初予算でも盛り込まれると私は思っております。ですので、施策を進めながら、基本方針の策定を進めていくということ頑張りしたいと思います。

○吉田 忠智（社会民主党・護憲連合）

この法案、私も発議者の一人でありましたが、草案提出者の総意は「年間1ミリシーベルト以上」でございました。それから、先般、院内集会に来られました双葉地方町村会も、年間1ミリシーベルトを超える地域を支援対象地域として指定することと要望されておられます。

いずれにしても、この間の具体的な政策判断も必要だと思っておりますので、誰が

いつ、どのような意見を述べたのか、資料にした上で、法の趣旨に則って、優先順位で判断していただきたいと思いますが、そうした資料を委員会に提出していただきたいと思います。

○石井 一（参議院予算委員会委員長）

はい、後刻、理事会で協議いたします。

（省略）

2012年(平成24年)11月15日

内閣総理大臣
野田佳彦
復興大臣
平野達男

大阪弁護士会
会長 藪野恒明

原発事故子ども・被災者支援法第5条に定められた

「基本方針」の策定に関する意見書

「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」(以下、「原発事故子ども・被災者支援法」もしくは「支援法」という。)では、支援等施策は、「支援対象地域における居住、他の地域への移動及び移動前の地域への帰還についての選択を自らの意思によっても適切に行うことができるよう、被災者がそのいずれを選択した場合であっても適切に支援するものでなければならぬ」(支援法第2条)等の基本理念を定め、この理念にのっとり、「被災者生活支援等施策の推進に関する基本方針(以下、「基本方針」という。)の策定を定めなければならない」(支援法第5条)とする。この「基本方針」の策定が、原発事故被害者の救済のために焦眉の課題となっていることに鑑み、本意見書は、大阪府はじめ近畿各府県に避難している方々の意見とニーズを反映させた具体的支援等施策の早期実現のため、「基本方針」で定める施策のうち、「支援対象地域の定め方」と「支援対象地域以外の地域で生活する避難者に必要な支援施策」について、意見を述べるものである。

意見の趣旨

第1 国は、支援法の具体化のため早急に「基本方針」を策定すること。その策定にあたっては、支援法第5条第3項に基づき、同方針を策定する委員会を設置し同委員会の構成員に様々な地域に避難している被災者を含める他、積極的に意見交換を行う場を設ける等、具体的かつ積極的に、全国の被災者の声やニーズを集約すること

第2 国は、「基本方針」において「支援対象地域」(支援法第8条第1項)を定めるにあたっては、少なくとも、年間放射線量1ミリシーベルトを超える地域が対象となるよう定めるべきである。

第3 国は、「基本方針」において盛り込むことが定められた被災者生活支援等施策の推進に関する基本的方向、同施策に関する基本的な事項等のうち、「支援対象地域から移動して支援対象地域以外の地域で生活する被災者の支援」(支援法9条及び10条)につき、少なくとも、以下のことを具体的に盛り込むべきである。

1. 「支援対象地域からの移動の支援に関する施策」として、移動費用の支援(移動費用、引越一時金の支給、高速道路の無料化など)を定めること
2. 「移動先における住宅の確保に関する施策」を定めるにつき、基本的視点として、住宅の確保の支援に際しては、移動先での就労支援、学習支援等にも配慮し、被災者の安定した生活の確保に努めるべき旨を定めた上で、
 - (1) 公営住宅に入居中の被災者に対し、その無償利用期間の延長を早期に決定し、速やかに発表すること
 - (2) 民間住宅に居住する被災者に対して、民間住宅の借上げ、家賃補助等を行うこと
 - (3) 同じ支援対象地域から移動してきた被災者は、その希望により、移動先においても、なるべく同じ地域の(公営)住宅に入居することができるよう等に努める等、被災者のコミュニケーションの維持・継続ができるよう配慮する施策を行うこと
3. 「子どもの移動先における学習等の支援に関する施策」として、
 - (1) 移動による子ども転校が円滑に進むように必要な施策を講ずること
 - (2) 移動により転校した子どもたちの学習面の遅れや精神面の支援のため、補習の実施やカウンセリングの実施等の施策を行うこと
 - (3) 放射線が人の健康に与える影響等について未だ科学的に解明されていないことも含め、原子力事故の美態や放射線に関して正確な理解を深めるため、学校教育及び地域住民への積極的な広報・啓発等を行い、支援対象地域から移動した子どもが、いじめや差別に遭わないための施策を行うこと
4. 「移動先における就業の支援に関する施策」として、
 - (1) 東日本大震災に対応した雇用創出基金事業(重点分野雇用創出事業)を延長し、支援法第1条に規定する被災者へ対象者を拡大し、ジョブト

レニング支援の活用を行うこと

- (2) 被災者雇用開発助成金制度の対象労働者を支援法第1条に規定する被災者にも拡大、変更する等、民間企業に被災者の優先採用を促すため、被災者を雇用した企業への助成金・補助金の制度を定めること
 - (3) 支援法第1条に規定する被災者に対する職業訓練の積極的な実施および職業訓練期間中には就労までの間経済的に援助する施策を行うこと
 - (4) 母子もしくは父子で避難している被災者が就労を希望する場合は、保育所や学童保育の利用について優先枠を設け、また、利用料金の減免措置等を定めること
 - (5) 支援対象地域以外で新たに自営業を営むことを希望する被災者への従来への債務負担の軽減措置及び事業活動のための資金援助等を行うこと
5. 「移動先の地方公共団体による役務の提供を円滑に受けることができるようにするための施策」として、
- (1) 移動先の各地方公共団体の基本的責務として、被災者に最も身近な地方公共団体として等しく被災者に対する施策を実施し、また、被災者の孤立感を解消する重要な役割を有している旨を明記すること
 - (2) 住民票の移動の区別なく、移動先の地域の住民として、等しく行政サービスの提供を受けられるようにすること
 - (3) 都道府県及び各市町村に、被災者の相談、支援対策を一本化したワンストップ窓口を設置すること
 - (4) 移動先の地域での被災者の公共交通機関の交通費の無償化等の支援を行うこと
 - (5) 移動先の地域での被災者の水道光熱費等の減免等の支援を行うこと
 - (6) 被災者と移動先の地域住民や被災者同士の交流会等を定期的に開催することができる場の確保をはかること
 - (7) 被災者に対して、移動先の地域の情報及び支援対象地域の情報(除染状況・生活情報等々)の提供を継続的に、もれなく行うための施策を行うこと
6. 「支援対象地域の地方公共団体との関係の維持に関する施策」として、
- (1) 支援対象地域の地方公共団体と移動先の地方公共団体が、相互に、移動した被災者の動向、及び当該被災者の居住していた支援対象地域の情報の共有をはかり、被災者が帰還するまでの間、支援対象地域やその住民との良好な関係を保つための施策を行うこと
 - (2) 被災者が、住民票の移動の区別なく、等しく震災時に居住していた地域の行政サービスの提供を受けられるように、原発避難者特例法の指定市町村を支援対象地域の全ての市町村に拡大するとともに、同法の特例事務を抜本的に拡充すること

7. 「家族と離れて暮らすこととなった子どもに対する支援に関する施策」として、

- (1) 支援対象地域から親が子どもに会いに来る、または、子どもが親に会いに行く際の交通費の助成(高速道路の無償化等)を行うこと
- (2) 支援対象地域に残った親に対する移動先の地域での優先的な雇用のあっせん等により、家族の再統合・維持を促進する施策を行うこと
- (3) 家族と離れ、母子もしくは父子で避難している被災者に対し、子育て支援サービス(一時預かり保育事業、子育て短期支援事業、ひとり親家庭等日常生活支援事業等)の利用を無条件で可能とすること

8. 「その他支援対象地域以外で生活する被災者支援のため必要な施策」として、

- (1) 移動を選択した被災者に対する二重ローン解消のための被災ローン減免制度の適切な運用を徹底するべく指導方針を定めること
- (2) 移動先の地域における民間支援団体等による支援の提供を促進するため、移動先の被災者の情報について、一定の要件を満たす公益団体に対し、地方公共団体から情報開示を行うためのルールを定めること

9. 医療に関する施策、心身の健康保持に関する施策として、

- (1) 支援対象地域と同様の医療の確保に関する施策(定期的な、甲狀腺検査、尿検査、血液検査、ホルボポダイカウスターによる検査等)を、移動先の地方公共団体においても実施し、かつ、記録化及び記録を永久保存するための施策を行うこと
- (2) 支援対象地域と同様に、心身の健康保持に関する施策を行うこと

10. 「支援対象地域以外の地域から帰還する被災者への支援に関する施策」として、

- (1) 支援対象地域への帰還に際しての帰還費用を支給すること
- (2) これまで述べた移動先での施策に準じて、帰還を容易にするために、支援対象地域での住宅確保、就労支援、学習支援等の支援策を定めること

意見の理由

第1 はじめに—弁護士会のこれまでの取組と今後実施すべき施策の方向性について—

1. 大阪弁護士会がこれまで行ってきた避難者支援の経過(災害復興支援委員会の活動を中心に)

昨年3月11日に東日本大震災・福島第一原発事故が発生して以後、大

阪弁護士会（以下、当会という）は、大阪府下をはじめとした近畿各府県に避難されてきた被災者への支援のため、被災者支援情報の提供や電話や面談による法律相談、原発事故損害賠償についての説明会・相談会を中心とする支援活動を行ってきた。

また、大阪府下の自治体、社会福祉協議会や民間の避難者支援団体と連携し、共同した取り組みを行うとともに、「大阪府下避難者支援団体等連絡協議会」（愛称；ホッとネットおおさか。平成24年5月12日結成）を組織して、継続的な支援につとめている。

大阪府を中心とした近畿各府県には、福島第一原発事故による放射線被害等から身を守るべく福島県やその近隣県から避難されてきた方が多くを占めているが、その方々の様々な生活上の相談を向い、東京電力への賠償の相談を受ける中で、避難者の方々の抱える被害や不安・悩みが、これまでわが国では経験したことのない苦しみであり、解決が非常に困難なものであるとともに、避難者の世帯構成や避難の動機、避難地域によって、極めて多様なものであることを知った。そして、これらの被害は、損害賠償によってだけでは決して救済できるものではなく、国や地方自治体が、「国内避難民」となった避難者に対する責任・責務として、生活・健康の全般にわたる支援を行うべきものであると認識するに至った。

2. シンポジウム「避難者支援法制の確立に向けて」の開催

そのため、当会は、大阪府を中心とした近畿各府県の避難者の避難実態や生の声から、国、地方公共団体、東京電力などの責任の所在と、あるべき施策を明らかにし、必要な立法や政策財源措置を求めるため、本年3月から7月にかけて、86世帯の避難者への面談等による聞き取り調査を行い、7月21日開催の当会主催のシンポジウム「避難者支援法制の確立に向けて」において発表し、調査報告書にまとめた。

その詳細は調査報告書のとおりであるが、避難者の多くが、長引く避難生活の中で故郷へ戻りたいとす思いが次第に薄れ、回復の見えない放射能汚染の状況等から故郷への帰還を諦めるようになり、その数が半数を超えることが判明した。そして、今後も継続する避難生活を送る上、経済面、住居、就労、健康被害への不安が大きくなっており、また、母子避難による二重生活に伴う負担増と家族関係の悪化、遠方へ避難したことによる親族・友人や地域住民との関係の悪化などが浮かびあがることとなった。

さらに、政府の避難指定区域以外から、放射線から子どもや自らを守るため避難してきた避難者（以下、「区域外避難者」という）については、具体的な支援策が欠如しているとともに、賠償の対象としても殆ど意識されず不当な取扱いがなされているため、避難生活の困難さが一層大きくなるものとなっていた。

3. 基本的視点

当会としては、この調査を通じ、次のような基本的視点で、これら「区域避難者」への支援策を早急に構築するよう、国・地方公共団体に要請することが喫緊の課題であることを痛感した。基本的視点とは、すなわち、(1) 避難者の多数が帰還することが困難としている状況下では、避難先である大阪をはじめとした関西で生きていくということを前提とした長期的・継続的な支援策を構築しなければならぬこと

(2) 金銭的損害賠償には限界があり、避難者の避難生活に伴う多様なニーズに応じた多面的な生活支援が必要であること

(3) 避難者には、放射線被害について医療・健康への不安・関心が高く、これらへの施策が不可欠であること

(4) 避難者には、孤立感、情報不足感が深刻であり、避難先の住民との連帯感を構築していくとともに、親族や避難元の友人・住民との絆を築くための支援も重要であることである。

4. 「原発事故子ども・被災者支援法」の成立

おりしも、本年6月21日、避難者及び関係者の努力により、支援法が成立し、原発事故による被災者について必要な支援を行うことを定める基本法・根拠法が成立した。そして現在、次年度予算に向け、支援法第5条に定める「基本方針」の策定として、「支援対象地域」の指定や具体的な各種の支援策が検討されようとしている状況にある。

それゆえ、当会は、支援法の「基本方針」に、大阪府下をはじめとした近畿各府県に避難されてきた方々の避難実態とニーズを的確に反映していただくために、また、近畿各地の府県及び市町村には、これら避難者の方々のニーズに的確に対応した施策を早急に検討いただくため、上記実態調査等を踏まえて、支援対象地域以外の地域に移動する被災者への支援策につき、本意見書を提出することとした次第である（したがって、支援法の基本方針に定めるべき全ての項目を対象とするものではなく、あくまでも広域避難者の方々のニーズに基づき部分を対象とするものである。）。

第2 「基本方針」早期策定の必要性

1. 支援法の概要

支援法は、「被災者」を定義し、その方々に対して、生活支援等に関する施策の基本となる事項を定める、被災者支援の基本法（第1条）である。基本理念として、被災者生活支援は、被災者への情報提供を前提に、被災者の居住地選択を尊重し、放射線による被ばくに伴う被災者の不安を解消し、他方で、被災者がいわれなき差別を受けないようにしつつ、子どもと妊婦の健康に特別の配慮をして、被災者の支援の必要が継続する間は、確実に実施すること（第2条）を掲げている。

そして、これらの基本理念にのっとり、被災者生活支援の基本方針を定めなければならない(第5条)と定めている。

当然ながら、これらの前提には、国に、原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護すべき責任、さらに、国がこれまで原子力政策を推進してきたことに伴う社会的責任の存することが確認されているところである(第3条)。

このように、支援法は、「被災者」の定義を明確に行い(第1条)、「支援対象地域」(その地域における放射線量が政府による避難に係る指示が行われるべき基準を下回っているが一定の基準以上である地域)(この法律の附則の2において、国は、放射線量の調査の結果に基づき、毎年支援対象地域等の対象となる区域を見直すものとする。)を設定し、この地域設定を軸に、この地域からの移住、同地域での居留、同地域への帰還を支援する施策を策定することを宣言し、さらに、被災者の定期的な健康診断の実施、特に、子どもでもある間に一定の基準以上の放射線量が計測される地域に居住したことがあがる者に係る健康診断については、それらの者の生誕にわたって実施されるように措置を講じる(第13条2項)としている。

2. 基本方針策定の重要性

したがって、この基本法たる支援法が、避難者の支援にとつて実効性のあるものとなるために、これに基づき定める「基本方針」において、各条項にたうり支援施策を具体的に明らかにし、これに政府が財政上の措置を講じること(第4条)が最も重要であり、生命線となるのである。

そして、支援法には明示されていないものの、被災者の多くが原発事故以前の居住地に帰還する見通しがたらず、大阪はじめ避難先での長期の生活あるいは定住まで検討している現状を踏まえ、被災者のニーズを最もよく知りうる避難先の府県、市町村の責務が重要となるのであり、この点も、基本方針の中で定めることによつて、地方公共団体による被災者支援を後押しする必要がある。

3. 基本方針の早期策定の必要性

ところが、国及び政府は、支援法が成立して5か月が経過しようとしている現在、いまだ基本方針策定に向けた工程や手続を明らかにしておらず、策定のための母体となる委員会等の設置などの推進体制や次年度予算確保に向けた立案の状況も明らかでない。また、被災者の意見の反映についても、具体的手順も全く示されていない状況にある。このままでは、いつ、どのようにして、実効性のある具体策が基本方針の下で策定されるか見通しのない極めて不透明な状況と言わざるをえず、14条の定めに対する事象となるおそれがある。

全国に避難する被災者は、日々、明日の見えない生活に不安と苦しみを抱えて生活している。一日も早い支援策の具体化が求められているのであ

り、支援法3条に定められた国の責任を果たすため、早急に基本方針策定のため、委員会の設置や被災者当事者の意見反映、関係各省庁や地方自治体の調整のロードマップを明らかにすべきである。

第3 基本方針で定める支援対象地域の認定基準

1. 支援対象地域を早期に定めることの重要性

支援法の重要な意義の1つは、「その地域における放射線量が政府による避難に係る指示が行われるべき基準を下回っているが一定の基準以上である地域」を「支援対象地域」として、同地域に居住していた方々に対しては次項に述べる施策の対象としたことにある。

そして、ここで言う「放射線量が一定の基準以上」である地域について、支援法には具体的数値が定められていないため、基本方針において定めなければならないところ、その「一定の基準」を定めるに際しては、これまでの線量基準が国の責任において少なくとも避難を「指示」しなければならぬに高いものであったという事実を前提に、被災者が避難を判断することが合理的だと判断できる程度の放射線量であることで足りるとすべきである。

なぜなら、支援法第1条にあるように、「当該放射性物質による放射線が人の健康に及ぼす危険について科学的に十分に解明されていない」のであつて、「身体への影響が証明されていない」ことは「身体に安全だ」ということとは全く異なるからである。

そうであるなら、これまでICRP等で蓄積されてきた科学的知見および基準、放射線被害に対する救済法として先駆的なチェルノブイリ法、実際に現在どの範囲の地域から避難が生じているのか等を見極めようえ、当該基準は定められなければならない。

2. ICRP基準

ICRP(国際放射線防護委員会)は、2007年勧告において、被ばく状況を緊急時、現存、計画の3つのタイプに分類し、現存被ばく状況(緊急事態後の復興期の長期被ばくを含む、管理に関する決定を下さなければならぬ時に、既に存在している被ばく状況)では、長期的には年間1ミリシーベルトを目標として状況改善に取り組みすべきとし、また、計画被ばく状況については、線量拘束値として、一般住民の被ばく(公衆被ばく)では状況に応じて年間1ミリシーベルト以下で選択するとの基準を提言している。

また、ICRPにおいても、一定レベル以下の放射線量ではリスクがなくなるなどの考え方(しきい値)は採用されておらず、経済的及び社会的な考慮を行ったうえで合理的に達成可能な限り低く維持すべきとしている。

我が国でも、一般人については年間1ミリシーベルトが法令上被ばく許容限度とされてきた(「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に關す

る法律」、同施行令、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」。

3. ICRP基準以外の科学的意見

また、ECCR（欧州放射線リスク委員会）は、上記ICRP基準は低線量被ばくや内部被ばくを軽視するものであると批判し、2010年に、公衆の被ばく限度を0.1ミリシーベルト以下に引き下げること、職業人の被ばく限度を2ミリシーベルトに引き下げの旨を勧告している。さらには、少量で慢性的な放射線照射は、高線量の短時間照射よりもその影響がより大きいとの説もある（ペトカウ効果）。

4. チェルノブイリ法

1986年4月26日にソビエト連邦で起こったチェルノブイリ原発事故に関し、事故の収束作業および被災市民の被害補償や社会支援に関する権利を定めた連邦法が、1991年にロシア、ウクライナ、ベラルーシでそれぞれ制定されている（通称「チェルノブイリ法」）。

これらの法律においては、年間の平均実効線量が1ミリシーベルトを超える場合、移住権が認められ、政府による保護策が定められている。

5. 我が国における避難状況（どの地域からの避難者が存するのか）

文部科学省の原子力損害賠償紛争審査会の資料によると、平成23年9月22日現在での福島県民の区域外避難者数は、県内避難者が23,551人、県外避難者が26,776人の合計50,327人と推計されている。東日本大震災前の平成23年3月1日現在に同県人口が202万人であったことから、約2.5%の県民が区域外から避難していることになる。

また、平成23年10月に行われた大阪府のアンケート調査によると、福島県から大阪府への避難者の7割が避難指示区域外からの避難者である。

6. 結論

以上述べてきたとおり、ICRP等で蓄積されてきた科学的知見および基準に基づき世界における放射線の被ばく限度は年間1ミリシーベルトという国がほとんどであり、我が国においても一般人については年間1ミリシーベルトが法令上被ばく許容限度とされたこと、また、多数の区域外避難者が存在することより、「一定の基準」については、少なくとも年間放射線量1ミリシーベルトとすべきである。

第4 「基本方針」に具体的に盛り込むべき事項

支援法第5条は、基本方針に盛り込むべき事項として、支援対象地域に関する事項のほか、被災者生活支援等施策の推進に関する基本的方向、同施策に関する基本的な事項（被災者生活支援等施策の推進に必要な計

画に関する事項を含む）、そのほか被災者生活支援等施策の推進に関する重要事項を挙げていく。

これらは、基本法として骨子のみ定めている支援法の理念を真に実施するため、早急かつ具体的に定めなければならないものである。そのため、本意見書では、できるだけ具体的な施策を意見の趣旨に掲げ、抽象的な施策の規定に終わらないように意見を述べるものである。

1. 支援対象地域からの移動の支援に関する施策

移動費用の支援（移動費用、引越一時金の支給、高速道路の無料化など）を定めること

これについては、当会が実施した避難者への聞き取り調査（以下「当会調査」という。）においても、二重生活による移動のため車を使うことが多いことから高速道路の無料化が役に立ったという声、無料化の継続を求める声が多かった。支援対象地域からの移動を選択した被災者の意思決定を実現するための移動先への移動費用、引越費用等を支給し、移動を支援することが不可欠である。

2. 移動先における住宅の確保に関する施策

基本的視点として、住宅の確保の支援に際しては、移動先での就労支援、学習支援等にも配慮し、被災者の安定した生活の確保に努めるべき旨を定めた上で、

(1) 公営住宅に入居中の被災者に対し、その無償利用期間の延長を早期に決定し、速やかに発表すること

(2) 民間住宅に居住する被災者に対して、民間住宅の借上げ、家賃補助等を行うこと

(3) 同じ支援対象地域から移動してきた被災者は、その希望により、移動先においても、なるべく同じ地域の（公営）住宅に入居ができるよううにす等、被災者のコミュニティの維持・継続ができるよう配慮する施策を行うこと

① まず、被災者が移動先で、支援対象地域での生活と同様の生活を確保するには、住宅の確保のみならず、後述の就労支援や子ども学習等の支援が欠かせない。そして、住宅の確保は、被災者の勤務先や通学先などの就労支援や学習支援と密接に関係する。そのため、住宅支援に際しては、就労支援・学習支援とともに、一体的に行われるべきである。その点について、基本方針に明記されるべきである。

② (1) については、当会調査においても、移動先の住宅支援がいつまで続くのかわからないことに対する不安の声が数多く聞かれた。6か月

や1年の短期間の期限とその更新では、常に次の住居の確保を心配することになり、必要な家財道具も買うことができず、就労も困難になる。無償利用期間の期限を定めない延長と早期の発表は、被災者が移動先で生活を再建していくために不可欠なものである。

③ (2) については、(1)とも関連するが、当会調査においても、避難された被災者が引き続き望む支援として、住宅無償提供が最も多く挙げられていた。

被災者の移動先での生活の基盤の確立のためには、住居の安定が不可欠であり、基本方針において、民間住宅に居住する被災者に対しても、無償又は家賃補助による住宅の提供が定められるべきである。

④ (3) については、当会調査においては、避難により、元の居住地のコミュニティから分断され、見知らぬ移動先で生活を始めたことで、孤立感、疎外感を感じている被災者が数多くいることが明らかとなった。移動先においても、被災者が希望する場合には、元の居住地(支援対象地域)でのコミュニティを維持・継続し、被災者の孤立感、疎外感を軽減するための工夫をした住宅支援を行うことが非常に重要である。

3. 子どもの移動先における学習等の支援に関する施策

(1) 移動による子どもの転校が円滑に進むように必要な施策を講じること
 (2) 移動により転校した子どもたちの学習面の遅れや精神面の支援のため、補習の実施やカウンセリングの実施等の施策を行うこと
 (3) 放射線が人の健康に与える影響等について未だ科学的に解明されていないことも含め、原子力事故の実態や放射線に関する正確な理解を深めるため、学校教育及び地域住民への積極的な広報・啓発等を行い、支援対象地域から移動した子どもが、いじめや差別に遭わなないための施策を行うこと

① (1) については、当会調査において、避難によって転校をする際(特に高等学校での転校手続など)、手続の複雑さに苦勞をしたとの声があった。移動先においては、被災者に対して柔軟に対応し、速やかに転校等の手続を完了させ、移動先で安心して学習ができる環境を整えるよう配慮すべき旨を具体的に定める必要がある。

② また、(2) については、当会調査において、避難によって子どもたちの学習に遅れが生じることを心配する声が多数寄せられた。移動を選択したことにより子どもたちが学習面で不利益を被ることのないよう、移動先において、学習の遅れを取り戻すための補習等の支援が必要不可欠である。また、移動先の学校において、支援対象地域から移動した子どもたちが

の精神面のケアにも対応でききカウンセリングを受ける機会を保障するなど、子どもたちの心身の負担を軽減する体制作りを進める旨が明記されるべきである。

③ (3) については、当会調査においても、避難について理解が得られず、いじめや差別を受けて苦しんでいるとの声が聞かれた。

東京電力原子力事故の実態、避難の合理性、放射線の健康に与える影響等について、子どもたちや地域住民にも正確な理解を深めてもらうなどの方策をとり、移動した被災者(特に子ども)が、いじめや不当な差別に苦しむことのないよう、学校教育、地域住民への広報や啓発活動等に関する施策を基本方針において定めるべきである。

4. 移動先における就業の支援に関する施策

(1) 東日本大震災に対応した雇用創出基金事業(重点分野雇用創出事業)を延長し、支援法第1条に規定する被災者へ対象者を拡大し、ジョブトレニング支援の活用を行うこと

(2) 被災者雇用開発助成金制度の対象労働者を支援法第1条に規定する被災者にも拡大、変更する等、民間企業に被災者の優先採用を促すため、被災者を雇った企業への助成金・補助金の制度を定めること

(3) 支援法第1条に規定する被災者に対する職業訓練の積極的な実施および職業訓練期間中には就労までの間経済的に援助する施策を行うこと

(4) 母子もしくは父子で避難している被災者が就労を希望する場合は、保育所や学童保育の利用について優先枠を設け、また、利用料金の減免措置等を定めること

(5) 支援対象地域以外で新たに自営業を営むことを希望する被災者への従来の債務負担の軽減措置及び事業活動のための資金援助等を行うこと

① (1) については、例えば、大阪府においては、震災被災者JOBフェニックス事業が実施され、被災者の避難先での雇用に一定の成果を挙げている。このような事業を移動先の各地方公共団体で一斉に展開するための規定と財源措置を具体的に定め、被災者のこれまでの職歴や移動先での生活実態に合った適切な就労場所、安定した就労場所の確保に努めるべきである。

② (2) については、公的機関(行政機関)による被災者の雇用のみでは限界があるため、広く民間企業が、被災者雇用に取り組みイブとして、被災者を雇用した民間企業への補助金、助成金等の支給を定め、民間企業への被災者雇用を積極的に促すべきである。

③ (3) については、就労を希望する被災者に対して積極的に職業訓練を活用する旨を定め(職業訓練の受講資格についても柔軟に対応すべきであり、被災者に特化した職業訓練制度の創設も検討されるべきである)。

移動先での安定した就労の確保につながるようであり、そして、被災者が、職業訓練期間中に生活困難に陥ることなく、また、職業訓練に専念できるよう、併せて職業訓練期間中の経済的な支援を実施することとが欠かせない。

④ (4) については、当会調査においても、母子で避難している被災者に対し、母子世帯と同様の支援を受けられるようにして欲しいとの声が多数あった。

「働きたいが、子どもが小さく、預けるところもないために働けない。」
「自分が病気になるってしまったら、子どもの面倒をみる人がいない。」
という切実な声が多くあがり、母子もしくは父子で避難している被災者の就業支援のためには、保育所や学童保育への優先利用等、母子家庭と同様の支援を受けられるよう具体的に定めることが必要である。

⑤ (5) については、移動先の地域において、自営業での事業活動を希望する被災者に対しては、現在では、被災地内での支援策から外れるため、何らの施策もない状況である。そこで移動先でも、事業資金貸付等に柔軟に対応すべき旨を定め、また、避難元において負担していた運転資金等の債務の負担軽減策を講じることで、被災者が移動先で、事業活動、事業活動による生活再建を行うことが容易になるよう支援すべきである。

5. 移動先の地方公共団体による役務の提供を円滑に受け取ることができるようにするための施策

- (1) 移動先の各地方公共団体自治体の基本的責務として、被災者に最も身近な地方公共団体として等しく被災者に対する施策を実施し、また、被災者の孤立感を解消する重要な役割を有している旨を明記すること
- (2) 住民票の移動の区別なく、移動先の地域の住民として、等しく行政サービスの提供を受けられるようにすること
- (3) 都道府県及び各市町村に、被災者の相談、支援対策を一本化したワンストップ窓口を設置すること
- (4) 移動先の地域での被災者の公共交通機関の交通費の無償化等の支援を行うこと
- (5) 移動先の地域での被災者の水道光熱費等の減免等の支援を行うこと
- (6) 被災者と移動先の地域住民や被災者同士の交流会等を定期的に関係することができる場の確保をはかること
- (7) 被災者に対して、移動先の地域の情報及び支援対象地域の情報(除染状況・生活情報等々)の提供を継続的に、もれなく行うための施策を行うこと

① まず、当会調査及び埼玉県内で実施された震災支援ネットワーク埼玉

(略称SSN)と辻内准教授らによる埼玉県震災避難アンケート調査集計結果(以下「埼玉県内アンケート」という。)のいずれにおいても、地方公共団体によって、支援にばらつきがあることにに対する困惑の声が多く聞かれた。被災者は、多くの不安を抱えながら住み慣れた支援対象地域から移動先へ移動する。そして、いったん、移動先で住居を構えれば、就労、学校等の面から、簡単に移動することは困難である。被災者がいづれの地域に移動するかによって、受けられる支援が異なることがあってはならない。移動先の地方公共団体は、被災者が移動先において生活再建ができるように、寄り添い支援するという重要な役割を有している。

各地方公共団体は、被災者がいづれの地域(地方公共団体)に移動したとしても、上記第4の2ないし4で述べた住宅の確保、就業の支援、子どもへの支援などについて、等しく支援を受けられるようにする重要な責務を有している。

そして、移動先の地方公共団体が、被災者に寄り添いながら、被災者が移動先で孤立することのないように配慮し、被災者が、移動先において不安を解消し安定した生活を実現できるよう、基本方針において明記する必要がある(支援法第1条参照)。

② (2) については、見通しが立たない中で住民票を元の居住地に残している被災者についても、避難生活が継続している以上、避難先の市町村がその住民に提供している住民サービスの全てを等しく受け取ることができるようになる。現在、安定した日常生活を送る上で不可欠の基礎となる。

現在は、必要なサービスを受けるために住民票の移動が迫られる実態が各地に存する。住民票の有無で基本的住民サービスについて不利益を被らないよう、国、地元市町村、避難先市町村との間で早急に態勢及び財源調整の整備を行うべきである。

③ (3) については、被災者が、複数の窓口を転々としなくとも、必要な支援を速やかに受け取ることができるようになるために、ワンストップで、住宅確保、就労、学習等の包括的な支援を受けられる行政の仕組み作りがなされるべきであり、この点が具体的に定められるべきである。また、この窓口の職員に被災者を雇用すれば、被災者の立場にたつて相談に応じた支援をしたりすることができるとともに、被災者の雇用にもつなげることになる。

④ (4) については、当会調査において、被災者の移動先での生活における移動費用が、経済的に大きな負担となり、被災者の移動先での自由な移動を制限する要因となっていることが明らかになった。被災者が経済的な負担を理由に移動先での外出を躊躇してしまうと、被災者の移動先での就職活動、移動先でのコミュニケーション形成、被災者との交流等も控える結果となりかねず、被災者の移動先での孤立、生活再建の遅れ等へ

も影響を与えかねない。

支援対象地域から移動した被災者に対しては、移動先での公共交通機関の交通費の支援等がなされるべきである。

⑤ (5) については、当会調査においても、移動先で住居を確保できたとしても、母子もしくはは父子のみの避難により元の居住地と二重生活を強いられている家庭などは、生活費の増額により家計が圧迫されていることが明らかになっており、被災者からも、水道光熱費の支援が非常に役に立ち、また引き続きの支援を希望する声が多くあがっている。

支援対象地域の被災者が、移動先において安定した生活を確保できるよう、住居と並んで生活基盤の確保に不可欠な水道光熱費等のライフラインについて、一定の支援がなされるべきである。

⑥ (6) については、当会調査においても、被災者が避難先で孤立感を深めている実態が明らかになるとともに、「避難先の地域とのつながりが欲しい。」という声があった。地方公共団体は、支援対象地域から移動してきた被災者が孤立することのないよう、移動先のコミュニティに溶け込めるよう交流会を実施する(交流により地域住民の被災者に対する理解も深まることになる(支援法第18条参照))、被災者同士の交流の場を設け、被災者が自らの心情や苦勞を自由に発言できる場、被災者同士の意見交換の場を積極的に設けるよう努めるべきことが、基本方針において具体的に定められるべきである。

⑦ (7) については、当会調査においても、「避難先で生活するための情報が欲しい。」「住民票を移すと地元の情報・サービスは全く受けられない。」「元の居住地の除染状況等の情報を知りたい。」「という声が多く聞かれた。被災者が移動先の情報を得ることは、移動先での繁がりの形成、移動先での生活再建に必要不可欠である。また、支援対象地域(元の居住地)の除染や生活状況等の情報は、避難者の帰還の選択(意思決定)において非常に重要なものである。

6. 支援対象地域の地方公共団体との関係の維持に関する施策

(1) 支援対象地域の地方公共団体と移動先の地方公共団体が、相互に、移動した被災者の動向、及び当該被災者の居住していた支援対象地域の情報の共有をはかり、被災者が帰還するまでの間、支援対象地域やその住民との良好な関係を保つための施策を行うこと

(2) 被災者が、住民票の移動の区別なく、等しく震災時に居住していた地域の行政サービスの提供を受けられるように、原発避難者特例法の指定市町村を支援対象地域の全ての市町村に拡大するとともに、同法の特例事務を抜本的に拡充すること

① 支援対象地域の情報を移動先の被災者に提供するためには、移動先の地方公共団体と支援対象地域の地方公共団体が、誰がどの地域からどの

地域へ移動をしたのか及び支援対象地域の状況等について積極的に情報を共有する必要がある。当会調査においても、住民票の移動により、健康調査等の移動前の地域で享受できたサービスが受けられなくなったり、住民票を移動していないことにより避難先でのサービスが受けられない等の声が聞かれた。

支援対象地域と移動先の各地方公共団体が連携し、被災者の移動を把握することによって、住民票等形式にとらわれない被災者への支援が行き届いたものになり、また、支援対象地域の情報を共有することによって、移動した被災者に対して、ニーズに応じた充実した支援が可能になる。

② (2) については、原発避難者特例法(東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転に係る措置に関する法律)においては、a)市町村の区域外に避難している住民に対する適切な行政サービスの提供、b)住所を移転した住民と元の地方自治体との関係の維持のために、指定市町村の住民につき、住民票の移動がなくとも指定市町村の要介護認定等に關する事務等の一定の行政サービス(特例事務、という)が移動先の自治体において受けることが可能となっている。

現在では、いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、河内村、葛尾村、飯館村が指定市町村として告示されるのみであるから、基本方針では、支援対象地域の全ての市町村から避難した被災者にも同様の措置がとられるように、指定市町村の範囲を拡大するべきである。

また、現在の「特例事務」は医療、福祉、教育関係の10法律、219事務というごく限られた事務に限定されている。しかし、基本的には避難しなれば受けられることのできたであろう住民サービスの全てを避難先の地方公共団体を通じて受けることができなければ移動の権利を保障することにはならない。また、原発事故以降、福島県内の各市町村が新たに実施することになったサービスについても、避難先で受けることができるようにしなければならぬ。その観点から、特例事務の範囲を抜本的に拡大すべきである。

7. 家族と離れて暮らすこととなった子どもに対する支援に関する施策

(1) 支援対象地域から親が子どもに会いに来る、または、子どもが親に会いに行く際の交通費の助成(高速道路の無償化等)を行うこと

(2) 支援対象地域に残った親に対する移動先の地域での優先的な雇用のあっせん等により、家族の再統合・維持を促進する施策を行うこと

(3) 家族と離れ、母子もしくはは父子で避難している被災者に対し、子育て支援サービス(一時預かり保育事業、子育て短期支援事業、ひとり親家

庭等日常生活支援事業等)の利用を無条件で可能とすること

① (1)については、当会調査においても、避難においても、避難により親と離れて暮らすことによる子どもへの影響を懸念する声が複数聞かれた。具体的には、「離れて暮らす子父親が幼稚園の行事に参加できなくなっている。」「離れて暮らす子父親が夫の負担(大阪への避難者であれば、避難元との1回の往復で数万円を超えてしまう。)が、子どもと離れて暮らす親との交流を阻害している実態が明らかとなった。子どもへの移動により、離れて暮らす親との交流が断たれることは、子どもの健全な成長を妨げてしまう。「子どもに特に配慮して」被災者生活支援等施策を行うことを目的として、子どもと離れて暮らす親との交流が継続的に行うことができよう、親との交流にかかる費用を援助する旨を具体的に定めるべきである。

② (2)については、支援対象地域で生活する被災者への支援(支援法第8条)とも重なるが、離れて暮らすことになった親、二重生活を選択した家族の維持を図るためには、移動先で暮らす子どもも家族の安定した生活を確保するとともに、支援対象地域で暮らしている親が、移動先においても就労等の面で安定した生活を確保できるようにすることが不可欠である。

このような観点から、基本方針においては、支援対象地域に残っている親の移動先での就労等の支援を積極的に行うことが明記されるべきである。

③ (3)については、父親もしくは母親と離れて暮らす被災者は、ひとり親家庭と同様、育児不安や育児疲れ等の身体的・精神的負担を抱えることになる。

当会調査においても、親と離れての生活による不安やストレスに悩んでいるという声、「自分が病気になるかもしれない、子どもの面倒をみる人がいない。」「子どもとずっと二人きりだと子どもにもあたってしまった、自己嫌悪になる。病気の時や自分の時間がほしいとき、一時保育等を利用したい。ベビーシッターを頼む経済的余裕はない。」「という切実な声が聞かれた。親と離れて暮らす子どもも健全な発達・成長のためには、ひとり親家庭と同様の支援が必要である。

8. その他支援対象地域以外で生活する被災者支援のため必要な施策

- (1) 移動を選択した被災者に対する二重ローン解消のための被災ローン減免制度の適切な運用を徹底するべく指導方針を定めること
- (2) 移動先の地域における民間支援団体等による支援の提供を促進するたため、移動先の被災者の情報について、一定の要件を満たす公益団体に対

し、地方公共団体から情報開示を行うためのルールを定めること

① (1)については、当会調査においても、「元の居住地には戻らないつもりだが、現在も住宅ローンは払い続けている。」等の声が複数寄せられた。

支援対象地域においても、いわゆる「二重ローン(被災ローン)」の問題は深刻であり、被災者の生活再建のためには、被災ローン減免制度(個人版私的整理ガイドライン)の周知・適切な運用、法整備が不可欠である。

② (2)については、個人情報保護との関係で基準を明確にしつつ、移動先における被災者の孤立を防ぐためには、弁護士会等一定の公益団体に対し、被災者の情報を公開し、公益団体等による被災者への情報提供、法律相談等の支援を行う必要性が高い。

当会調査においても、弁護士会の情報提供や法律相談会が役に立ったとの回答が複数あり、国や地方公共団体のみの支援ではなく、公益団体等との連携を図りながら、多方面からの包括的な被災者支援が実施されるべきである。

9. 医療に関する施策、心身の健康保持に関する施策

(1) 支援対象地域と同様の医療の確保に関する施策(定期的な、甲狀腺検査、尿検査、血液検査、ホルボダイカウインタによる検査等)を、移動先の地方公共団体においても実施し、かつ、記録化及び記録を永久保存するための施策を行うこと

(2) 支援対象地域と同様に、心身の健康保持に関する施策を行うこと

① (1)については、現在、支援対象地域で生活する被災者支援として、「医療の確保に関する施策」が定められているが(支援法第8条)、支援対象地域外で生活する被災者への支援としては、「医療の確保に関する施策」は掲げられていない。

しかし、支援対象地域から移動したことによって、東京電力原子力事故発生以降支援対象地域に居住していた被災者に対する医療の必要性や健康不安への配慮が不要となるはずはない。

当会調査においても、健康上の不安、健康調査の実施を求める声は多くあり、「健康調査が地元で実施されても、地元まで戻る費用がかかると」「子どもの検査を関西でも継続的に実施してほしい。」「住民票を(避難先に)移したので、(地元での)健康調査が受けられない。」「など切実な声が聞かれた。

支援法第2条が、「被災者がそのいずれ(=支援対象地域)における居住、他の地域への移動、帰還)を選択した場合であっても適切に支援す

るのでなければならぬ。」という基本理念を定めていることから、支援対象地域から移動した被災者に対しては、速やかに等しく医療の確保に関する施策が実施されるべきことは当然である。

それゆえ、具体的な施策としては、原子力事故発生以降に支援対象地域に居住していた方々全てに対して健康管理手帳（仮称）を発行し、被ばく健康検査（甲状態検査、尿検査、血液検査、ホルモンがデオイカウインタ一による検査等）の無償実施を行うとともに、医療機関への記録化の義務づけ及び記録の長期保管などを基本方針として明記すべきである。

さらに、医療を提供する体制として、都道府県ごとに拠点となる専門医療機関を登録させ、避難者にとって身近な開業医との連携体制を構築することなども検討すべきである。

② (2) については、(1)とも関連するが、東京電力原子力事故により被災者が受けた肉体的・精神的ダメージは、支援対象地域から移動したことによつて癒えるものではない。

のみならず、当会調査においても、見知らぬ土地での生活による孤立感、家族と離れて暮らすことや環境の急激な変化によるストレスなど、避難先に移動したことに伴うストレスが大きいことも明らかになっており、被災者の心身への配慮は不可欠である。

支援対象地域で生活する被災者への支援として講じるべき施策として、「自然活動等を通じた心身の健康の保持に関する施策」が掲げられているが（支援法8条）、移動先の被災者に対しても、心身の健康保持に対する支援が受けられる体制を整える必要がある。

具体的には、支援対象地域から移動した被災者の心身の負担が少しでも軽減するよう、自然の中で保養することができると提供すること等を定めるべきである。

10. 支援対象地域以外の地域から帰還する被災者への支援に関する施策

- (1) 支援対象地域への帰還に際しての帰還費用を支給すること
- (2) これまで述べた移動先での施策に準じて、帰還を容易にするために支援対象地域での住宅確保、就労支援、学習支援等の支援策を定めること

埼玉県内アケケトにおいては、「（元の居住地に）帰りたくない」との回答が20%にも満たなかったのは対照的に、当会調査においては、過半数を超える方々が、元の居住地に「戻りたくない」との意思を表明する結果となった。この結果は、大阪府を中心とした近畿各府県の避難者が放射能の影響を強く意識し、危険性が払しょくされる見通しがたたないため、本当は戻りたいけれども戻らないという苦渋の決断を行っていることを示すものである。

しかし、今後の状況の変化により、被災者が支援対象地域に帰還したい

と考えたとき、その意思決定は尊重されるべきである。

そして、支援法5条の基本方針は、被災者が帰還後も、移動先で受けられた支援や支援対象地域に居住している方たちと同等の支援（支援法8条参照）が受けられるように定められなければならない。

それゆえ、基本方針において少なくとも①、②が定められるべきである。そして、今後の状況の変化に応じて、支援対象地域への帰還が現実化した際には、帰還を希望する被災者に対する支援を検討し、より具体的かつ明確な基本方針を策定し、施策を実施することが不可欠である。

第5 被災者の意見の反映のあり方

支援法は、「基本方針」に具体化すべき各施策や支援対象地域の範囲を定めるにあたって、「あらかじめ、その内容に東京電力原子力事故の影響を受けた地域の住民、当該地域から避難している者等の意見を反映させるために必要な措置」を講じるものと定めている。

しかし、かような意見の反映、意見聴取は、得てして形式的になる恐れがある。しかも、被災者の意見となれば、どの地域の被災者に対して意見を聴取するのか、そもそも広域避難者がどこにどの把握が不十分なこととも相俟つて形骸化する危険性が極めて高い。

それゆえ、国は、基本方針を定めるにあたっては、同方針を策定する委員会を設置し、同委員会の構成員に、様々な地域に避難している被災者自身を含める外、被災者が負う課題について専門家による知識供与・助言を保障したうえで公聴会や意見交換会を全国各地で開催するなどして、より具体的かつ積極的に、全国の被災者の声やニーズを集約すべきである。

このことは、第4で指摘した各生活支援の施策を定める際だけでなく、支援対象地域を定めるにあたっても同様であることは言うまでもない。

第6 最後に

災害からの復興は、人間の復興でなければならぬ。災害により甚大な被害を受けた人々が災害前と同様の生活を取り戻すことができるようにするため、各種の支援策を実行し、人々が早期に生活再建を果たすことができるよう土台を作り上げることこそ、国や地方公共団体の重要な責務である。

本意見書で取り上げたのは、被災地から離れた地に避難してきている、いわゆる広域避難者に対する支援のあり方についてのものであるが、これら広域避難者の方々にとつて、復興への道のりは、地震及び原発事故の発生から1年8か月を経過した今日においても、なお遠く険しい。

広域避難者の多くは、生活再建への道筋を見極めたうえで避難したのではない。居住していた被災地に帰ることができるのかどうか、できるとしてそれはいつのことなのか確定しないまま、再建への見通しを持つことができない不安定な状態で、慣れない地での避難生活を余儀なくさ

れているのである。これら避難者の方々の復興へ向けての活動はいまだ開始されておらず、なおその前段階に置かれたままである。このような復興の前段階において、人々の復興への道を閉ざすような結果を招来させることは、何としてでも避けなければならない。

この意味において、支援法の理念に基づきどのような具体策を実施するかは、極めて重要である。真の意味での災害復興の土台を築くことができるとは、それとも前段階において復興が瓦解してしまうのかは、ここにかかっているとも言っても過言ではない。

本意見書で提言した諸施策は、真の意味での災害復興を実現するための土台を築き維持するうえで必要と考えられる最低限の事項である。いずれの施策についても、可及的速やかな実施が必要とされるものである。至急に検討のうえ実施されたく、そして、その後さらに施策の拡大を図られたく、意見の趣旨のとおり、強く求める次第である。

以上

原発事故子ども・被災者支援法に基づく基本方針に関する意見書

兵庫県弁護士会

会長 林 晃 史

第1 はじめに

平成24年6月21日、「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」(以下「支援法」という。))が成立した。同法は、放射線の健康への影響が科学的に十分に解明できていないことを前提に、一定以上の放射線被ばくにさらされている地域の住民に対し、避難すること、とどまることも、避難先から帰還することも、それぞれに意思に基づいて選択できるよう支援することを定めている。

しかしながら、同法第5条により政府が定めることとされている「被災者生活支援等施策の推進に関する基本方針」(以下「基本方針」という。))は、未だ策定されておらず、同法に基づく支援は、既に同法が成立してから半年以上たっているにもかかわらず、実施されていない。

当会は、平成7年の阪神淡路大震災を経験し、被災者支援を継続的に実践してきた経験を踏まえ、東京電力福島第一原子力発電所で生じた原子力事故が発生して以後、兵庫県下に避難されてきた避難当事者への支援のため、避難当事者を対象とする「なんでも相談会」を開催し、あるいは、避難当事者が集まる場に参加し法的助言等を行う活動等をする中で、避難当事者の具体的ニーズを聞き取る活動をしてきた。

また、当会は、兵庫県下の社会福祉協議会や民間の避難者支援団体と連携し、避難当事者を継続的に支援する活動を行っている。

兵庫県下には、現在、兵庫県が把握しているだけでも1039名の避難者がおり(平成24年12月7日時点)、彼ら・彼女らは、それぞれ、日々生活再建に追われていいる。中には、避難したものの、安定した収入が得られず、生活に困窮している者も存在する。

本意見書は、政府に対し、支援法を速やかに実施することを強く求めるものであり、同法を実施するに際して策定される基本方針(支援法第5条)に関し、留意し、盛り込むべき事項について意見を述べるものである。

「はじめに」の最後に、次のことを強調しておく。政府には、「被ばくによる健康被害を否定できない」という前提に立って、被災者1人1人の生活に必要な施策等を実施することが求められる。

平成24年11月9日付け日本経済新聞において、チェルノブイリ原発事故の除染などに関わって低線量の放射線を浴びた作業員を20年間にわたって追跡調査した結果、白血病の発症リスクが高まったという研究者の発表が紹介されたところであり、現在の科学的知見によれば、低線量被ばくであつたとしても、健康に対するリスクを否定できないと言えるのが現状である。

政府は、このような現状認識を踏まえ、低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループ報告書に拘ることなく、支援法に基づく基本方針を策定すべきである。

第2 基本方針(支援法第5条)策定に関し、留意し、盛り込むべき事項

1 基本方針策定過程について

- (1) 基本方針の策定にあたっては、支援法第5条3項に基づき、同方針を策定する委員会を設置すること。
- (2) (1)の委員会の構成員には、様々な地域に避難している被災者を含めること。
- (3) (1)の委員会は、各地避難者との間で、積極的に意見交換を行う場を設けるなどとして、具体的かつ積極的に、全国の被災者の声やニーズを集約すること。

2 被災者生活支援等施策の推進に関する基本的方向(支援法第5条2項1号)について

- (1) 憲法が定める生存権や幸福追求権、国際人権(社会権)規約及び子どもの権利条約が定める到達可能な最高水準の健康を享受する権利並びに支援法第2条で規定する基本理念に忠実な施策の実施
- (2) 被災者の範囲を、本件事故当時、支援対象地域に居住していた者に限らず、

議 案	15
-----	----

今後、新たに支援対象地域に居住する者や、これから生まれてくる被災者の子どもについても広く含むこと

- (3) 居住、移動及び帰還に関する自己決定権の保障と効果的な施策の実施
- (4) 被災者を回避する市民の権利の保障
- (5) 被災者に対するいわれなき差別を防止するためのあらゆる施策の実施
- (6) 予防原則に基づき、“被災者による健康被害を否定できない”という前提に立った上での、健康被害の未然防止
- (7) 支援対象地域の環境又は被災者の生活の完全な回復を目指した長期的・継続的支援の実施

3 支援対象地域に関する事項（支援法第5条2項2号）について

- (1) 支援対象地域の指定基準となる放射線量の「一定の基準」（支援法第8条1項）は、外部被災者及び内部被災者の双方を含め年間追加線量1ミリシーベルトとすること。

もつとも、被災線量にかかわらず福島県全域を支援対象地域に指定すること。

- (2) (1)の指定にあたっては、当面の間、モニタリングポスト等による空間線量の測定結果に基づき指定を行わざるを得ないと考えられるが、事故直後の、特に子ども・妊婦の内部被ばく・外部被ばくについて、速やかに、「適切な」推計を行い、上記(1)の基準に該当するおそれのある地域を、支援対象地域として追加指定すること。

- 4 被災者生活支援等施策に関する基本的な事項（被災者生活支援等施策の推進に關し必要な計画に関する事項を含む。）（支援法第5条2項3号）のうち、「支援対象地域以外の地域で生活する被災者への支援」（支援法第9条）「支援対象地域以外の地域から帰還する被災者への支援」（支援法第10条）について

少なくとも、以下のことを具体的に盛り込むべきである。

- (1) 支援対象地域以外の地域で生活する被災者への支援（支援法第9条）

① 移動費用について

- ア 交通費の支給（二重生活の親子が定期的に会うための公共交通機関の交通費やガソリン代など。）
- イ 引越一時金の支給（既に自力で引越した者に対する支給も含む。）
- ウ 高速道路の無料化
- エ 主な支援対象地域へのツアーバス等を運行する業者への助成

② 住宅の確保について

- ア 公営住宅の提供期間の延長
- イ 民間住宅の借上げ制度の期間延長、同制度利用に当たっての回数制限の緩和

- ウ 既に自力で賃貸借契約を締結して住宅を確保した者に対する家賃・共益費等の援助（援助実施期間は、民間住宅の借上げ制度の期間に準ずること）

エ 被災者のコミュニティの維持・継続のための配慮

- オ 二次避難・三次避難の際でも、住宅支援を実施すること

③ 子どもの移動先における学習等の支援について

- ア 子どもの転校の円滑化のために必要な施策の実施
- イ 子どもの学習面の遅れや精神面の支援のため、補習及びカウンセシングの実施等の必要な施策を行うこと

- ウ 原子力事故の実態や放射線に関して正確な理解を深めるための学校教育及び地域住民への積極的な広報・啓発活動の実施及びいじめや差別に遭わないための施策の実施

④ 移動先における就業支援について

- ア 東日本大震災に対応した雇用創出基金事業（重点分野雇用創出事業）の延長及び対象者の拡大
- イ 被災者を雇用した企業への助成金・補助金の制度の制定
- ウ 被災者に対する職業訓練の積極的な実施及び就労までの間の経済的援助の実施

- エ 母子又は父子で避難している被災者が就労を希望する場合は、保育所

や学童保育の利用の優遇措置を実施し、また、利用料金の減免措置等を定めること

オ 支援対象地域以外で新たに自営業を営むことを希望する被災者に対する従来の債務負担の軽減措置及び事業活動のための資金援助の実施

⑤ 移動先の地方公共団体による役務の提供を円滑に受けることができるようにするための施策について

ア 被災者に対する移動先の各地方公共団体の基本的責務として、被災者に最も身近な地方公共団体として等しく被災者に対する施策を実施し、また、被災者の孤立感を解消する重要な役割を有している旨を明記すること

イ 住民票の異動の区別なく、被災者に対する移動先における地域の住民として同等な行政サービスの提供

ウ 各都道府県及び各市町村に被災者の相談、支援対策を行うワンストップ窓口（「避難者支援センター」(仮称)）の設置

エ 移動先の地域における被災者の公共交通機関の交通費の支援

オ 移動先の地域における被災者の水道光熱費等の減免等の支援

カ 被災者と移動先の地域住民や被災者同士の交流の促進（具体的には、交流する「場」を提供し、その「場」を広報する役割を担うこと）

キ 被災者に対する移動先の地域及び支援対象地域の情報（除染状況・生活情報等）の継続的な提供

⑥ 支援対象地域の地方公共団体との関係の維持について

ア 支援対象地域の地方公共団体と移動先の地方公共団体とが、相互に、移動した被災者の動向、及び、当該被災者の居住していた支援対象地域の情報などについて情報を共有すること

イ 原発避難者特例法の指定市町村を、支援対象地域の全市町村へ拡大するとともに、同法の特例事務を抜本的に拡充すること

⑦ 家族と離れて暮らすこととなった子どもに対する支援について

ア 家族との面会に当たった交通費の助成（高速道路の無償化も含む。）

イ 支援対象地域に残った親に対する移動先の地域での優先的な雇用のあっせん等により、家族の再統合・維持を促進する施策を行うこと

ウ 被災者に対する子育て支援サービス（一時預かり保育事業、子育て短期支援事業、ひとり親家庭等日常生活支援事業等）の開放

⑧ その他支援対象地域以外で生活する被災者支援のため必要な施策について

ア 移動を選択した被災者に対する二重ローン解消のための被災ローン減免制度の適切な運用の徹底

イ 移動先の地域における民間支援団体等による支援の提供を促進するための移動先の被災者の情報開示に関するルールの制定

ウ 避難者支援団体が継続的に支援できるようにするための施策

(2) 支援対象地域以外の地域から帰還する被災者への支援（支援法第10条）

① 支援対象地域への帰還費用の助成

② 帰還先である支援対象地域での住宅確保

③ 帰還先である支援対象地域での就労支援の実施

④ 帰還先である支援対象地域での学習支援等の実施

⑤ 帰還先である支援対象地域での病院、商店、教育機関などの生活インフラ全体の整備

5 避難指示区域から避難している被災者への支援（支援法第11条）

① 今後の除染計画とその効果についての正確な情報を提供すること

② 除染ボランティア等の作業拠点となる宿泊施設の設定

③ 避難指示解除準備区域の住民に対する意識調査

④ 帰還が長期にわたって困難となる被災者の生活再建についての相談と具体的な支援の実施

⑤ 長期化する避難生活における被災者の生活の具体的な支援の実施

⑥ 長期化する避難生活における被災者の心身の健康を維持するために必要な事業等への支援

- 6 放射線による健康への影響に関する調査, 医療の提供等 (支援法第 13 条)
- ① 国による健康管理体制の確立
- ア 国による常設の健康支援センターの設置及び独立した健康調査検討委員会の設置
- イ 福島県が実施している県民健康管理調査に代わる, 国を実施主体とする被災者向け健康診断の実施
- a 調査ではなく「予防原則」に立つ疾病の未然防止と早期発見を目的とすること。
- b 無料で生涯にわたって実施すること。
- c 福島県民に限らず初期被ばくを考慮した幅広い対象者を設定すること。
- d 甲状態がん以外の疾病も想定した検査項目の見直しを行うこと。
- e 医療費減免のための健康手帳の発行, 本人への適切な情報開示及び説明機会の確保を行うこと。
- f 第三者機関による信頼性の担保を行うこと。特に「予防原則」に理解ある医師・学識経験者に加え, 一定数以上の被災者や市民の代表によって構成されること。
- ② 現在福島県民に対して実施されている県民健康管理調査に関してはセカンド・オピニオンを得るための健診に関して, 費用補助を行うこと。
- 7 意見の反映等 (支援法第 14 条)
- ① 国によって, 支援法そのものの存在やその意義及びその内容に関して, 国民全体に対する周知を徹底するための広報措置をとること。
- ② 国と関係自治体との共同による「子ども・被災者支援法専門窓口 (仮称)」を各地に設置すること。
- ③ 基本方針の策定・変更及び施策の実施状況に関する被災者, 避難者, 支援団体及び関係行政機関からなる常設機関を設置し, 継続的にこれらの意見が反映できる体制を構築すること。
- 以上

原発事故子ども・被災者支援法に基づく基本方針に関する意見

2012年(平成24年)12月20日
日本弁護士連合会

第1 はじめに

「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」(原発事故子ども・被災者支援法)が、2012年6月21日に成立した。同法は、放射線の健康への影響が科学的に十分解明されていないことを前提に、政府の避難指示等が出ていない地域において、避難や居住継続をそれぞれの意思に基づいて選べるよう支援することを定めている。しかし、同法第5条により政府が定めることとされている「被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針」(以下「基本方針」という。)は、いまだに策定されておらず、同法に基づく支援は現在のところ実施されていない。

当連合会は、原発事故子ども・被災者支援法ネットワークの構成メンバーとして、被災者や支援NGO、関係自治体の意見を聞く機会を持ってきた。2012年9月5日には東京で、10月13日には福島で、それぞれ基本方針に盛り込まれるべき支援の範囲及び具体策を議論するフォーラムを開催し、また他の団体の主催する同趣旨の会合にも積極的に参加し、被災者や支援NGO、関係自治体の意見を聞いてきた。

これらの意見を踏まえ、当連合会は、基本方針に、以下の点を盛り込むことを求める。

なお、原発事故子ども・被災者支援法は、基本方針の策定に当たっては、被災者や避難者の意見を反映させる措置を講じるものとしているが(第5条第3項)、政府は現在のところ意見募集のための窓口すら公開していない。政府は、直ちに、基本方針策定に当たったっての意見反映のための措置を講じるべきである。

第2 基本方針に盛り込むべき内容

1 被災者生活支援等施策の推進に関する基本的方向(第5条第2項第1号)

について

(1) 憲法が定める生存権や幸福追求権、国際人権(社会権)規約及び子ども権利条約が定める到達可能な最高水準の健康を享受する権利並びに法第

2条で規定する基本理念に忠実な施策の実施

(2) 被災者の範囲を、本件事故当時、支援対象地域に居住していた者に限らず、今後、新たに支援対象地域に居住する者や、これから生まれてくる被災者の子どもについても広く含むこと。

(3) 居住、移動及び帰還に関する自己決定権の保障と効果的な施策の実施

(4) 被ばくを回避する市民の権利の保障

(5) 被災者に対するいわれなき差別を防止するためのあらゆる施策の実施

(6) 予防原則に基づく健康被害の未然防止

(7) 支援対象地域の環境又は被災者の生活の完全な回復を目指した長期的・継続的支援の実施

2 支援対象地域に関する事項(同上第2号)について

法第8条第1項で定める支援対象は以下のとおりとすべきである。

(1) 被ばく線量にかかわらず福島県全域

(2) 福島県外において2011年3月11日以降の1年間の追加被ばく線量が1ミリシーベルト以上であると推定される全地域(なお、この指定に当たっては、当初は空間線量に関する情報に基づく指定を行わざるを得ないと考えられるが、事故直後の内部被ばくを含む初期被ばくについても、適切な推計を行い、上記の基準に該当する地域について、追加指定を行うこと)

(3) 上記(1)(2)以外に居住をする者、居住していた者であっても、事故直後の被ばく線量なども考慮し、地域ごとの事情に基づき、被災者に含めることができるような措置を実施すること。

3 被災者生活支援等施策に関する基本的な事項(被災者生活支援等施策の推進に関し必要な計画に関する事項を含む。)(同上第3号)について

(1) 汚染の状況についての調査等(第6条)について

① より網羅的な自動車サーベイモニタリングの実施と調査結果の公表

② より細かいメッシュによる環境放射線モニタリング・メッシュ調査の実施と調査結果の公表

(2) 除染の継続的かつ迅速な実施(第7条)について

① 通学路、学校、公園等子どもが利用する場所の優先的な除染の実施

- ②除染支援対象地域内の子ども・妊婦が住む住居の除染に対する助成
- ③被災者が自ら又は業者に依頼して行う除染に対する助成
- ④除染に関する知識、技術等に対する説明会、研修会の実施
- (3) 支援対象地域で生活する被災者への支援 (第8条)
 - ①検査と医療の確保について
 - ア 初期被ばく量の評価及び評価結果の通知、健康手帳への記載
 - イ ホールボディカウンター設置・無料提供
 - ウ 子ども・妊婦の医療費無料化
 - ②子どもの就学等について
 - ア 屋内運動施設・シェルター型屋外遊び場・室内温水プールの設置
 - イ 部活動を放射線量の低い地域で行う機会の提供
 - ウ 移動教室の実施、支援対象地域の学校単位・学級単位で放射線量の低い地域に移動し授業を受ける機会の提供
 - エ 支援対象地域の学校におけるエアコンの設置
 - ③食の安全及び安心の確保について
 - ア 飲料水購入の助成
 - イ 食品中の放射性物質検査結果検索システムの構築
 - ウ 給食の放射性物質検査態勢の精密化・一律化
 - エ 支援対象地域において市民が利用できる食品検査所の整備
 - オ 学校給食の全ての食材の産地公開
 - ④放射線量の低減及び生活上の負担の軽減について
 - ア 居住者への線量計・ガラスバッジの継続的配布
 - イ 乾燥機購入の助成
 - ⑤自然体験活動等を通じた心身の健康の保持について
 - ア 民間保養プログラムの支援
 - a 保養のために必要な費用の助成
 - b 保養に同行する保護者のための休暇制度
 - c 常時保養を受け入れるための施設の確保及び運営体制の確立
 - d 保養等の支援策に関する一元的な情報提供体制
 - ⑥その他
 - ・政府による避難指示区域でない地域から福島県内に避難している被災者の民間借上げ住宅の提供及び期間延長

- (4) 支援対象地域以外の地域で生活する被災者への支援 (第9条)
 - ①移動費用について
 - ア 交通費の支給 (二重生活の親子が定期的に会うための交通費も含む。)
 - イ 引越一時金の支給
 - ウ 高速道路の無料化
 - エ 主な支援対象地域へのツアーバス等を運行する業者への助成
 - ②住宅の確保について
 - ア 公営住宅の提供期間の延長
 - イ 民間住宅の借上げ制度の期間延長、同制度利用に当たっての回数制限の緩和
 - ウ 被災者のコミュニティの維持・継続のための配慮
 - ③子どもの移動先における学習等の支援について
 - ア 子どもの転校の円滑化のために必要な施策の実施
 - イ 補習及びカウンセリングのために必要な施策の実施
 - ウ 原子力事故の実態や放射線に関して正確な理解を深めるための学校教育及び地域住民への積極的な広報・啓発活動の実施及びいじめや差別に遭わなかったための施策の実施
 - ④移動先における就業支援について
 - ア 東日本大震災に対応した雇用創出基金事業 (重点分野雇用創造事業) の延長及び対象者の拡大
 - イ 被災者を雇用した企業への助成金・補助金の制度の制定
 - ウ 被災者に対する職業訓練の積極的な実施及び就労までの間の経済的援助の実施
 - エ 母子又は父子で避難している被災者に対する保育所や学童保育の利用の優遇措置及び利用料金の減免措置等
 - オ 支援対象地域以外で新たに自営業を営むことを希望する被災者に対する従来の債務負担の軽減措置及び事業活動のための資金援助の実施
 - ⑤移動先の地方公共団体による役務の提供を円滑に受けることができるようにするための施策について
 - ア 被災者に対する移動先の各地方公共団体の基本的責務の制定

- イ 被災者に対する移動先における地域の住民として同等な行政サービスの提供
- ウ 各都道府県及び各市町村に被災者の相談、支援対策を行うワンストップ窓口（避難者支援センター）の設置
- エ 移動先の地域における被災者の公共交通機関の交通費の支援
- オ 移動先の地域における被災者の水道光熱費等の減免等の支援
- カ 被災者と移動先の地域住民や被災者同士の交流の促進
- キ 被災者に対する移動先の地域及び支援対象地域の情報（除染状況・生活情報等々）の提供
- ⑥支援対象地域の地方公共団体との関係の維持について
 - ア 支援対象地域の地方公共団体と移動先の地方公共団体との情報の共有
 - イ 原発避難者特例法に基づく指定市町村の支援対象地域の全市町村への拡大
 - ①家族と離れて暮らすこととなった子どもに対する支援について
 - ア 家族の面会に当たった際の交通費の助成（高速道路の無償化も含む。）
 - イ 支援対象地域に残った親に対する移動先の地域での優先的な雇用のあっせん等家族の再統合・維持の促進
 - ウ 被災者に対する子育て支援サービス（一時預かり保育事業、子育て短期支援事業、ひとり親家庭等日常生活支援事業等）の開放
- ⑧その他
 - ア 移動を選択した被災者に対する二重ローン解消のための被災ローン減免制度の適切な運用の徹底
 - イ 移動先の地域における民間支援団体等による支援の提供を促進するための移動先の被災者の情報開示に関するルールの制定
 - ウ 避難者支援団体に対する支援
- (5) 支援対象地域以外の地域から帰還する被災者への支援（第10条）
 - ①帰還費用の助成
 - ②帰還先である支援対象地域での住宅確保
 - ③帰還先である支援対象地域での就労支援の実施
 - ④帰還先である支援対象地域での学習支援等の実施
 - ⑤帰還先である支援対象地域での病院、商店、教育機関などの生活インフ

- ラ全体の整備
- (6) 避難指示区域から避難している被災者への支援（第11条）
 - ①今後の除染計画とその効果についての正確な情報を提供すること。
 - ②除染等の作業拠点となる宿泊施設の設置
 - ③避難指示解除準備区域の住民に対する意識調査
 - ④帰還が長期にわたって困難となる被災者の生活再建についての相談と具体的な支援の実施
 - ⑤長期化する避難生活における被災者の生活の具体的な支援の実施
 - ⑥長期化する避難生活における被災者の心身の健康を維持するために必要な事業等への支援
- (7) 放射線による健康への影響に関する調査、医療の提供等（第13条）
 - ①国による健康管理体制の確立
 - ア 国による常設の健康支援センターの設置及び独立した健康調査検討委員会の設置
 - イ 県民健康管理調査に代わる国を実施主体とする被災者向け健康診断の実施
 - a 調査ではなく「予防原則」に立つ疾病の未然防止と早期発見を目的とすること。
 - b 無料で生涯にわたって実施すること。
 - c 福島県民に限らず初期被ばくを考慮した幅広い対象者を設定すること。
 - d 甲状腺がん以外の疾病も想定した検査項目の見直しを行うこと。
 - e 医療費減免のための健康手帳の発行、本人への適切な情報開示及び説明機会の確保を行うこと。
 - f 第三者機関による信頼性の担保を行うこと。
 - ②現在実施されている県民健康管理調査に関してはセカンド・オピニオンを得るための健診に関して、費用補助を行うこと。
 - (8) 意見の反映等（第14条）
 - ①国によって、子ども・被災者支援法そのものの存在やその意義及びその内容に関して、国民全体に対する周知を徹底するための広報措置をとること。

と。

②国と関係自治体との共同による「子ども・被災者支援法専門窓口（仮称）」を各地に設置すること。

③基本方針の策定・変更及び施策の実施状況に関する被災者、避難者、支援団体及び関係行政機関からなる常設機関を設置し、継続的にこれらの意見が反映できる体制を構築すること。

「原発事故子ども・被災者支援法」 基本方針に関する要望と提言

(目次)

はじめに

1. 被災者生活支援等施策の推進に関する基本的方向 1
2. 第八条第一項の支援対象地域に関する事項 3
3. 被災者の生活支援施策に関する事項 5
4. 被災者の健康管理と医療の支援等施策に関する基本的な事項 14
5. 被災者生活支援等施策の推進に関する重要事項 17

2012年11月28日。

原発事故子ども・被災者支援法市民会議

はじめに

■ 市民会議及び本要望・提言の背景と経過

東京電力福島第一原子力発電所で生じた原子力事故により放出された放射性物質は、広範囲に拡散した。わが国の国土はいま、放射性物質による深刻な土壌汚染と大気汚染、水質汚濁の危機に瀕している。広範囲に居住する住民が放射線被ばくの脅威にさらされ、長期にわたる恒常的な放射線被ばくによる健康への影響が懸念されている。

そうしたなか、平成24年6月21日、「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律（以下、「支援法」という）」が成立した。この法律は、一定以上の放射線被ばくにさらされている地域の住民に対して、避難することも、とどまることも、避難先から帰還をすることも、そのいずれを選択した場合も国が適切に支援することを定めており、また、放射線被ばくによる健康被害の未然防止のために、子どもや妊婦に対して、国の責任で無料の健康診断、医療費の減免を行うことを定めた画期的な法律であった。

支援法の成立を要望し、その成立に向けて働きかけを行ってきた市民団体は、支援法の成立を歓迎し、支援法に基づく被災者支援の諸方策の充実を期するため、平成24年7月10日、「原発事故子ども・被災者支援法市民会議（以下、「市民会議」という）」を設立し、現在に至るまで加盟団体を増やしながら、継続的に提言活動を続けてきた。

支援法の基本方針策定の日程が遅れを見せるなか、原発事故による被災者たちの暮らしは待たなしの状況に追い込まれている。私たち市民会議は、超党派の議員立法として全会一致で成立した支援法成立の経緯に鑑み、政局の状況に左右されることなく、骨太な支援策の策定と実施が、一刻も早く早くなされることを求め、市民会議からの具体的な提案として、本提言を行うものである。

1. 被災者生活支援等施策の推進に関する基本的方向

被ばくを回避する国民の平等な権利の保障

○ 不必要な被ばくを回避することが、国民に平等に認められた権利であることを明記し、本支援施策はその保障のために推進されるものであること。

東京電力原子力事故により放出された放射性物質が広く拡散し、放射線が人の健康に及ぼす危険について科学的に十分に解明されていない状況の下では、不必要な被ばくを回避することはすべての国民に等しく認められる権利である。それは、個人として幸福を追求し、健康で平穏に生活するために不可欠な権利である。この権利は、すべての国民に平等に保障され、実現されるべきものである。すなわち、社会的地位や経済力等によって、被ばくを回避できるか否かに差異が生じないようにしなければならない。そのためには、本法に基づく積極的な支援施策が必要不可欠である。本法に基づく支援施策等は、すべての国民に平等に保障された不必要な被ばくを回避する権利を実現するために定めるものとする。

居住に関する自己決定の尊重と、それを可能にするための生活支援策の実施

○ 支援対象地域における居住、他の地域への移動及び移動前の地域への帰還についての選択は、被災者の自己決定を尊重し、いずれの場合にも適切な支援を行うこと。

○ 本施策は、被災者が真に自らの意思によって居住の自己決定が可能となるために実施されるものであること。

被ばくを回避するための選択として、居住に関する自己決定が尊重されなければならない。居住に関する自己決定の尊重とは、被災者一人一人が、支援対象地域における居住、他の地域への移動及び移動前の地域への帰還についての選択を自らの意思によって行うことができ、それを可能にすることである。

支援対象地域における居住を選択した場合には、放射線量の低減をはじめとして被ばくを回避するための施策が予防原則に基づいて行わなければならない。

他の地域への移動を選択した場合には、被災者が他の地域で生活基盤を築くために支援を積極的に行う必要がある。このような支援が不足すれば、経済的事情等によって、被災者が実質的に他の地域への移動という選択をできなくなることがある。すべての被災者が真に自らの意思によって居住の自己決定を行うためには、国による積極的な支援が必要不可欠であるとの認識に基づき、本法による支援施策等を定めるものとする。

いずれの被災者も東京電力原子力事故がなければ、従前の居住地で暮らしを行っていたのであるから、移動する選択を行った被災者に対しても、帰還する場合には支援が必要である。もっとも、移動前の地域への帰還は、強制されるものであってはならず、除染等の状況に鑑み、帰還の時期も含めて被災者自らが真に自己決定できるための支援を行うものとする。

「予防原則」に基づく健康被害の未然防止

○ 国は、被ばくによる健康被害を否定できないという前提に立って被災者一人一人の生活に必要な支援施策等を実施すること。

○ 子どもにも配慮しながら、成人や、事故後に出生した子どもに対しても、健康管理に万全を期すこと。

被災者にとっ、東京電力原子力事故による放射性物質の拡散による最大の懸念は、放射線による健康被害が生じることである。放射性物質による放射線が人の健康に及ぼす危険について科学的に十分に解明されていないことに鑑み、国は、被ばくによる健康被害を否定できないという前提に立って被災者一人一人の生活に必要な支援施策等を実施する。特に子どもにも配慮しながら、成人や東京電力原子力事故後に出生した子どもに対しても、国は未然防止の観点から放射線量の低減及び健康管理に万全を期す施策を行うものとする。国は、十全の医療体制を整え、被災者がセカンドオピニオンを得られることも含めて万全の支援施策を実施する。また、被ばくによる人の健康に対する危険が科学的に解明されていない状況に鑑み、健康管理及び医療について、国は中長期的な期間にわたり継続的に支援施策を行うものとする。

とする。

⇒詳細は、「4. 被災者の健康管理と医療支援に関する事項」を参照のこと。

2. 第八条第一項の支援対象地域に関する事項

支援対象地域の指定基準

○支援対象地域の指定基準となる放射線量の「一定の基準」(8条1項)は、外部被ばく及び内部被ばくの双方を含め年間追加線量1ミリシーベルトとすること。

法は、原発事故により放出された放射性物質が広く拡散していること、放射線が人の健康に及ぼす危険について科学的に十分に解明されていないことから、被災者の健康上と生活上の負担に対して支援が必要であることを、その立法目的としている(1条)。したがって、支援対象地域の設定の基準となる放射線量の「一定の基準」(8条1項)は、放射線の健康への影響が科学的に十分解明されていないことを前提として、これを人々(とりわけ子ども・妊婦)が回避することが合理的であると考えられる線量とすべきである。

この点から各種基準を検討すると、国際放射線防護委員会(ICRP)は、一般公衆の被ばく限度を年間1ミリシーベルトとしており(なお、これは外部被ばくと内部被ばくの双方を含む基準である)、原子炉等規制法及びその下位規程である各種告示などの日本国内法制も、公衆の被ばく限度を年間1ミリシーベルト以下とすることを基準とする各種の規制を行っている。またICRPは、現存被ばく状況における参考レベルを1~20ミリシーベルトの下方部分から選択すべきであり、その代表的な値は年間1ミリシーベルトであったとしている。さらに、原発事故に伴う放射性物質の拡散に対応するために制定された放射性物質汚染対処指針とこれに基づく環境省令は、法律に基づく土壌等の除染等の対象としている。

また、法の国会審議の過程においても、複数の議員によって年間1ミリシーベルトへの言及がなされている。

したがって、少なくとも、外部被ばく及び内部被ばくの双方を含め追加線量が年間1ミリシーベルトを超える地域については、放射線の健康への影響を回避するために措置をとることが合理的であると考えられるため、これを支援対象地域の指定基準とすべきである。

支援対象地域の具体的な指定方法①

○支援対象地域は、当面の間、文部科学省の航空機モニタリングの結果に基づき、2011年秋ころの時点において、地表面から1メートルの高さの空間線量率が1時間あたり0.23マイクロシーベルトを超える地域を一定程度含む市町村を、国の責任において指定すること。

年間追加線量1ミリシーベルトの地域を指定するためには、現在のところ地表での実測に基づく詳細な放射線量マップは策定されておらず、また内部被ばく量の推計方法も確立されていないため、当面の間は、同一の測定方法で面的に放射線量の情報が得られている支部科

学省の航空機モニタリングの結果に基づかざるを得ない。上記汚染状況重点調査地域と同様、環境省省令を参照し、少なくとも1時間あたり0.23マイクロシーベルトを超える地域を、支援対象地域に指定するべきである(ただし、これは地表1メートルの高さの測定値であり、子どもの被ばく量との関係では過小評価となる可能性があることに留意する必要がある。)

また、市町村よりも小さな単位で支援対象地域を設定することは、同一市町村内での支援の有無について格差が生じることから適切ではなく、上記基準を超える地域を一定程度含む地域を、市町村単位で指定すべきである。

支援対象地域の具体的な指定方法②

福島県は、上記の基準にかかわらず、全県を支援対象地域に指定すること。

福島県については、避難区域の設定及びその再編や、損害賠償における自主的避難等対象区域の指定などを通じて、県内に様々な線引きがなされ、その結果県民の分断を招いてきたことに鑑み、その全域を支援対象地域に設定するべきであり、法もこれを禁じるものではない。また、法の国会審議においても、福島県は全域を支援対象地域とする旨が発議者から述べられている。

初期被ばくの影響を考慮した支援対象地域の追加指定

○国は、事故初期段階の内部被ばく・外部被ばく量の推計方法を検討し、検討結果に基づき、事故初期段階の特に子ども内部被ばく・外部被ばく量を評価し、原発事故後当初1年間の被ばく量が1ミリシーベルトを超えるおそれのある地域を一定程度含む市町村を、支援対象地域として追加指定すること。

現在の空間線量は、主にセシウム134・137による汚染によるものである。一方、原発事故初期段階には、セシウムの他にも、ヨウ素131など半減期の短い放射性物質が放出され、これにより相当の内部被ばく・外部被ばくが発生しているが、その被ばく量の推計は、いまだに十分明らかになっていない。しかし、事故初期段階を考慮に入れた上で、年間1ミリシーベルト以上の被ばくをした場合にも、定期的な健康診断など必要な支援が提供される必要がある。

被災者の認定

○現在支援対象地域に居住している者、2011年3月11日時点において支援対象地域に居住していた者及びこれに準じる者を、被災者とする。

「これに準じる者」としては、2011年3月11日以後に支援対象地域内に転居し、相当期間にわたって同地域内に居住したものの、その後支援対象地域外に転居した者などが考えられる。

支援対象地域外における被災者の認定

○国は、支援対象地域において居住していない場合でも、生活圏における放射線量の状況等から、年間1ミリシーベルトを超える被ばくをするおそれのある者については、支援対象地域の居住者に「準じる者」として、個別に被災者として認定する。国は、支援対象地域外の住民の被災者の認定を行うために、第三者委員会を設置すること。

支援対象地域を市町村単位で指定する結果、市町村内の一部に年間追加線量が1ミリシーベルトを超えるものの、支援対象地域とは指定されない地域が存在することになる。また、航空機モニタリングの結果に基づく指定を行うことから、同モニタリングでは補足できない局地的な汚染が存在する地域も、支援対象地域からは漏れることになる。年間追加線量1ミリシーベルトを超える個人について、もれなく被災者として支援を受けることができよう、支援対象地域において居住していない場合にも、個別的に生活圏の放射線量の状況等の資料に基づき、法1条の定める支援対象地域に居住している者に「準じる者」として、被災者に認定するための制度を設けるべきである。

また、この認定にあたっては、放射線量を評価するための第三者委員会を設置し、その判断に基づき認定を行うべきである。

3. 被災者の生活支援策等に関する事項

対象となる生活支援の原則

○原発事故により新たに生じている生活上のニーズは、原則としてすべて支援の検討対象とすること。

原発事故により新たに生じている生活上のニーズは、原則としてすべて支援の検討対象とすべきである。具体的には次項以降が含まれる。

支援対象地域に住む被災者への支援策①一情報提供

○放射能汚染や被ばく低減などに関して、きめ細かい情報を提供すること。

①航空機モニタリングやモニタリングポストのみならず、歩行サーベイによる詳細な放射能汚染マップを作成すること。この測定作業を公開し、結果について住民への定期的な説明を行うこと。

航空機モニタリングはメッシュが荒く、ホットスポットやマイクログロブホトスポットと称される汚染を把握するには不十分である。またモニタリングポストは設置箇所一点のみの計測であり、周囲のまだらな汚染状況を的確に把握できていない。生活範囲を計測するには、可搬型の軽量かつ高性能で操作の簡易なサーベイメーターを常備する方がよい。計測には住民も参加し、危険箇所の把握に努められるようにしなければならない。これ等の詳細な情報は定期的な測定により常に更新されるものとする。また測定情報はマップ化し、地域住民を始

め広く共されなければならない。

②日常的に気をつけるべき点を明らかにし、広報すること。ならびに注意点に関する認知度や達成度を測る仕組みを作ること。

生活に密着した情報の積極的な開示を行うこと。特に定時降下物量の測定は日常生活環境に合わせて地上50cm、100cm地点で行うことが必要である。

予防原則的な立場から内部被ばくの危険性を知らせ、風の強い日にはマスク着用を促し、うがい手洗いを励行させること。汚染スポットを把握し、除染完了まで近寄らせないよう注意喚起しなければならない。

③原発の二次災害について常に意識し、必要な措置を予め住民に対して知らせること。万が一の事故や災害に対し、避難経路を策定・周知、ヨウ素剤の配布と注意点の広報を行うこと。原子力発電所立地地域ならびに30km圏、50km圏にとどまらない範囲で、放射性物質拡散を想定した避難訓練等を実施すること。また先の震災に鑑み、住民の移動用カッパ、食料品、日用品等のストックを十分なものとし、速やかな供給体制の構築を図ることが必要である。

支援対象地域に住む被災者への支援策②一被ばくの低減

○居住空間・学校・公共施設での放射能汚染を低下させるために、除染以外の措置も講ずること。

○個人が自らの被ばく量を把握できるような仕組みをつくること。

○食品・ほこりを通じた内部被ばくの最小化のための措置を講ずること。

○通学路、学校、公園、児童居宅など子どもが利用し、生活する場所は優先的に除染すること。

○子どもたちの野外活動に当たっては最大限の被ばく低減策をとり、被ばくのおそれがある場合、屋内施設を整備すること。

①居住空間での野焼きや汚染ゴミの処理を厳格化すること。

支援対象地域＝汚染地域では農業廃棄物や枝葉など高レベルのばい煙や灰を生み出す野焼きが行なわれている。野焼き禁止の広報だけでなくとまらず、罰則規定を盛り込んだ規制を行わなければならない。

②個人が自分の被ばく量を把握できるような仕組みを作ること。

居住者に外部被ばく数値を確認できるタイプの個人線量計を配布し、特定の期間ごとに算量を把握する。これにより、在住するうえでの被ばくを生涯にわたって個人が管理できるようになり、無用な被ばくを避ける有効な手段とすることができる。

甲状腺検査の実施期間を短縮し、子どもや保護者の不安に寄り添った対応を行なうこと。検査は医師が行うものとし、複合チェック体制構築の必要性から全国の医療機関でも受診可

能とする。こうすることで移住者が移住先で、保養参加者が保養先で検査を受ける環境を整備する。

定期的に尿検査を実施すること。体内に取り込んでしまった放射性物質の増減を監視する一助とし、個人がその時々の被ばく量を把握することで食品摂取時や屋外活動での放射性物質の吸入についての意識を持つことができるようになる。

個人々の健康状況は個人が特定されない形で公共の用に供し、予防原則的な立場からの注意喚起に活かすこと。可能な限りセカンドオピニオンによって得られた健康結果も網羅し、縦横な観点からの予防原則的な分析が行われるように配慮することが必要である。

上記、支援対象者の健康結果の科学的な分析実理のためには、信頼性を損なっている現行の「福島県民健康管理調査」体制を見直し、国＝厚生労働省所管による新しい検査体制を構築・実施することが条件となる。支援対象地域は福島県の県域を越えることが予測されることから、早急な検診体制の再構築が求められる。

③学校や公共施設等での空調設備を確保すること。
生活圏のほこりには放射性物質が付着しており、これらが風で舞い上がる危険性を否定できない。学校や公共施設等での内部被ばく低減のため、エアコン等を設置する。

④食品中の放射性物質検査結果検索システムを構築すること。
可能な限り内部被ばくを低減するため、食品や飲料水の規制値を低減すること。また測定に関する下限値を下げる必要がある。販売される食品には産地とベクレル表示を行い、消費者の選択の権利を保障することが必要である。

⑤被ばく低減への必要に応じて、飲料水や食料品購入に関する支援が受けられること。とりわけ、妊産婦や乳幼児への特別の配慮を行うこと。

⑥給食の放射性物質検査体制の精密化・一律化を図ること。特に、食材の事前の検査により、汚染食材の使用を未然に防ぐこと。
給食は特に放射性物質の混入を避けなければならない。精密な検査を行い、地域や学校による差異が生じないようにする。

⑦農産物の移行係数を加味した作付指導を行うこと
支援対象地域＝汚染地域での作付農産物を指導することで、ベクレル数値の低い農産物を入手できる可能性が増す。これにより、地域の農産物を安心して購入することができ、結果的に被ばく量を低減させることができる。

⑧通学路、学校、公園、児童居宅など子どもが利用し、生活する場所は優先的に除染すること。

除染箇所の選定に際しては、事故によって多種類の放射性物質核種が飛散し、いまだその

汚染の全貌が明らかにはなっていないことに鑑み、空間線量のみを指標とすることなく、原子力発電所からの距離、放射性ブルーームの通過した経路等、様々な要素から総合的に判断し、予防原則の観点から選定しなければならない。

学校の校庭は除染が進められたが、通学路、生活圏の除染は進んでいない。また、平均で毎時0.23マイクログラムを下回ると測定された校庭等の除染も、いまだ行われていない。子どもたちは毎日の通学や部活動で被ばくし続け、二本松市の調査では半数近い小中学生で昨年よりも外部被ばく量が増えている。早急な除染が必要であり、また継続的な調査による追加的な除染も不可欠の状況である。除染が完了し、環境放射線量が原発事故発生前と同等になるまでは、子どもたちの屋外での教育・遊びのための適切な措置が施されなければならない。

除染が完了するまで、あるいは除染作業中の子どもたちの通学に関して最新の注意を払い、無用な被ばくを避ける措置を講ずること。

⑨中間貯蔵施設を速やかに設置すること。
汚染地域では、除染作業が遅れている。仮置き場の設置にも苦慮する状況が続いていることも原因となっており、国と電力会社の責任において中間貯蔵施設を速やかに設置しなければならない。

⑩屋外の環境汚染が継続している場合、体育や遠足、校外活動、部活動等の屋外活動は、可能な限り、非汚染地域で行われなければならない。また最大限の被ばく回避措置を取ること。
被ばくリスクにはいきい値が存在しないことを前提とし、教育活動における被ばく回避措置をとること。定時降下物量を把握し、外部・内部被ばくを避けることが必要である。

⑪子どもたちの屋外での活動に被ばくの危険性がある場合、屋内運動施設や屋内プール、屋内遊び場の整備を行うこと。

子どもたちの屋外での活動に被ばくの危険性がある場合は、低減策として屋内施設の整備を行うものとする。この施設は、地域の防災拠点としても利用可能である。

⑫交通網の早期復旧を図ること。
被災地では交通網が復旧していないことから通勤通学などへの支障が続いている。汚染地域での外出時間が増えることは、外部被ばく量の増加にもつながりかねないことから、交通網の復旧が急がれるべきである。

⑬農業者・屋外活動者の被ばく低減を図ること。
農業者や屋外作業関係者は日ごろからほこりを吸いこみやすい環境にさらされている。ほこりにはセシウムを始め、あらゆる核種の放射性物質が含まれている可能性を否定できない。このことから作業者の被ばくを低減する措置を講じ、その必要性に関する広報を徹底するものとする。特に、除染作業にはマスクを着用していない例を多く見かける。これは通学す

る子どもたちにとっても悪例と映り込まなければならない。
 することを規則として盛り込まなければならない。

支援対象地域に住む被災者への支援策③一移動教室・自然体験活動・保養
 ○支援対象地域の学校単位・学級単位で放射線量の低い地域に移動し授業を受ける機会を提供すること。またその体制を整えること。
 ○自然体験活動等 費用助成や保養休暇の提供を通じて保養機会を提供すること。
 ○自然体験活動等 民間保養プログラムへの支援を通じて保養機会を提供すること。

①支援対象地域の学校単位・学級単位で放射線量の低い地域に移動し授業を受ける機会を提供すること。またその体制を整えること。

子どもたちは、日々、被ばくの危険性の中で生活している。通学時を含め、外部・内部被ばくを避けるための措置が講じられなければならない。また精神的なストレスを抱えやすいことから、リフレッシュの機会確保が重要となる。日ごろから学習を共にしているクラス単位での移動教室を行い、日常の生活圏を離れることによる集団生活で社会的な学び、他の地域での見聞を通して自らの郷土を再確認する機会を提供する。移動教室は教育的な意義が大きいことから、子どもたちの成長発達段階に応じて可能な限り最大限の範囲で実施すべきである。

移動教室実現には、受け入れ地域の行政・教育委員会・NPO等との連携を密にする必要がある。スムーズな実現・運営のための組織化を行い、地域間を結ぶコーディネーターを配置する。

文部科学省や環境省、農林水産省、経済産業省などの培ってきた宿泊体験や自然体験、農業体験、科学体験など様々な活動の経験と資源・財源を活かし、原発事故による放射能汚染に苦しむ支援対象者向けに制度の適用を図る必要がある。このため、各省庁から情報を収集し、被災者に提供する役割を復興庁で行い、＜その他＞①の常設機関と連携を密にすること。

②自然体験活動等 費用助成や保養休暇の提供を通じて保養機会を提供すること。
 子どものみならず、大人も放射能への不安からストレスを抱えている。心身のリフレッシュ機会を創出するため、保養機会が得られるように交通費の減免も含めて費用の助成を行わなくてはならない。また子どもと保護者が共に保養プログラムに参加できるよう、保養休暇を設定し、企業への補償を行うこととする。

③自然体験活動等 民間保養プログラムへの支援を通じて保養機会を提供すること。
 全国の民間保養プログラムは200プラン以上となっている。しかし資金難に苦しむ団体が多く、継続性に課題が出てきている。民間の実践団体を支援することで、行政だけでは網羅できない、きめ細やかな保養プログラムを官民協働のスタンスで構築することができる。内容充実のための研修制度などを設けて民間実践団体の底上げを行い、被災地と受け入れ先をつなぐため、中間支援組織を設けなければならない。この保養充実のための中間支援組織は既に活動を密にしている実践団体間で設立し、保養や移動教室に関するデータを一元的に

管理する。

④自然体験活動等 年間を通じて利用可能な施設等の整備を通じて保養機会を提供すること。
 全国に常時保養受け入れ可能な施設を設置すること。外部被ばく・内部被ばくの一一般公衆限度である年間1ミリシーベルトを越えている支援対象地域においては、個人個人の放射能への感受性が異なることを前提とし、特に内部被ばく量の低減＝生物学的半減期を意識した保養期間を設定し、可能な範囲で必要かつ十分な保養機会が確保されなければならない。特に乳幼児の保養は期間を問わないため、保護者の保養休暇取得を促すことで年間を通じた保養機会を確保する。

公共・民間の未利用施設の効果的な活用策を募って支援し、官設民営方式で運営する。

⑤自然体験活動等 保養機会を通じて、避難者と在住者との交流を促進すること。
 原発事故による被災は、住民間に意識の差を生み、地域の絆を分断する事態となっている。避難者も在住者も「無用な被ばくを避ける」権利を行使しつつそれぞれの場所に居住している。生活する場所が変わっても、故郷への帰属意識や友人同士、分断の危機にある住民同士の絆を結び直す機会としても利用されなければならない。

⑥交通費の減免を行うこと。

現在、民間が実施している保養プログラム、体験活動等では、交通費の負担が民間団体や参加者への負担となっている。前述の移動教室・自然体験・保養への参加に関して、交通費を支援する必要がある。

移動の支援

- 避難により、別々に暮らす家族に会うための移動費用の補助を行うこと。
- 高速道路の無料化を行うこと。
- 避難や保養のための交通費・転居費用の助成を行うこと。

現在の避難者は、母子避難など家族が分断された状態の家族が圧倒的に多い。経済的な理由、家庭内の様々な事情で分断された家族が会うための移動費用の補助が必要である。その一つとして、高速道路の無料化、年間チケット制などの導入、転居費用の助成、引っ越し一時金の支給などがある。

移動先における住宅の確保等

- 公営住宅の提供について、無償利用期間の延長を実施すること。
- 公営住宅の同居条件を緩和し、自主避難者を受け入れること。
- 民間住宅の賃貸に関して家賃補助を行うこと。
- 二次避難・三次避難の際でも、住宅支援などの支援を続けること。

①公営住宅の提供について、無償利用期間の延長を実施すること。

現在は災害救助法に基づき、1年間ごとの更新となっているが、支援法を早期に具体化し、避難者が安心して暮らせるよう、無償利用期間の延長を実施すること。

②公営住宅の入居条件を緩和し、自主避難者を受け入れること。

被災三県だけではなく、線量の高い地域からの避難者も含め、避難したい権利を認め、自主避難者を受け入れること。

③民間住宅の賃貸に際して、家賃補助を行うこと。

④二次避難・三次避難の際でも、住宅支援などの支援を続けること。

居住した住宅の状況や子どもたちの生活環境など、様々な状況によって、当初の避難場所からの転居が必要となる場合がある。避難者の二次避難、三次避難を認め、一次避難と同様の支援が受けられるようにすること。

避難した子どもたちのための支援

○編入制度の柔軟対応、補助学習などの学習支援、カウンセリング対応などを行うこと。
○家族と会うための交通費の支援や、母子・父子で暮らす家庭に対する、子育て支援サービスを優先的に受けられるようにすること。

①子どもたちの移動が円滑に進むよう、必要な施策を講ずること。

避難する子どもたちが移動する際、編入制度の柔軟対応、補助学習などの学習支援、カウンセリング対応、いじめへの配慮、放射線への理解促進など、子どもたちへの配慮を十分に行うこと。

②家族と離れて暮らすことになった子どもに対しての支援。

家族と離れて暮らすことになった子どもに対して、親が子供に会いに来る、子どもが親に会いに来るなどの交通費の補助をすること。母子や父子で暮らす家庭に対して、子育て支援サービスを優先的に受けられるようにすること。

移転先における就業や生活の支援

○避難先における就職支援を行うこと。
○住民票を移さない場合でも、同様の行政サービスが受けられるようにすること。

①避難先における就職支援を行うこと。

個人や家族単位による生活再建までの間の就職支援、会社・団体など避難した企業への支援、起業支援など、就業への支援を行うこと。

②移転先での被災者の生活費支援（光熱費など）の支援を行うこと。

二重生活による生活費の経済的な負担が大きく、避難者の生活を圧迫している。安心して避難生活ができるよう、生活費の支援を行うこと。

③住民票を移さない場合でも、同様の行政サービスが受けられるようにすること。

母子避難など家族が分断された避難生活の中、帰還または移住を決定するまでの期間を認め、住民票を移さない場合でも、避難先において同様の行政サービスが受けられるよう、避難者台帳などの整備を行い、現在ある住民票とは別な仕組みの中で、避難者への行政サービスを受ける権利を守ること。

地方公共団体との関係の維持及び支援

○避難元自治体からの情報提供を実施すること。
○先進的な避難者支援の取り組みをしている地方公共団体や民間組織への支援を行うこと。

①避難元自治体からの情報提供を実施すること。

除染や放射線などの情報はもとより、様々な自治体での関係情報を避難先にいる避難者へ適宜情報提供を行い、分断された家族との情報共有や家族の再統合・家族の維持のために支援を行なうこと。また帰還を望む避難者に対しても、適切な行政情報を提供すること。

②先進的な避難者支援の取り組みをしている地方公共団体や民間組織への支援を行うこと。

避難者支援の取り組みをしている先進的な地方公共団体や民間組織へ支援を行い、その支援事例などの紹介を実施し、他の取り組みへの喚起となるよう、支援すること。避難先での避難者が安心して生活できるように、様々な関係機関の連携を促し、支援の協働体制を作り出すこと。

その他支援対象地域以外で生活する被災者支援のための必要な施策

○被災地に残した家屋のローンの免除措置などの支援を行うこと。
○全国避難者支援センターを設置すること。

①資産についての補償への支援。

被災地に残した住宅ローンの免除措置、土地・家屋売却と代替地の保障など、資産の保障に関する施策を講ずること。

②全国避難者支援センターを設置すること。

避難地での支援を平等に受けるため、全国避難者支援センターを設け、避難者支援の相談窓口や支援体制を整備すること。

支援対象地域以外の地域から帰還する被災者への支援

- 帰還のための交通費・転居費用の助成を行うこと。
- ①帰還のための交通費・転居費用の助成を行うこと。
支援対象地域への帰還に対して、交通費、転居費用の助成を行い、帰還を容易に行なえるよう、住宅確保、就労支援、学習支援などの支援策を講ずること。
- ②帰還に関する配慮事項。
避難・移住者の帰還にあたっては、一律的に除染状況等によるものとししない。避難・移住者、特に子どもは移動先の生活が長くなるにつれ、自らの生活の拠点を選択できるものとしなければならぬ。これは児童の権利＝子どもの成長発達に関する可能な限り最大限の保障の根本要因となるものである。友人や教育環境の変化や保護者の就労状況、居住地域における社会的な関係性は児童の成長発達における重要事項である。これにより、帰還の選択における既存居住区域の除染状況やインフラの復旧のみによるものとしせず、被災者自身が、生活権の保障の観点から判断するものとする。放射能汚染という理不尽な事故の被害者、とりわけ子どもに、負担が生じてはならない。

支援対象地域の被災者、移動した被災者に対する支援の体制

- 常設支援機関/協議機関の設置をすること。
- ①常設支援機関の設置
被災者へはなるべく避ける権利を行使する意味から、住民は居住場所を選択する。移動を選択した住民や帰還を希望するには故郷の最新の情報を届ける必要がある。また居住を選択する住民には保養先や移住先の最新情報を届ける必要がある。三者間の情報格差を無くし、公平な支援が適切に行われるように支援するため、常設の支援センターを設置する。
- ②法の精神に則り、予防原則的な立場から住民への説明や相談受付、ヒアリングを行うアードバイザー・相談員を派遣すること
法の実効状況を見極め、随時善処していく必要がある。このため、法の精神に則り、被災者による健康被害の未然防止や個人の生活における選択権の行使が公平十全に行われるように積極的な説明や相談、ヒアリングの機会が設けられなければならない。
- ③常設の協議機関の設置。
上①②の成果を共有するため、被災当事者、国、地方公共団体、市民団体、議員、医師からなる常設のラウンドテーブルを設置する。法の実進捗状況を定期的に確認し、必要に応じて追加的措置を行う。これは支援対象者の利益を最優先とするもので、国や地方公共団体、社会的利益が優先されるものであってはならない。

支援施策の実施期間

- 支援期間は、対象地域の放射線量の十分な減衰、及び被災者の生活再建まで行うこと。
被災者の選択権の尊重（第二条第二項）、健康被害の未然防止（第二条第五項）といった法の基本理念に基づき、支援を行う機関は対象地域の放射線量の十分な減衰、及び被災者の生活再建まで行うことが必要である。

支援施策の体系化

- 支援施策は、移動、住居、就労、所得、食の安全及び安心の確保、就学及び学校教育等に体系化し、居住・避難・帰還のそれぞれに必要なとされる施策を実施すること。
効率的に、漏れなく、かつ迅速に支援を行うため、支援施策は、移動、住居、就労、所得、食の安全及び安心の確保、就学及び学校教育等に体系化し、居住・避難・帰還のそれぞれに必要なとされる施策を実施することが必要である。

損害賠償との調整

- 東京電力による賠償責任の有無にかかわらず、必要な支援を速やかに実施し、東京電力に対して適切な求償を行うこと。
被災者の生活を守り、支えるためには、東京電力の損害賠償責任の有無にかかわらず、迅速かつ適切な支援が必要である。とくに健康被害については、損害が生じる前に、未然防止の観点から積極的な支援が必要であることは明白である。「国は、被災者生活支援等施策の実施に要した費用のうち特定原子力事業者に対して求償すべきものについて、適切に求償する」という本法十九条の文言からも明らか通り、支援策に要した費用全額が特定原子力事業者である東京電力に対して求償すべきものとは想定されていない。
損害賠償と重なる範囲の支援についても、国が責任をもって被災者の生活を守り支えるという本法の精神に鑑み、国が積極的に具体的施策を行うべきである。
本法十九条の趣旨は、東京電力に求償できるか否かにかかわらず、まず国が、責任をもって被災者に対し必要な支援を迅速かつ適切に行い、その後、国が、東京電力の損害賠償責任の範囲にある費用について、東京電力に対し求償することにある。

4. 被災者の健康管理と医療の支等施策に関する基本的な事項

健康管理及び医療の体制の構築

- 健康管理に関する施策は、「予防原則」に基づき、疾病の未然防止と早期発見を目的とすること。
○国による被ばく最小化と健康管理を行う常設の健康支援センター設置を行い、各医療機関に健康診断や医療に関するガイドラインの提供、その他必要な支援を行うこと。

○上記を実施するための健康管理検討委員会、及び倫理的側面も含めた検討・監視を行うための第三者委員会を設置すること。これらの委員会には、専門家、国、自治体関係者に加え、一定数以上の被災者や市民の代表を委員に加えること。

被災者の健康管理体制は、第十三条に基づき、国が責任を持って構築すべきである。体制の構築に当たっては、法第二条第五項の健康被害の未然防止の観点から、健康管理に関する施策は、予防原則に基づき、個々の被災者の健康管理、被ばくの低減、疾病の早期発見と治療を目的としたものでなければならぬ。低線量被ばくは、いまだ科学的な合意がなく、決してない分野ではあるが、放射線被ばくと疾病の関係がないことを決めつけるのではなく、因果関係があるかもしれないという立場から慎重に健康管理を行うことが重要である。また、被災者の人権を守り、被災者自身の声を反映させることが欠かせない。

国による被ばく最小化と健康管理を行う常設の健康支援センター設置を行い、国は、長期にわたる健診・受診記録を保存・管理する義務を負う。

同センターには、被ばく線量評価・低減部門、保健・医療部門を設置する。また、健康調査の内容について審議を行う検討委員会に加え、調査やデータの取り扱いの倫理的側面を監視する第三者委員会を設置する。同委員会には、専門家、国、自治体関係者に加え、一定数以上の一般市民、被災者の代表も委員に加わるものとする。また、長期間にわたる医療の提供と健診制度を維持するための、医師・専門家教育を充実させ、幅広い医療の受け皿を構築し、慎重に健康管理を行うものとする。

健康影響に関する調査について

- 県民健康管理調査に代わり、国を実施主体とする被災者向け健康診断を実施すること。
- 調査ではなく、「予防原則」にたつ疾病の未然防止と早期発見を目的とすること。
- 甲状腺がん以外の疾病も想定し、健診項目の見直しを行うこと。
- 支援対象地域の住民及び事故による影響を受けたと思われる幅広い対象者を設定した上で、生涯にわたり無償で行うこと。
- 行動記録等から、外部被ばく線量の評価及び、ブルームの影響等による内部被ばく線量の評価を実施すること。
- WBCや尿検査により、内部被ばく線量を日常的に把握できるようにすること。
- 浮遊塵の測定を行い、日常的な放射性物質の取り込みの推移をモニターし、記録、公表すること。

現在の福島県の県民健康管理調査は、下記のような問題がある。

- 放射線の影響がないという結論が先にきている。
- ・ 目的が「不安解消」となっており、放射線の影響は「極めて少ない」ことが前提になっている。「予防原則」にたつ疾病の未然防止という観点と正反対の目的である。

- ・ 甲状腺検査で、がんが発見された。また、一人が○判定とされた。本来であれば、放射線との関係は「不明」とし、慎重に経過を見守るべきところ、県立医大側は、「事故との因果関係はない」と断定。

○小児甲状腺がん以外の疾病を想定していない。

- ・ チェルノブイリの影響を過小評価し、それに基づき、小児の甲状腺がんの発生のみを想定とした検査内容となっている。心電図・尿検査などは行わない。
- ・ 内部被ばくの把握が不十分である。尿検査はまったく行っておらず、ホールボディカウンターによる検査も限定的にしか行っていない。

○情報開示・説明が欠如。

- ・ 情報開示請求をしなれば、診断画像や医師の所見が、受検者にも知らされない。
- ・ 甲状腺検査のA2判定の人に対して、十分な説明が行われていない。
- ・ 甲状腺検査に關して、セカンドオピニオンを封じるような文書が出された。

○福島県立医科大学チームに対する不信任。

- ・ 低線量被ばくの影響を軽視し、「放射線の影響はない」と繰り返す山下俊一氏をはじめとする福島県立医科大学チームへの不信任が蔓延している。少なからぬ被災者の間に、県民健康管理調査が、個人々の健康管理ではなく、一部の学者たちにより学術的な目的で行われているのではないか、被災者がモルモット扱いされているのではないかという疑念が生じている。
- ・ 「秘密会議」が発覚。事前に委員会の方向性を決めていた。透明性と説明責任が欠如した体質が明らかになった。

原発事故子ども・被災者支援法の実施を機に、同法の理念をもとに、調査の原則、調査体制を見直し、国が責任をもって健康管理調査を実施すべきである。

国を実施主体とし、被災者向け健康診断を、定期的に生涯にわたって行うものとする。甲状腺がん以外の疾病についても想定した健診とすること。その健診項目として初期被ばく線量推計と甲状腺エコー検査のみではなく、既往歴と体調についての問診を行い、通常の学校健診の項目に加えて尿検査・血液検査を希望者は医療機関で受けられることとし、ホールボディカウンター測定と尿及び母乳の放射線量測定を、公共施設、民間施設を問わずに必要と思われるときに希望者は無料で測定できるようにする。全都道府県で尿中セシウム、ストロンチウムのサンプル・モニタリングを行い、日常的な摂取状況の推移を記録していく。調査期間については、胎児・18歳以下の子どもは生涯にわたって無料とし、未来に生まれてくる子どもに対しても健診を受ける権利を認める。

調査データの管理及び開示について

- 本人への適切な情報開示、説明機会の確保、手帳による個人記録管理を行うこと。
- データ管理を国の責任において行い、第三者機関の監視による信頼性の担保を行うこと。

健康への影響に関する調査結果は本人に帰属するものとし、本人への適切な情報開示と、説明機会の確保を行い、健康手帳により個人の情報管理が行われることとする。検査結果は国の責任においてデータ保存管理を前述の健康支援センターで行い、個人情報保護を徹底した上で、本人の同意と倫理審査を得て、一元化されずに多角的に独立して調査を行える体制を整える。

医療費の減免措置

- 福島県民に限らず、初期被ばくを考慮した幅広い対象者を設定すること。
- 健康手帳を発行し、行動記録、健診結果、被ばく線量の評価値、日常的な健康状態等を記載し、医療費の減免を保証すること。

同法に規定されている医療費の減免措置を行うためには、対象となる被災者の特定が必要である。健康手帳を発行し、対象者の特定とともに、継続的で一貫性のある健康状況の記録を蓄積することが必要である。支援法支援対象地区居住者以外であっても、東京電力原子力事故に係る放射線による健康の影響が考えられうる疾患があった場合は、健康支援センターに申し出ることによって、同法第十三条三項における対象者として認められるものとする。

当面の措置

- 自主的な健診に費用補助を行うこと。

現在までに自主的に行われた健診にかかわる費用を弁済する。事故初期からのブルームの影響等で放射線被ばくが考慮される地域に居住・滞在していた者の医療・健診費用は、国民健康保険、社会保険の適応とし、自己負担分を補助する。

現在、福島県の健康管理調査の対象者であっても、セカンドオピニオンを得るための健康診断を行う住民も少なからずいる。また、県外の住民や調査に不参加の意思があるものの場合には、放射線の影響に関しては、自主的に健診を行うしかない。国による十分な体制が構築されるまで、このような自主的な健診に対しては費用補助を行うべきである。

5. 被災者生活支援等施策の推進に関する重要事項

地方公共団体・民間団体の支援

被ばくの低減、健康被害の未然防止、被災者・避難者の生活支援を行う地方公共団体や民間団体の取り組みを支援すること。

現在、多くの地方公共団体が、積極的に避難者を受け入れ、様々な支援策を打ち出している。また、民間団体も、地方公共団体と協力しながら、寄付金などにより、避難者支援や保養プログラムを実施している。

これらの地方公共団体や民間団体に対して、財政的な支援を行うとともに、先進的な事例については、モデルケースとして全国に広める措置が効果的である。

被災者等の意見の反映

基本方針の策定・変更及び施策実施に関し、被災者、避難者、支援団体等と関係行政機関からなる常設機関を設置し、継続的に意見の吸い上げ及び反映を行うこと。

国は被災者のニーズ把握及び及び本法実施の継続的な改善を図るという観点から、基本方針の策定・変更及び施策実施に関し、被災者、避難者、支援団体等と関係行政機関からなる常設機関を設置し、継続的に意見の吸い上げ及び反映を行うものとする。

以上

地方議会で採択された「原発事故子ども・被災者支援法の基本方針に対する意見書」等の一覧

◆北海道（１）… 札幌市

◆東北（１）… 郡山市（福島県）

◆関東（１０）… 小金井市（東京都）、西東京市（東京都）、東久留米市（東京都）、東村山市（東京都）、三鷹市（東京都）、武蔵野市（東京都）、茨城県、取手市（茨城県）、守谷市（茨城県）、我孫子市（千葉県）

◆甲信越（１）… 新潟市（新潟県）

◆近畿（１）… 大阪市（大阪府）

◆九州（１）… 福岡市（福岡県）

※ 福島の子どもたちを守る法律家ネットワークHPより一部データを引用
<http://www.saflan.jp/info/754>

2013年3月20日 時点

意見書案第8号

原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民への
適切な施策の迅速な実施を求める意見書

東京電力福島第一原発事故から1年7カ月が経過したが、現在も収束のめどは立っていない。

こうした状況の中、低線量の放射線が人の健康に与える影響も科学的に十分解明されておらず、保護者や妊婦は、放射線の感受性が高い子どもや胎児への影響に大きな不安を抱えている。

2012年6月21日、第180通常国会において、「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」が全会一致で可決・成立した。

本法律の基本理念（第2条）では、被災者に対する生活支援等の施策について、放射線による影響を受けやすい子どもや胎児の健康被害を未然に防止するために、放射線量の低減及び健康管理に万全を期することを含め、子ども及び妊婦に対して特別な配慮をしなければならないとしている。

また、被災者が被災地に居住するか、避難するか、又は避難した後に帰還するかについて、被災者自身の自己決定権を認め、そのいずれを選択した場合であっても適切な支援をしなければならないとしている。

よって、政府においては、被災者の声を真摯に受け止め、本法律に基づき、原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民への生活支援など、具体的かつ適切な施策を迅速に実施するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成24年（2012年）11月2日

札幌市議会

（提出先）内閣総理大臣、総務大臣、復興大臣

（提出者）全議員

「原発事故子ども・被災者支援法」に基づく具体的施策の早期実施を
求める意見書

本年6月21日に超党派の議員により提案された原発事故子ども・被災者支援法（正式名称「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」）が、衆議院本会議において全会一致で可決成立した。

この支援法は、一定の線量以上の放射線被曝が予想される「支援対象地域」からの避難、居住、帰還といった選択を、被災者がみずからの意思によって行うことができるよう、国が責任を持って支援しなければならないと定めている。すなわち、原発事故で避難した方には国の避難指示あるなしにかかわらず、移動・住宅・就学・就業、移動先自治体による役務の提供を、避難しない方には、医療・就学・食の安全・放射線量の低減・保養を支援すること、さらに家族と離れて暮らすことになった子どもに対する支援を定めたものである。

しかし、法文には「支援対象地域」の具体的な範囲設定についてはうたわれていない。また、本法律は総じて理念法の色彩が濃く、直ちに予算措置の裏づけを持った個別施策が実施されるわけではない。支援施策の詳細についても定められていない。

本法律の理念を実現する上で、「基本方針」策定の過程においては、被災者・避難者らの直面する困難な状況に対して真摯に耳を傾け、被災者・避難者らの参加を実現し、本当に必要な施策がなされるような配慮が必要である。

三鷹市内にも、福島原発震災から避難してきた方、強制であれ自主的にであれ避難せざるを得ず、市内に居住している方がいる。親族に被災者がいる市民も数多くいる。一人一人の被災者、特に子どもたちに対する具体的な支援施策の早期実施と充実が求められている。

よって、本市議会は、政府に対し、下記のことを要望する。

記

- 1 公衆の追加被曝限度である、年間1ミリシーベルトを超える放射線被曝を余儀なくされている地域全体を「支援対象地域」とすること。
- 2 原発事故によってこれまでの生活を奪われ、被災生活を余儀なくされている方々の力となるよう、被災者の声を反映した実効性ある具体的な支援策を早期に実施すること。
- 3 健康被害の未然防止の観点から、定期的な健康診断や、医療費の減免に関する規定の実施を早期に行うこと。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成24年9月28日

三鷹市議会議長 白鳥 孝



サイト内検索

検索ヘルプ

市会の概要 会議の案内 会議の結果 市会広報 情報公開 各種手続

大阪市総合トップ 組織一覧 大阪府会 会議の結果

「原発事故子ども・被災者支援法」に基づく具体的施策の早期実施を求める意見書

「原発事故子ども・被災者支援法」に基づく具体的施策の早期実施を求める意見書

[2013年3月1日]

平成25年3月1日可決

衆議院議長 参議院議長

内閣総理大臣 財務大臣

総務大臣 文部科学大臣

厚生労働大臣 国土交通大臣

環境大臣 復興大臣 各あて

福島第一原発事故から間もなく2年が経過しようとしているが、いまなお全国に多数の避難者がおられ、先の見えない不安な生活を余議なくされており、ここ大阪府にも約400人が暮らしている。

平成24年6月21日、第180回通常国会において「原発事故子ども・被災者支援法」(正式名称「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」)が、全会一致で可決成立した。

この支援法は、「支援対象地域」からの避難、居住、帰還といった選択を、被災者がみずからの意思によって行うことができるよう、国が責任を持って具体的な支援をしなければならないと定めている。すなわち、原発事故で避難した方には、国による避難指示のあるなしにかかわらず、移動・住宅・就学・就業等に関する支援及び移動先自治体による役務の提供を、避難しない方には、医療・就学・食の安全・放射線量の低減・保養等に関し支援することを、さらに家族と離れて暮らすことになった子どもに対する支援を定めたものである。

一方、この支援法では、具体的施策(支援対象地域の範囲、支援施策の内容、自治体との連携、予算措置など)は、政府の定める「基本方針」によるものとされているが、同法の成立から8カ月が経過した現時点においても「基本方針」の策定のめどは明らかにされていない。

大阪府に避難してきた方々も、住宅、仕事、保育、教育、子どもの健康、二重生活等、避難生活に関わる様々な困難を抱えて生活されており、可及的速やかな施策の具体化が求められている。

よって国におかれては、下記事項を実施されるよう強く要望する。

1. 原発事故子ども・被災者支援法に基づく「基本方針」を策定し、各種の具体的施策の早期実現のために必要な予算措置を講ずること。

特に、安定した住居の確保、子どもの定期的健康診断と医療費の減免、二重生活における移動交通費の支

援は喫緊の課題として具体化すること。

2. 地方自治体が行う関連施策に対しても国が支援を行うこと。
3. 「基本方針」策定と施策の具体化にあたっては、被災者の意見を十分に反映する措置をとること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

[平成25年第1回定例会に戻る](#)

[可決した意見書・決議に戻る](#)

このページの作成者・問合せ先

市会事務局 議事企画担当

電話: 06-6208-8681 ファックス: 06-6202-0508

住所: 大阪市北区中之島1丁目3番20号

[\[ページの先頭へ戻る\]](#)

[サイトの使い方](#) | [サイトの考え方](#) | [個人情報の取り扱い](#) | [著作権・免責](#) | [地図](#) | [市会事務局ホームページ管理者](#) | [市やホームページへのご意見](#)

大阪市会事務局 政策調査担当 〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20

電話: 06-6208-8694 ファックス: 06-6202-0508

Copyright (C) OSAKA CITY COUNCIL

意見書案第 20 号

「原子力事故子ども・被災者支援法」に基づく施策の早期具体化等を求める意見書案

上記の意見書案を次のとおり福岡市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成24年12月21日

福岡市議会

議長 森 英 鷹 様

提出者 福岡市議会議員

伊藤 嘉人	富 永 計 久	大 原 弥寿男
尾花 康広	阿 部 真之助	川 上 晋 平
渡辺 裕江	石 田 正 明	浜 崎 太 郎
三角 公仁隆	中 山 郁 美	高 山 博 光
田 中 丈太郎	太 田 英 二	池 田 良 子

「原子力事故子ども・被災者支援法」に基づく施策の早期具体化等を求める意見書

平成24年6月21日に「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」（以下「原子力事故子ども・被災者支援法」という。）が議員立法により全会一致で可決・成立しました。

この法律は、原子力事故の被災者への幅広い支援策として、被災者の支援対象地域における居住、他の地域への移動及び移動前の地域への帰還を選択する権利の尊重、特に胎児を含む子どもへの健康被害の未然防止、放射線の影響を調査する健康診断、原子力事故の放射線による被ばくに係る医療費減免などが盛り込まれ、それらを国の責務において推進することを定めた画期的なものです。

一方、原子力事故子ども・被災者支援法は理念・枠組みのみを規定しており、支援対象地域の範囲、支援施策の内容、自治体との連携、予算措置などの具体化はこれからの課題となっています。福岡市においても原子力事故から避難してきた方々が、避難生活に関わる様々な困難を抱えて生活していますが、公的な支援は限られています。

よって、福岡市議会は、国会及び政府が、次の事項について早急に実施されるよう強く要請します。

- 1 原子力事故子ども・被災者支援法第14条に基づき、被災者の意見を十分に反映する措置を速やかに採ること。
- 2 原子力事故子ども・被災者支援法に基づく各種の施策を早期に具体化し、予算措置を講ずること。また、地方自治体が行う関連施策に対しても国が支援を行うようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成 年 月 日

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、
厚生労働大臣、国土交通大臣、復興大臣 宛て

議 長 名

原子力災害による被災者支援施策パッケージ

関連施策一覧

※は平成25年度予算案に計上されている施策

1. 子どもの元氣復活

- 1 子ども元氣復活交付金 (福島定住緊急支援等交付金) ※
- 2 遊具の設置や子育てイベントの開催 (安心子ども基金)
- 3 ふくしまっ子体験活動応援事業 (福島県原子力被害応急対策基金)
- 4 国立青少年教育施設を活用した「リフレッシュ・キャンプ」 ※
- 5 地域を活用した学校丸ごと子どもの体力向上推進事業 ※

2. 子どもの健康・心のケア

- (1) 健康管理・健康不安対策
 - 1 県民健康管理調査 (福島県民健康管理基金)
 - 2 甲状腺結節性病変有所見率等調査事業 (原子力被災者健康管理・健康調査等委託事業費)
 - 3 福島健康管理拠点の緊急整備 (福島健康管理拠点の緊急整備)
 - 4 母乳の放射性物質濃度検査及び新生児聴覚検査 (福島県民健康管理基金)
 - 5 事故初期ヨウ素等単半減期による内部被ばくの線量評価調査 (原子力被災者健康管理・健康調査等委託事業費)
 - 6 原子力被災者等の健康不安対策に関するアクションプラン
 - 7 福島県立医科大学におけるリスコミュニケーション拠点の強化 (福島県立医科大学におけるリスコミュニケーション拠点の強化)
 - 8 地域における「ふくしま」ブランドの回復活動支援 (福島県原子力被害応急対策基金)
 - 9 医師やスポーツトレーナー等の派遣による児童生徒等の精神的ストレスや運動不足の解消 (学校保健対策支援事業)

(2) 食の安心安全

- 1 食品中の放射性物質に係る安全管理のガイドライン策定及び検査結果の公表 ※
- 2 学校給食の安心・安全の確保 (学校給食安心対策事業) ※
- 3 給食用食材の放射性物質検査機器の補助等 (安心こども基金)
- 4 食品と放射能に関するリスコミュニケーション ※
- 5 農林水産物、食品等の安全・安心の復元 (福島県原子力被害応急対策基金) ※
- 6 食品中の放射性物質に係る「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」の決定 ※
- 7 (独)国民生活センターによる放射性物質検査機器の貸与 ※
- 8 被災4県の地方消費者行政活性化基金への積み増し ※
- 9 食品中の放射性物質に係る検査機器の導入支援 (保健衛生施設等設備整備費補助金) ※
- 10 食品中の放射性物質に係る流通段階の買上調査 (食品中の放射性物質に係るモニタリング検査計画策定推進経費) ※
- 11 食品の放射性物質汚染状況調査及び食品摂取量調査 (食品放射性物質安全性検証費) ※
- 12 農畜産物等の放射性物質濃度の検査機器整備等支援 ※
- 13 特用林産物安全供給推進事業 ※
- 14 水産物の放射性物質のモニタリング (放射性物質影響調査推進委託事業) ※
- 15 放射能測定機器の整備 (水産業共同利用施設復旧支援事業) ※

(3) 心のケア

- 1 緊急スクールカウンセラー等派遣事業 ※
- 2 被災者の心のケア支援事業 (被災地心のケア支援体制の整備) ※
- 3 東日本大震災被災地における女性の悩み・暴力相談事業 (東日本大震災による女性の悩み・暴力に関する相談事業) ※
- 4 心のケア対策推進事業 ※
- 5 親を亡くした子ども等への相談・援助事業 (安心こども基金) ※
- 6 地域支え合い体制づくり事業 ※

3. 子育て・生活環境の改善

(1) 家族の維持

- 1 原発事故による自主避難者に対する高速道路の無料措置 ※ 復興庁・国土交通省

(2) 住宅

- 1 子ども元気復活交付金(福島定住緊急支援交付金)【再掲】 ※ 復興庁
- 2 災害救助法に基づく応急仮設住宅の供与(災害救助費等負担金) ※ 厚生労働省
- 3 地域の希望復活応援事業(福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業) ※ 復興庁
- 4 コミュニティ復活交付金(長期避難者生活拠点形成交付金) ※ 復興庁

(3) 教育

- 1 被災した幼児児童生徒への就学等支援(被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金) 文部科学省
- 2 学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業 ※ 文部科学省
- 3 被災した子ども体験活動応援事業(福島県原子力被害応急対策基金) ※ 被災者生活支援チーム
- 4 復興教育支援事業 文部科学省
- 5 学校施設環境改善交付金 文部科学省
- 6 公立学校施設整備費負担金 文部科学省
- 7 被災した児童生徒に対する学習支援等のための教職員定数の加配措置 文部科学省
- 8 被災地におけるスクールバス・ボートの購入経費の補助(被災地通学用バス等購入費補助金) 文部科学省
- 9 高等学校等奨学金事業(高等学校等奨学金事業交付金) ※ 文部科学省
- 10 国立大学・私立大学の授業料減免等 ※ 文部科学省
- 11 (独)日本学生支援機構 大学等奨学金事業の充実 ※ 文部科学省
- 12 高等学校等授業料等減免事業、高等学校等奨学金事業(高校生就学支援基金) ※ 文部科学省
- 13 私立高等学校等の授業料減免等 ※ 文部科学省

(4) 就労

- 1 被災者雇用開発助成金(特定求職者雇用開発助成金) ※ 厚生労働省
- 2 震災等緊急雇用対応事業(重点分野雇用創出事業) ※ 厚生労働省
- 3 福島避難者帰還等就職支援事業 ※ 厚生労働省
- 4 離職者に対する公的職業訓練の実施(離職者等再就職に資する総合的な職業能力開発プログラムの推進、求職者支援制度等) ※ 厚生労働省
- 5 事業復興型雇用創出事業(雇用復興推進事業) ※ 厚生労働省
- 6 生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業(雇用復興推進事業) ※ 厚生労働省
- 7 震災関連人材育成支援奨励金(成長分野等人材育成支援事業(震災特例・復興関連分)) ※ 厚生労働省
- 8 ハローワークにおける職業相談・職業紹介等の就職支援 ※ 厚生労働省
- 9 特用林産施設体制整備事業 ※ 農林水産省
- 10 被災者向け農の雇用事業 ※ 農林水産省
- 11 農山漁村被災者受入円滑化支援事業 ※ 農林水産省
- 12 被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業 ※ 農林水産省
- 13 漁業復興担い手確保支援事業 ※ 農林水産省

(5) 医療体制整備等

- 1 地域医療再生基金(地域医療再生臨時特例交付金) ※ 厚生労働省
- 2 地域医療支援センター(地域医療支援センター運営経費) ※ 厚生労働省
- 3 健康診査や健康相談の機会を通じた生活習慣病対策 ※ 厚生労働省
- 4 介護基盤緊急整備等臨時特例基金(被災地医療支援事業) ※ 厚生労働省
- 5 (独)福祉医療機構 東日本大震災に係る「災害復旧資金等」(医療貸付事業) ※ 厚生労働省
- 6 がん検診の受診率向上の推進(①がん検診推進事業、②都道府県健康対策推進事業、③がん対策推進企業等連携事業) ※ 厚生労働省
- 7 医療保険制度・介護保険制度の特別措置(医療・介護における財政支援) ※ 厚生労働省
- 8 障害福祉サービス等の利用者負担免除の特別措置(障害福祉における財政支援) ※ 厚生労働省

4. その他

(1) 民間団体の力を活用した支援

- | | | | |
|---|--|---|-------|
| 1 | NPO等の運営力強化を通じた復興支援事業 | ※ | 内閣府 |
| 2 | 地域コミュニティ復興支援事業 (緊急雇用創出事業臨時特例基金
(住まい対策拡充等支援事業分)) | ※ | 厚生労働省 |
| 3 | ふくしま医療福祉機器開発事業費補助金、国際的先端医療機器開発実証事業費補助金 | | 経済産業省 |

(2) その他

- | | | | |
|----|--|---|------------|
| 1 | 放射線モニタリング | | 原子力規制庁 |
| 2 | 東京電力福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質の除染 (放射性物質により汚染された土壌等の除染の実施) | ※ | 環境省 |
| 3 | 放射線量低減対策特別緊急事業 (福島県原子力被害応急対策基金) | ※ | 被災者生活支援チーム |
| 4 | 地域づくり支援事業 (専門家派遣事業) (地域づくりに関する専門家派遣支援事業に必要な経費) | ※ | 内閣官房 |
| 5 | 少子高齢化・環境対応等復興モデル事業費補助金 | ※ | 内閣府 |
| 6 | 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構による事業者の二重債務問題への対応 | ※ | 復興庁 |
| 7 | 個人債務者の私的整理に係る支援事業 | ※ | 金融庁 |
| 8 | 全国避難者情報システムによる避難住民と避難元地方公共団体の連絡・情報の提供 | ※ | 総務省 |
| 9 | 原発避難者特例法に基づく避難住民等に対する避難先の地方公共団体による役務の提供等に係る地方負担に対する地方財政措置 | ※ | 総務省 |
| 10 | 固定資産税・都市計画税・不動産取得税の課税免除等の特例 (地方税) | | 総務省 |
| 11 | 自動車取得税・自動車税・軽自動車税の非課税等の特例 (地方税) | | 総務省 |
| 12 | ICT地域のきずな再生・強化事業 (被災地域情報化推進事業) | ※ | 総務省 |
| 13 | 地デジチューナー等支援制度 (受信機器購入等対策事業費補助事業) | ※ | 総務省 |
| 14 | 東日本大震災法律援助事業 | ※ | 法務省 |
| 15 | 日本司法支援センター常勤弁護士の被災地自治体派遣 | ※ | 法務省 |
| 16 | 法務省の人権擁護機関による人権擁護活動 (震災に伴う人権擁護活動の充実強化) | ※ | 法務省 |
| 17 | 原発事故による警戒区域等からの避難者に対する高速道路の無料措置 | | 国土交通省 |

原子力災害による被災者支援施策パッケージ
～子どもをはじめとする自主避難者等の支援の拡充に向けて～

平成25年3月15日

復興省	内閣府	消費者庁
総務省	文部科学省	厚生労働省
農林水産省	国土交通省	経済産業省
環境省	原子力規制庁	

I 基本的考え方

- ・原発事故の影響により、福島県の一部の地域については政府による避難指示が行われたが、避難指示の対象とされなかった地域においても、放射線による健康不安やそれに伴う生活上の負担が生じている。
- ・政府はこれまで、福島復興再生特別措置法の制定や平成23年度補正予算等を通じ、除染やモニタリング、放射性物質の検査等の対策を行ってきたところである。
- ・一方、この間においても、福島県において子どもが運動する機会が減少し、肥満傾向の拡大や体力の低下、多くのストレスを抱えている実態が指摘されており、また、放射性物質に対する不安から、子育て世帯を中心に避難指示区域以外からの自主避難が続いている。
- ・また、平成24年6月には、議員立法により、子ども被災者支援法が成立し、被災者の不安の解消や安定した生活の実現に寄与するため、国が支援施策を推進することとされている。
- ・このため、「自主避難者等への支援に関する関係省庁会議」を開催し、子ども被災者支援法の趣旨も踏まえ、福島県を中心とした原子力災害の被災者が安心して生活することができるようにするとともに、将来を担っていく子どもが元気に成長できるた

めの取組について検討、整理した。その成果として、福島県等において避難せずに生活を続ける方への支援をはじめ、自主避難された方への支援、避難先から帰還する方への支援等、原発事故の被災者に対する以下の施策をとりまとめた。

II 主な取組

1 子どもの元気復活

・子どもの運動機会が減少していることを踏まえ、全天候型運動施設等の整備により、福島県の子どもたちの運動機会を確保します。

・福島県及び福島県外において、自然体験活動を実施します。

(主な具体的取組)

- ・「子ども元気復活交付金」により、原発事故の影響により人口の流出等が生じていると認められる地域（福島県中通り等）において、全天候型運動施設等を新たに整備。あわせて、スポーツトレーナーによる運動指導等ソフトウェアも実施。【復興庁】
- ・福島県に設けた「安心こども基金」により、大型遊具等を設置。【厚生労働省】
- ・福島県に設けた基金を活用した「ふくしまっ子体験活動応援事業」により、福島県内での自然体験活動を実施。【内閣府被災者生活支援チーム】
- ・(独)国立青少年教育振興機構において、福島・岩手・宮城の3県の施設を活用した「リフレッシュ・キャンプ」を実施。今後、群馬・新潟・長野の各県等における実施も検討。【文部科学省】

2 子どもの健康・心のケア

- ・福島県の全県民を対象とした外部被ばく線量調査や、18歳以下の子どもに対する甲状腺検査等必要な健康管理調査を継続します。また、原発事故の被災者に対する健康管理の現状・課題を把握し、今後の支援の在り方を検討します。
- ・不安を感じている被災者との双方向のコミュニケーションに留意し、コミュニケーションを行う人材育成等を行います。
- ・子どもの食の安心・安全を確保するため、学校給食等の検査を実施します。
- ・心の不調を訴える子ども等に対して、スクールカウンセラー等の派遣や心のケア専門職による訪問・相談等の取組を支援します。

(1) 健康管理・健康不安対策

(主な具体的取組)

- ・「福島県民健康管理調査」により、全福島県民に対する外部被ばく線量を把握する行動調査や、原発事故発生時18歳以下だった子どもに対する甲状腺検査を継続実施。
- ・また、福島県外の医療機関に対し、福島県民の子どもに対する甲状腺検査の実施について、協力依頼。【環境省】
- ・福島県における甲状腺検査の結果の理解促進のため、福島県外3県で実施した甲状腺抽出調査の結果について周知。【環境省】
- ・「福島県民健康管理基金」により、福島県内の子ども等個人線量計による外部被ばく測定、ホールボディカウンタによる内部被ばく測定を実施。【環境省】
- ・「原子力災害等影響調査等事業」により、事故初期のヨウ素による甲状腺被ばく等を推計する事業を実施。【環境省】
- ・引き続き、原発被災者に対する健康管理の現状や課題を把握し、今後の支援の在り方を検討。【環境省】
- ・福島県外を含めた被災者等に対し、放射線影響等に係る統一的資料の作成、国民とのコミュニケーション、放射線影響等に係る人材育成等「原子力被災者等の健康不安対策に関するアクションプラン」に示された取組を実施。【環境省等関係省庁】

- ・福島県民健康管理調査の理解促進に向けた取組として、甲状腺検査に関するパンフレット配布や説明会開催等理解促進に向けた取組を支援。【環境省】

(2) 食の安心安全

(主な具体的取組)

- ・出荷段階等において計画的に食品の検査を実施するため、検査のガイドラインを作成・公表、随時更新。【厚生労働省】
 - ・「学校給食安心対策事業」により、福島県をはじめとした9県※において、放射性物質の検査を実施し、結果を公表。【文部科学省】※青森・岩手・宮城・福島・茨城・栃木・千葉・新潟・長野の各県
 - ・「安心子ども基金」により、全国の児童福祉施設における放射性物質検査機器の整備を支援。【厚生労働省】
 - ・食品と放射線に関する大規模な意見交換会や、地方自治体、消費者団体等と連携した説明会を全国で開催。【消費者庁等】
- ### (3) 心のケア
- #### (主な具体的取組)
- ・「緊急スクールカウンセラー等派遣事業」により、災害救助法適用地域※の子ども等及び当該地域から避難した子ども等に対し、スクールカウンセラー等の派遣等を支援。【文部科学省】※福島・岩手・宮城の各県の全域、青森・茨城・長野・新潟・栃木・千葉の各県の一部地域
 - ・「被災者の心のケア支援事業」により、福島・岩手・宮城の3県において、心の不調を訴える被災者への心のケア専門職による訪問・相談窓口設置を支援。【厚生労働省】

3 子育て・生活環境の改善

- ・二重生活を行っている母子避難者等に対し、高速道路の通行料金の無料措置を実施します。
- ・福島県中通り等において、公的な賃貸住宅を整備し、定住環境の改善を進めます。また、借上げ仮設住宅を引き続き提供します。
- ・震災により経済的理由から就学等が困難となった子どもに対し、幅広い就学支援を実施します。また、被災地での放課後学習等の支援や、NPO等多様な主体による先進的な教育活動が行われるよう支援を行います。
- ・震災により失業した方の雇用機会を創出するとともに、福島県からの避難者に対し、地元への帰還就職が円滑に進むよう支援を行います。
- ・被災地における医師・看護師等の確保や、医療施設の整備に対する支援を進めます。また、生活習慣病対策等を推進します。

(3) 教育

(主な具体的取組)

- ・「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」により、震災により経済的理由から就学等が困難となった子どもに対し、学用品費等の支給等を実施。【文部科学省】
- ・「学費を通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業」により、福島・岩手・宮城の3県を中心とした被災地で学ぶ子ども及び当該地域から避難した子どもにも対し、学習活動の指導等を行う人材を配置し、学習・交流活動を支援。【文部科学省】
- ・福島県に設けた基金を活用した「ふくしまっ子体験活動応援事業」により、福島県内での移動教室事業を実施。【内閣府被災者生活支援チーム】
- ・「復興教育支援事業」により、福島・岩手・宮城の3県において、NPO等多様な主体による今後の学校教育の新しいモデルともなる防災教育、キャリア教育、移動教室等の特色ある教育活動の取組に対し支援。【文部科学省】

(4) 就労

(主な具体的取組)

- ・「被災者雇用開発助成金」「震災等緊急雇用対応事業」により、災害救助法適用地域※における事業主等及び被災求職者を支援。【厚生労働省】※福島・岩手・宮城の各県の全職、青森・茨城・長野・新潟・栃木・千葉の各県の一部地域
- ・「福島避難者帰還等就職支援事業」により、避難者が多い山形・新潟・東京・埼玉・大阪の各都府県において、福島県へ帰還して就職することを希望する方のための相談窓口を新たに設置。【厚生労働省】

(5) 医療体制整備等

(主な具体的取組)

- ・「地域医療再生基金」により行っている、被災地における医療提供体制の再生に向けての支援をさらに進めるため、本基金に積み増し。【厚生労働省】

(1) 家族の絆維持

(主な具体的取組)

- ・原発事故発生時に福島県中通り・浜通り（警戒区域等は除く）及び宮城県丸森町に居住していた被災者のうち、二重生活を強いられている母子避難者等に対し、高速道路の通行料金を新たに無料措置。【復興庁、国交省】

(2) 住宅

(主な具体的取組)

- ・「子ども元復活交付金」により、原発事故の影響により人口の流出等が生じていると認められる地域（福島県中通り等）において、公的な賃貸住宅を新たに整備。【復興庁】
- ・全国において、民間賃貸住宅等を活用した応急仮設住宅の供与期間を平成26年3月末まで延長。また、更なる延長に向け検討。【厚生労働省】

・「地域医療支援センター運営経費」により、医師不足病院の医師確保の支援等を行うため、被災地を含め、全国20道府県※に設置された本センターを支援。【厚生労働省】

※北海道、青森、岩手、宮城、福島、茨城、新潟、長野、千葉、静岡、岐阜、三重、滋賀、京都、島根、広島、徳島、高知、大分、宮崎の各道府県

・避難や屋外での運動の自粛など生活習慣の変化に伴う健康影響が指摘されていることから、被災地を含め、全国において健康診査や健康相談の機会を通じた生活習慣病対策を推進。【厚生労働省】

4 その他

・行政では手が届きにくいきめ細かな支援を行うため、NPO等の団体等を通じた支援を実施します。

○民間団体の力を活用した支援
(主な具体的取組)

・「NPO等の運営力強化を通じた復興支援事業」により、福島・岩手・宮城の3県の被災者及び当該3県から他県に避難した被災者を支援するNPO活動を新たに支援。【内閣府】

・「地域コミュニティ復興支援事業」により、被災者が地域とのつながりを持ち続けられるよう、福島・岩手・宮城の3県の被災者及び当該3県から他県への避難者を支援。【厚生労働省】

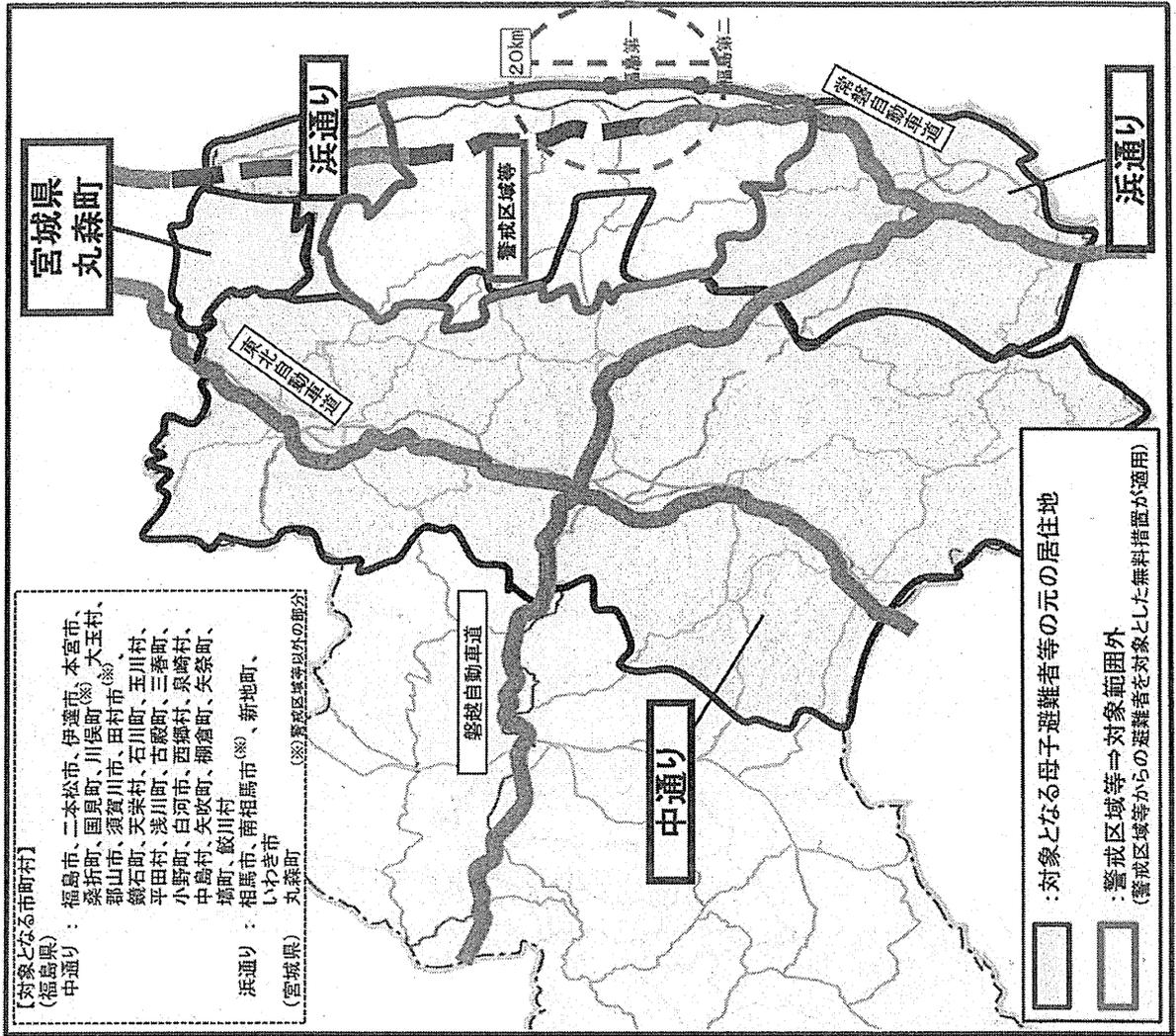
III 今後について

○本施策パッケージについては、より効果的かつ効率的な施策の推進に向け、「自主避難者等への支援に関する関係省庁会議」において、適宜フォローアップを行う。

○また、今後とも、被災者や自治体の様々なご意見をお聞きするとともに、専門的な知見も活用しつつ、本施策パッケージの拡充に向け、引き続き検討を進める。

原発事故による自主避難者に対する高速道路の無料措置

《対象となる母子避難者等の元の居住地》



1. 対象者

原発事故発生時に福島県浜通り・中通り^(※)及び宮城県丸森町に居住していた被災者のうち、当該地域の外に避難して二重生活を強いられている母子避難者等

(※)原発事故による警戒区域等を除く

2. 対象走行区間

避難先の最寄りIC⇄避難元の最寄りIC間の走行

〔 出口料金所で、避難元市町村が発行する
 証明書等を提示 〕

3. 実施期間

対象者の特定業務に係る市町村との調整完了後、平成25年度予算成立を目的に開始(当面、平成26年3月末まで)

原子力災害による被災者支援施策パッケージ 概要

ポイント

- 原子力災害により、健康不安やそれに伴う生活上の負担が生じており、支援を行うことが必要。
- さらに、子どもの元気を復活させる先進的取組を実施することが重要。
- 上記をあわせて以下の施策パッケージをとりまとめ。

1 子どもの元気復活 ～子どもの元気を復活させる先進的な取組～

- ・全天候型運動施設等の整備により福島県の子どもの運動機会を確保
- ・福島県及び県外において自然体験活動を実施

2 子どもの健康・心のケア

- ～健康不安に対して、安心を確保する取組～
- ・福島県民を対象とした健康管理調査の実施
- ・福島県での健康管理調査や福島県外の甲狀腺検査結果を活用し、福島県内外でリスクコミュニケーションを強化
- ・原発被災者に対する健康管理に係る今後の支援の在り方を検討
- ・子どもの食の安心・安全を確保するため、学校給食等の検査を実施
- ・専門家等の訪問・相談を通じた被災者の心のケア

3 子育て・生活環境の改善

- ～健康不安に伴い生じた生活上の負担への支援～
- ・母子避難者等に対し、新たに高速無料措置
- ・福島県中通り等において公的な賃貸住宅を整備、借上げ仮設住宅を引き続き提供
- ・経済的な理由により就学が困難な子どもへの就学支援
- ・雇用機会の確保、福島県からの避難者に対する帰還就職の支援
- ・被災地の医師・看護師等の確保
- ・生活習慣病対策

4 その他 ～支援を行う団体への支援等～

- ・行政では手が届きにくいきめ細やかな支援を行うため、NPO等の民間団体等を通じた支援を実施

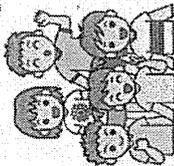
○より効果的かつ効率的な施策推進に向け、フォローアップを実施するとともに、専門的知見を活用しつつ、パッケージの拡充に向けて引き続き検討を進める。

原子力災害による被災者支援施策パッケージ 主な取組の例

1 子どもの元気復活 ～子どもの元気を復活させる先進的な取組～

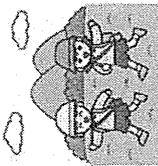
子どもの元気復活

「子ども元気復活交付金」により、全天候型の運動施設などを新たに整備するほか、「安心こども基金」により大型遊具などを設置し、運動不足になりがちな福島県の子どもの運動できる機会を確保します。



自然体験活動

子どもが屋外でのびのびと活動できるよう、福島県での「ふくしまっ子体験活動応援事業」や、福島県内外での「リフレッシュ・キャンプ」等の取組を通じ、被災地の子どもたちの自然体験活動を応援していきます。



2 子どもの健康・心のケア ～健康不安に対して、安心を確保する取組～

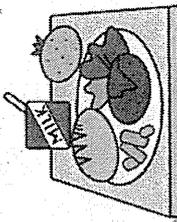
健康管理・健康不安対策

福島県民を対象とした外部被ばく線量調査や18歳以下の甲状腺検査等を実施します。さらに、福島県での健康管理調査や福島県外の甲状腺検査結果を活用し、福島県内外でリスクコミュニケーションの強化等を行います。



学校給食の放射性物質検査

学校給食において、食材は出荷段階での検査が行われていることを前提としつつ、より一層の安全・安心を確保するため、放射性物質の検査を実施し、その結果をしっかりと公表していきます。



3 子育て・生活環境の改善 ～健康不安に伴い生じた生活上の負担への支援～

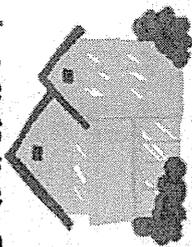
母子避難者等の高速道路無料措置

福島県中通り・浜通り、宮城県丸森町から避難されている母子・父子避難者の方を対象に、避難先と避難元のそれぞれの最寄りインターチェンジ間の高速道路料金を無料にします。



借上住宅の期間延長

本年3月末までとされている借上住宅（民間賃貸住宅等）を活用した応急仮設住宅の供与期間を、全国で平成26年3月末まで延長するほか、さらなる延長に向けた検討も行います。



要望事項 (2012年11月28日)	パッケージでの対応	コメント
1. 基本的方向に下記を盛り込むこと。 1) 被ばくを回避する国民の平等な権利の保障	無	
2) 居住に関する自己決定の尊重と、それを可能にするための生活支援策の実施	無	
3) 「予防原則」に基づく健康被害の未然防止	無	
<p><支援対象地域について></p> 2. 2011年3月11日以降の1年間の追加的被ばく量が1mSv以上であると推定される地域はすべて、無条件に支援対象地域に指定すること。	基本方針は未策定のため、支援対象地域は未定義。	個別支援の対象地域はの主なものは下記。 ○高速道路無料化：福島県：浜通り・中通り、宮城県：丸森（母子避難者等） ○「リフレッシュ・キャンプ」福島・岩手・宮城。（今後、群馬・新潟・長野で検討） ○学校給食安心対策事業：青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、千葉、新潟、長野 ○公的な賃貸住宅：福島県中通り ○健康管理調査：福島県 ○移動教室：福島県 ○復興教育支援事業：福島・岩手・宮城 ※ほとんどが県境でくぎられてしまっている ※放射線汚染実態を反映していない
3. 「2.」に加え、①福島県全域、②事故直後の放射能雲による初期被ばくが懸念される地域は、支援対象地域に指定すること 4. 支援対象地域以外に居住をする者であっても、個別のケースに基づき、支援対象に含めることができるような仕組みをつくること		

要望事項 (2012年11月28日)	パッケージでの対応	コメント
<p><移動のための費用補助></p> 5. 在住者・避難者双方に対して、下記の移動のための費用補助を行うこと 1) 避難・保養・健診のための移動 2) 避難により別々に暮らす家族に会うための移動	無	
	高速道路無料化が、福島県浜通り、中通り、丸森に限定して盛り込まれた。	
<p><健康診断></p> 7. 国による、支援対象地域の健康管理体制を確立すること。 1) 国による常設の健康支援センター設置を行うこと。被ばく線量評価・低減部門、保健・医療部門および、倫理的側面を含む監視を行う独立した健康調査検討委員会を設置すること。同委員会には被災者や市民の参加を認めること 2) 県民健康管理調査に代わり、国を実施主体とする被災者向け健康診断を、下記のように実施すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・調査ではなく、「予防原則」にたつ疾病の未然防止と早期発見を目的とすること ・無料で生涯にわたって実施すること ・福島県民に限らず、初期被ばくを考慮した幅広い対象者を設定すること ・甲状腺がん以外の疾病も想定した検査項目の見直しを行うこと ・医療費減免のための健康手帳の発行、本人への適切な情報開示、説明機会の確保を行うこと ・第三者機関による信頼性の担保を行うこと 	無	「2. 子どもの健康・心のケア」基本的に現状維持。新規と思われるものは下記。 ・福島県外3県の甲状腺調査について周知（環境省） ・パンフレット配布や説明会開催（環境省） ⇒すべて「安心」キャンペーン関連 「3. 子育て・生活環境の改善」 (5) 医療体制整備 ・被災地を含め、全国において健康診査や健康相談の機会を通じた生活習慣病対策を推進（厚生労働省） ⇒「生活習慣病対策」 ⇒被ばくによる影響把握対応になっていない？
9. 被ばくの低減、健康被害の未然防止、被災者・避難者の生活支援を行う地方公共団体や民間団体の取り組み	「NPO等の運営力強化を通じた復興支	「民間団体の力を活用した支援」 ・「NPO等の運営力強化を通じた復興支

要望事項 (2012年11月28日)	パッケージでの対応	コメント
を支援すること	「援事業」で一部対応。	「援事業」により、福島・岩手・宮城の3県の被災者および当該3県から他県に避難した被災者を支援するNPO活動を新たに支援（内閣府）
10. 基本方針の策定・変更及び施策実施に関し、被災者、避難者、支援団体等と関係行政機関からなる常設機関を設置し、継続的に意見の吸い上げおよび反映を行うこと	無	
【個別事項】(市民会議によせられた要望など)		
支援対象地域内の子どもの住居の除染に対する助成制度	無	
より詳細なメッシュマップ・自動車走行サーベイの実施・結果公表	無	
支援対象地域における屋内運動施設・シェルター型屋外遊び場・室内温水プールの設置	p.2「子ども元気復活交付金」により、原発事故の影響により人口の流出等が生じていると認められる地域（福島県中通等）において、全天候型運動施設を新たに整備。	
移動教室の実施	福島県に設けた基金を活用した「ふくしまっ子体験活動応援事業」により福島県内での移動教室事業を実施（内閣府被災者生活支援チーム） 福島・岩手・宮城の3県において、NPO等多様な主体による…移動教室等の特色ある教育活動を支援（文科省）	
支援対象地域の学校単位・学級単位で放射線量の低い地域に移動し授業を受ける機会の提供	無	
民間保養プログラムの支援		

要望事項 (2012年11月28日)	パッケージでの対応	コメント
・保養のために必要な費用の助成 ・保養に同行する保護者のための休暇制度 ・常時保養を受け入れるための施設の確保及び運営体制の確立	無 無 無	ふくしまっ子体験活動応援事業（福島県内） 「リフレッシュ・キャンプ」 などがあるがいずれも限定的。居住者が保養を行う費用補助ではない。
保養等の支援策に関する一元的な情報提供体制	無	
居住者への線量計・ガラスバッジの継続的配布	福島県では有り（環境省）	
支援対象地域の学校におけるエアコンの設置	無	
給食の放射性物質検査態勢の精密化・一律化	一部対応	出荷段階における検査のガイドライン 「学校給食安心対策事業」（文部科学省）青森・岩手・宮城・福島・茨城・栃木・千葉・新潟・長野の各県
支援対象地域において市民が利用できる食品検査所の整備	無	
学校給食の全ての食材の産地公開	無	
避難先における就職の支援	新たなものは無？	p.6「被災者雇用開発助成金」「震災緊急雇用対応事業」により、災害救助法適用地域における事業主および被災者求職者を支援
避難元自治体からの情報提供		
民間借り上げ住宅・公営住宅の提供・期間延長 新規受付も延長すべき	期間延長は十分でない。 新規受付は打ち切られた。	全国において、民間賃貸住宅等を活用した応急仮設住宅の供与期間を平成26年3月末まで延長。また、更なる延長に向け検討（厚生労働省）
避難後の転居の支援	無	
住宅ローンの免除措置	無	
二重生活への生活費支援	無	

要望事項 (2012年11月28日)	パッケージでの対応	コメント
子どもの心のケアのためのセンターの設置	p. 4 心のケア	
避難のための交通費・転居費用の助成	無	
避難者支援団体に対する支援	・「NPO等の運営力強化を通じた復興支援事業」により、福島・岩手・宮城の3県の被災者および当該3県から他県に避難した被災者を支援するNPO活動を新たに支援(内閣府)	
避難者支援センターの設置	無	
県民健康管理調査に代わり国を実施主体とする被災者向け健康診断 ・調査ではなく疾病の未然防止と早期発見を目的とすること ・無料で生涯にわたって実施 ・初期被ばくを考慮した幅広い対象者の設定 ・甲状腺以外の疾病も想定した検査項目の見直し ・健康手帳の発行、本人への適切な情報開示、説明機会の確保 ・第三者機関による信頼性の担保	無	
甲状腺検査の結果と放射性物質の拡散・放射線量との関係の分析	無	
健康調査において作成されたデータベースの開示	無	
被災者である子ども・妊婦の医療費無料化 ・被ばくに起因しないことの立証責任は国が負うこと	無(福島県のみ)	
基本方針の策定・変更及び施策実施に関する被災者、避難者、支援団体等と関係行政機関からなる常設機関の設置	無	

2013年3月15日

「原子力災害による被災者支援施策パッケージ」に関する緊急声明
～原発事故子ども・被災者支援法の理念と
深刻な被害実態を踏まえていません～

私たちは原発事故の被災当事者、支援者のネットワークとして、「原発事故子ども・被災者支援法」の早急かつ十分な実施を求めるための活動を行ってきた諸団体です。

本日、復興庁は「原子力災害による被災者支援施策パッケージ～子どもをはじめとする自主避難者等の支援の拡充に向けて～」を発表しました。根本匠復興大臣によれば、「子ども・被災者支援法による必要な施策については、この対策で盛り込んだ」とされています。

しかし、私たちはこのパッケージは、「被ばくを避ける権利」を認めた原発事故子ども・被災者支援法の理念を反映しておらず、下記の点で極めて不十分であると考えます。

- ・ 被災者・支援者の意見が反映されていない。これまで被災者・支援者が多くの要請を出してきたが、それが考慮されていない。
- ・ 多くの施策で、対象地域が被災三県や福島県の一部に限定されるなど、非常に狭い。被災者の間にさらなる分断を持ち込むものである。
- ・ 多くの被災者・避難者の深刻な実態を反映していない。
- ・ 自主避難者向け新規施策としては、高速道路の無料化など限定した内容しか盛り込まれていない。
- ・ 健康対応に関しては、現状の福島県の県民健康管理調査などの継続実施にとどまっている。より詳細な検査や福島県外における健診が実施されることになっていない。

「原発事故子ども・被災者支援法」では、政府が「基本方針」を策定することを明文で規定していますが、法律成立後9カ月がたつ今もなお、基本方針が策定されていません。一刻も早い基本方針の策定こそが求められています。

私たちは、本パッケージは支援法の実施に向けた第一歩と考えていますが、以上の諸点を踏まえて、復興庁など関係省庁が早急に十分な内容の基本方針を策定し、支援メニューの強化を行うことを求めます。

子どもたちを放射能から守る福島ネットワーク
福島の子どもたちを守る法律家ネットワーク (SAFLAN)
国際環境 NGO FoE Japan
国際環境 NGO グリーンピース・ジャパン
子どもたちを放射能から守る全国ネットワーク
東日本大震災市民支援ネットワーク・札幌むすびば
任意団体 Peach Heart
ピースボート
市民放射能測定所 CRMS
子どものための平和と環境アドボカシー (PEACH)
安全安心アクション in 郡山 (3a 郡山)
ヒロアクション福島
放射能から子どもを守ろう関東ネット
JDF 被災地障がい者支援センターふくしま被災者支援会議
福島原発事故緊急会議
チームくさばら
NPO山梨ナチュラル工房
子ども・被災者支援法を考える山形会議

問い合わせ先：

原発事故子ども・被災者支援法 市民会議
事務局
福島の子どもたちを守る法律家ネットワーク
国際環境 NGO FoE Japan

「東日本大震災の被災者に対する公営住宅の無償支援
期間をさらに延長することを求める会長声明」(2012年2
月21日)

1 京都府及び京都府下の自治体は、東日本大震災の被災者で京都府下に避難してきた方々に対し無償で公営住宅を提供しており、京都府下で公営住宅に居住している被災者は273世帯、716人に上る(2月8日現在、京都府ホームページ)。

これは、被災地に対する支援物資の供与や職員等の派遣など直接の物的支援や人的支援と同様に、自己の責めによらず甚大な被害を受けた被災者に対し、社会連帯の理念に基づき被災者の生活を社会全体で支え、被災者ができるだけ円滑に生活再建を計れるようにしようとするものであって、各自治体のこれまでの努力は極めて貴重であり、当会としても高く評価するところである。

当会においても、被災者に対する無料法律相談体制を整えるとともに、現在、当会所属の弁護士有志により被災者支援の弁護士団が結成され、被災者支援の活動が行われている。

2 しかし、現状では、無償支援の期間が入居から最大3年間とされており、震災直後に入居した世帯は2014年(平成26年)3月には退去しなければならない。また、公営住宅の一時使用の新規受付けが2012年(平成24年)12月29日以降停止されており、今後避難を決断する被災者を受け入れることができない。

この扱いは、被災者に余りに性急な判断を迫り円滑な生活再建を阻害することは明らかであり、被災者からは無償期間終了後の不安を訴える声も挙がっている。

3 公営住宅の無償支援期間を延長すべきこと

東日本大震災の被害の甚大さは、言を俟たない。生活の基盤たる住宅、職場などが失われるとともに、多数の貴重な人命も失われている。個別の事情に応じ京都府下に避難してきている被災者が、被災地に戻るのか否かを含めて今後どのような形で生活を再建していくのか、目処を立てるには3年間では短すぎるというべきである。1995年(平成7年)1月17日に発生した阪神淡路大震災の際は、公営住宅の一時使用が4年間超、1999年(平成11年)3月末まで継続している(「阪神・淡路大震災にかかる応急仮設住宅の記録」兵庫県)。被害が甚大でありそれに伴い生活再建が容易でないことは、東日本大震災における場合も同様である。

また、京都府下の避難者はその4分の3以上が福島県から来ているが、福島県における復興の遅れや放射能汚染による健康不安への配慮も重要である。福島県においては、震災により校舎が使用不能となって間借りや仮設校舎の形で授業をしなければならず部活動や実習の場所が確

保できないなどの問題が報じられている。また、福島県内の医師や看護師の数が減少しており、子ども達の健康を十分に守るための基盤も損なわれつつある。復興の遅れは厳然としており、早期の帰還が必ずしも容易ではない状況が続いている。

さらに、原発事故による放射能汚染も深刻である。放射能汚染による健康不安が広がる中、除染作業は作業員と仮置き場の不足で計画通りに進んでおらず、長期化が危惧されている。年少者を抱えた家族を初めとして、被災者が帰還すべきか否かを判断するには余りに早すぎる。

よって、少なくとも阪神淡路大震災の際に公営住宅の無償提供が行われた期間よりも長期の無償提供が行われるべきである。

4 公営住宅の一時使用の新規受付を再開すべきこと

現時点で避難していない被災者についても、①学校の年度替わりである3月の時期に避難することを検討している父母がいること、②原子力損害賠償紛争審査会における自主的避難に関する賠償指針の内容も不十分であることから、今後避難を決断する被災者についても受け入れ、生活再建の支援をすべきである。

5 以上により、当会は、京都府及び京都府下の各自治体に対し、東日本大震災の被災者に対する公営住宅の無償支援期間をより長期なものとするよう求めるとともに、現在停止している公営住宅の一時使用の新規受付を再開するよう求める。

2013年(平成25年)2月21日

京 都 弁 護 士 会

会 長 吉 川 哲 朗



2013. 3・23 近弁連シンポ 活動報告

大阪弁護士会
OSAKA
BAR
ASSOCIATIONの
大阪弁護士会
広域避難者支援活動
(この2年のまとめ)

大阪弁護士会 災害復興支援委員会

災害復興支援委員会の体制

3. 11直前に発足！

委員数 127名(内、委員長1名・副委員長6名)

(1) 定例会議

① 定例委員会 月1回

② 正副委員長会 月1回

(2) プロジェクトチーム

・法律相談検証チーム

・避難者支援ニュースチーム

2011年4月～6月

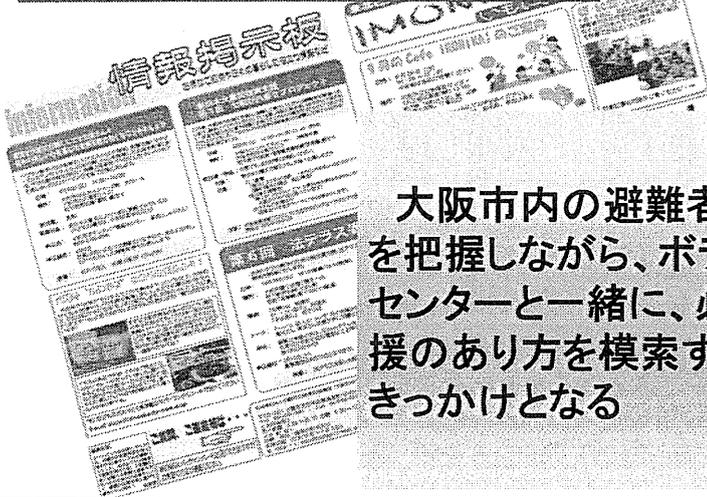
大阪市や堺市の
「避難者の集い」に
参加



避難者の状況を知り、
相談を聞くなかで

支援団体と連携した広
域避難者支援の必要性
を実感

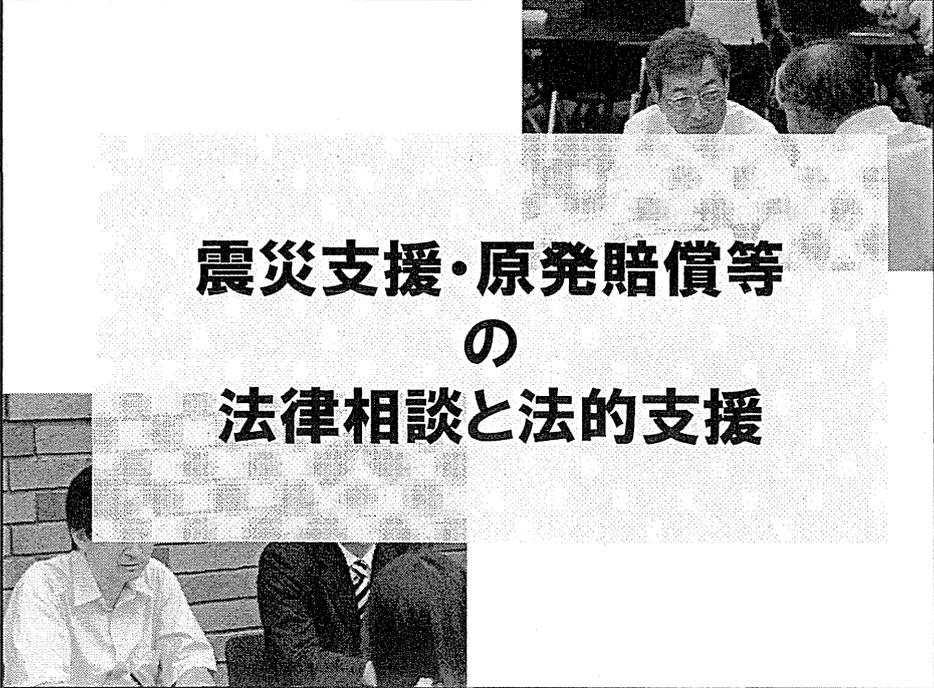
大阪市社協 IMONIKAI
の編集会議に関わる



大阪市内の避難者の状況
を把握しながら、ボランティア
センターと一緒に、必要な支
援のあり方を模索する大きな
きっかけとなる

活動の柱

- ① 被災者・原発被害者への法律相談と法的支援
- ② 避難者への「おせっかい」で継続的な支援情報の提供
- ③ 行政・民間支援団体との連携構築のつなぎ役
- ④ 避難生活の実態把握と政策・立法提言



震災支援・原発賠償等 の 法律相談と法的支援

**震災被災者支援・原発賠償
無料 来館相談・電話相談**

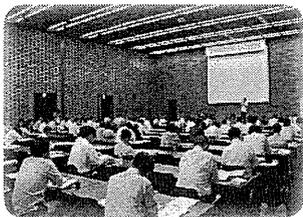
平成23年3月28日から来館相談・電話相談
毎日・無料で実施（現在も利用は途絶えず）

来館相談は56件、電話相談は502件以上利用
（平成25年2月末現在）

【相談内容】 罹災証明の認定や被災者生活再建
支援制度、原発賠償請求、二重ローン、解雇など
の労働問題、現在の住宅問題、生活保護 など

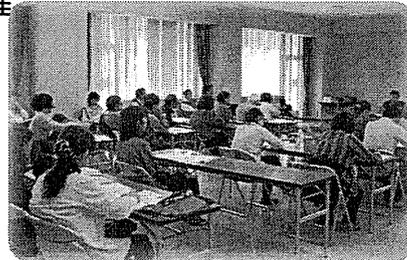
原発賠償 無料 説明会＋相談会

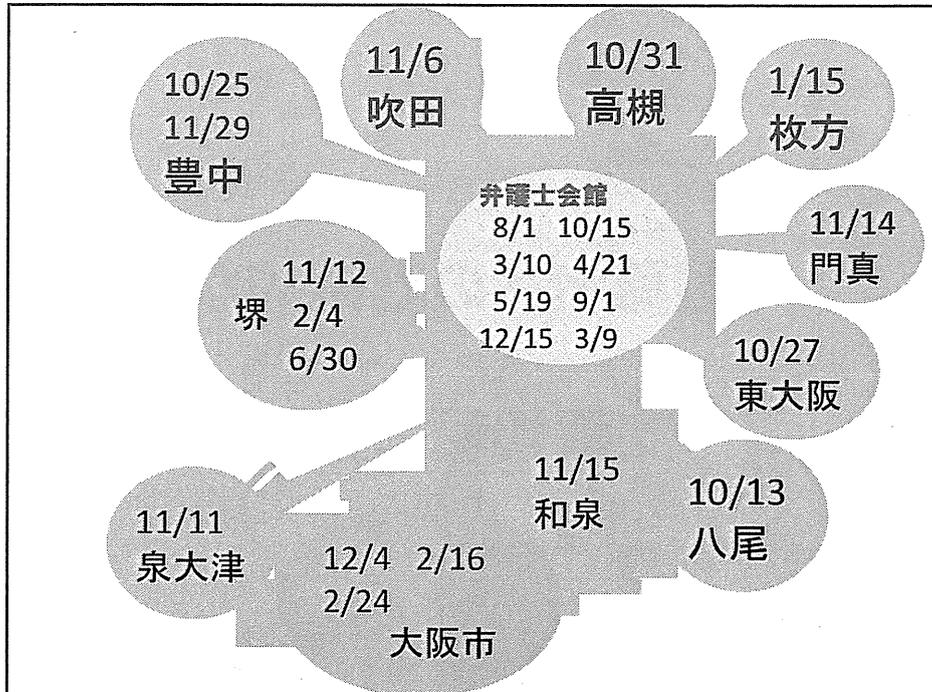
◆ H23年8月から大
阪弁護士会館で定期
的に開催（これまで8
回）



◆ 避難先の市町村での
相談会の実施（H23年10月
～）

市町村の主催や共催
避難者の多く住む地域で開
催





原発賠償 無料 説明会＋相談会

- ◆ 支援団体の相談会・説明会への弁護士派遣
- ◆ NPOやクレオ、社協と共同での相談会開催
アロマテラピーや子育て支援、母子支援などの取組とセット



原発被害賠償関西弁護士団との密接な連携



避難者への情報提供のための取組み

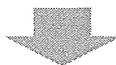
- ▶ 避難者向け弁護士会ニュースの定期発行
→ アンケート同封し、直接のつながりを作る
- ▶ 大阪市社協 IMONIKAI への寄稿
- ▶ 震災専用ホームページの立ち上げ
- ▶ 被災地地元紙の購読と会館での自由な閲覧

避難者への情報提供のための取組み

居場所のわからない避難者に、とにかく「おせっかい」でも、必要だと思う情報を届け続けたい



大阪府・各市町村に個別に要請し、協力をいただいて、弁護士会ニュースなどを、避難者に定期的に届けてもらえるルートを確立した(H23年7月ころから)



避難者への情報提供のための取組み

その後、他の支援団体や当事者の情報も、弁護士会ニュースとともに届けるようになっていった



このニュースをきっかけにして、支援団体や当事者同士のつながりができるようになった



H23年秋からの懇談会へのつながり作りに

避難者向けニュースは現在まで15号

若手中心のニュースチーム10数名で、必要とされる支援情報、原発賠償のリアルタイムの状況、避難者や支援団体からの寄稿や催しなどの提供に工夫をこらしている

避難者からはこんな声も寄せられました

“大阪弁護士会ニュースが届くたびに、
誰かに守られていると思う安心感から
こみあげてくるものがあります”



大阪府下避難者支援団体等 連絡協議会 (ホッとネットおおさか) での活動

～行政・民間支援団体相互の
連携構築のつなぎ役として～



結成までの経過

- 2011年の2回の支援者懇談会
20団体以上が集まり、それぞれの活動を知るとともに、住宅や雇用などの支援の格差についても自覚できるようになる
- 2012年に入り、一年を経過するころになり、長期的・継続的支援のためには、連携した取組を意識するように
- 市町村間でも支援への温度差も出てきていた
← 埼玉、新潟、愛知、栃木などの活動に学び

結成の趣旨

- 大阪府下には、現在も2,000名近くが避難生活
- 多くは原発事故からの避難であり、長期的な避難生活を支えるため、住居・仕事・教育・健康・賠償問題・心のケアなどの支援策と情報の提供などについて、きめ細やかな寄り添い型の支援が求められている
- 避難当事者同士の活動が主体的になされるようになった。
- 避難者の方々が大阪府下のどの地域にあっても必要な支援を受け、主体的な生活を送ることができるよう、各地域で活躍する支援団体・避難当事者ととも、大阪府下で一つのネットワークを結成する。

協議会への参加状況

- 参加団体 88団体(2013.1.31現在)
大阪府下の全ての市町村社協
NPO、専門職団体、民間企業など
避難当事者団体
- 市町村オブザーバー参加 6団体

※ 財源

- 中央募金会等の助成金



協議会の主な活動内容

避難者に必要な情報提供の促進

避難者の安否確認等生活状況把握

支援者と自治体・企業・教育機関等との協力・
連携の促進

支援者間の情報共有・連携の促進

避難当事者団体の効果的な活動への支援

当面の具体的な活動

- 定例の懇談・連絡会の実施(隔月)
- 事務局会議の実施(月1回程度)
- 参加団体間におけるMLでの情報発信
- 避難者への情報提供の「定期便」の発送
- 各市町ごとの避難者の状況と支援状況の把握
- 避難者が作る公聴会の開催(2012.11.27)



避難生活の実態把握 と 政策・立法提言



避難者の声を汲み取るアンケート活動

ニュースに同封したアンケートから、様々な避難生活の悩みが寄せられた

- 原発賠償などの具体的な相談へ
- 必要に応じて市町村への調整申し入れ
- 他の民間支援団体につないでフォロー

避難生活全体をしっかりと把握しなければ、被害回復につながらない

避難者への聞き取り調査活動

賠償問題に限らない避難者の生活の実情と必要な支援ニーズを把握するため

大阪府下の避難者、86世帯、213名に対して 3月から7月、自宅訪問等による聞き取り調査実施



「大阪府下避難者の避難生活に関する聞き取り調査報告書」にまとめる



今後、「原発事故子ども・被災者支援法」の具体化のために、国や大阪府・市町村への政策・立法提言へ

意見書・会長談話

(1)原子力損害賠償紛争解決センターへの和解仲介申立てに関する会長談話(2012. 5. 7)

避難されている方の一刻も早い生活再建のために、迅速かつ適切な内容での和解の成立するよう、原子力損害賠償紛争解決センターに対し、避難先における審理の実施を強く要望した。

(2)原発事故子ども・被災者支援法第5条に定められた「基本方針」の策定に関する意見書(2012. 11. 17)

大阪府下に避難されている方の聞き取り調査から見えてきた意見とニーズを、原発事故子ども・被災者支援法第5条に定められた「基本方針」に反映するようまとめた意見書を国に執行した。

シンポジウムの開催

◆第25回司法シンポジウムプレシンポジウム「避難者支援法制の確立に向けて～広域避難者の実態調査を中心に～」(2012.7.21 大阪弁護士会館)

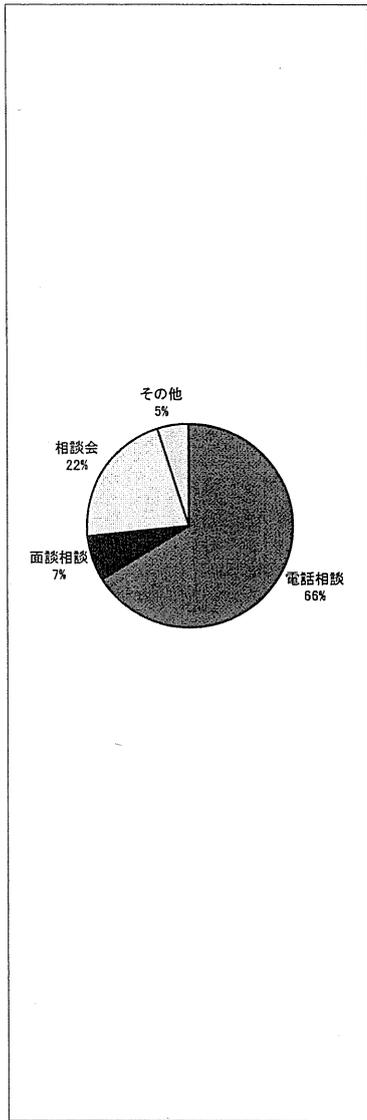
大阪府下の避難者への聞き取り調査を実施し、その分析に基づくニーズを明らかにするとともに、埼玉における避難者実態調査やチェルノブイリ法の経験もふまえて、避難者支援のためのあるべき法制はどのようなものなのか検討を行った。

◆シンポジウム「災害時における個人情報の適切な取扱い～高齢者・障がい者の安否確認、支援、情報伝達のために～」(2012.11.20 大阪弁護士会館)

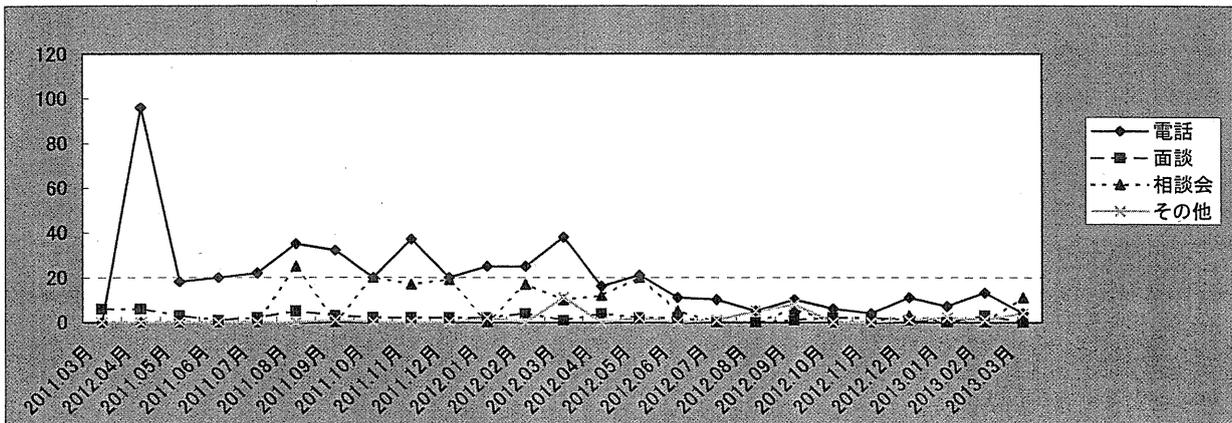
日本弁護士連合会と共催で、東日本大震災、福島第一原子力発電所事故における個人情報適切に共有されなかった実態を踏まえ、今後の大規模災害等に備えるため、自治体や福祉関係者とともに、災害時における高齢者・障がい者等要援護者情報や広域避難者情報の適切な扱いについて検討を行った。

震災法律相談実績

	電話相談	面談相談	相談会	その他	合計
2011.03月	0	6	なし	0	6
2012.04月	96	6	なし	0	102
2011.05月	18	3	なし	0	21
2011.06月	20	1	なし	0	21
2011.07月	22	2	なし	0	24
2011.08月	35	5	大阪弁護士会館	25	65
2011.09月	32	3	なし	0	36
2011.10月	20	2	八尾市役所 大阪市中央公会堂 豊中市社協 東大阪市役所 高槻市総合センター	20	42
2011.11月	37	2	吹田市立自然体 験交流センター 泉大津市役所 堺市文化会館 門真市役所 和泉市役所 豊中市役所	17	56
2011.12月	20	2	エル・大阪 門真市役所 京都 (伏見、宇治)	19	41
2012.01月	25	2	なし	0	29
2012.02月	25	4	堺市総合福祉会館 クレオ大阪南部館 クレオ大阪北部館	17	46
2012.03月	38	1	大阪弁護士会館	10	60
2012.04月	16	4	クレオ大阪	12	32
2012.05月	21	2	大阪弁護士会館	20	45
2012.06月	11	2	堺市梅文化会館	5	18
2012.07月	10	0	なし	0	11
2012.08月	5	0	なし	0	10
2012.09月	10	1		6	25
2012.10月	6	2	なし	0	8
2012.11月	4	2	なし	0	6
2012.12月	11	1	大阪弁護士会館	3	16
2013.01月	7	0	なし	0	9
2013.02月	13	3	なし	0	17
2013.03月	4	0	大阪弁護士会館	11	19
合計	506	56		165	765
月平均	20.2	2.2		6.6	30.6
年度末 予測件数	242.9	26.9		79.2	367.2



※2013.03月は3月10日時点の相談件数。



平成25年3月15日

遠隔地避難者の支援に関する京都弁護士会の取組み

京都弁護士会

京都弁護士会では、遠隔地避難者の支援に関し、これまで以下のような取り組みを実施してきました。

1 東日本大震災災害対策本部

- ・平成23年3月14日東日本大震災災害対策本部を設置しました。

2 無料法律相談の実施

- ・平成23年4月18日から、京都府内へ避難された被災者を対象とする電話による無料法律相談を実施しました。
- ・当初は、4か月間の予定でしたが、延長を重ね平成24年6月29日まで実施しました。
- ・平成23年5月17日、京都府、京都市、京都労働局が主催する「東日本大震災被災者支援ワンストップ相談会」に相談員を派遣しました。
- ・平成24年11月20日、原子力損害賠償支援機構との間で法律相談業務委託契約を締結しました。
- ・原発事故被災者支援関西弁護団の京都の弁護団員が、避難者の方々が集まる場所に出向き、無料相談を行っています。

3 避難者向けの説明会・相談会の実施

- ・平成23年12月3日近弁連広域避難者支援に関するシンポジウムが実施され、これと連動する形で、翌4日、避難者向けの原発賠償問題等の説明会&相談会を実施しました。

4 シンポジウム、講演会の開催

- ・平成24年3月25日、京都弁護士会館において、震災復興シンポジウム「東日本大震災から1年 避難者への支援と課題」を開催しました。
西淀病院副委員長長穂久英明氏から「内部被曝について」というタイトルで講演していただき、その後「広域避難者の抱える問題と支援の課題」というタイトルでパネルディスカッションを行いました。
- ・平成24年6月16日、京都弁護士会憲法委員会主催により、講演会「災

害と公的支援 憲法学からの考察」を行いました。

5 会長声明

- ・「原子力損害賠償紛争センターにおける人的体制の拡充と、個別事案に即した和解案の斡旋、並びに避難者の避難先における口頭審理の開催を求める会長声明」（平成24年9月20日）
- ・「東日本大震災の被災者に対する公営住宅の無償支援期間をさらに延長することを求める会長声明」（平成25年2月21日）

以 上

平成25年3月14日

遠隔地避難者への兵庫県弁護士会の取組み

兵庫県弁護士会災害復興支援委員会

兵庫県弁護士会では、遠隔地避難者の支援に関し、これまで以下のような取組みを実施してきました。

1 プロジェクトチームの発足

- ・平成23年6月頃、遠隔地避難者支援に関するプロジェクトチームを発足させました。また、同年9月頃には尼崎支部、同年11月頃には姫路支部でもそれぞれプロジェクトチームを発足させ、現在では、当会全体で合計30名程度がメンバーとして活動しています。

2 自治体への調査

- ・平成23年6月以降、兵庫県内への遠隔地避難者の現状を把握するため、兵庫県内の各自治体に対し、避難者の受け入れ状況等の調査を開始しました。その結果、被災地から兵庫県に避難してきている方が、同年6月時点で、県が把握している限りで900人～1000人ほどおられることが判明しました。

3 無料法律相談の実施

- ・震災直後より、被災者向けに、電話予約を受けたうえでの無料法律相談を実施しました。
- ・主に遠隔地避難者向けには、各自治体が公営住宅入居予定の避難者に鍵を渡す際にチラシを渡してもらう、自治体が避難者向けに週2回発行しているニュースレター（避難者の地元自治体の情報が中心）に同封してもらう等の方法で、下記5の説明会・相談会の開催案内も含めて、広報を行っております。
- ・平成23年10月以降は、研修を受けた弁護士やプロジェクトチームに入っている弁護士を名簿にまとめ、名簿制による無料法律相談（事務所待機型）を開始しております。

4 被災者ノート兵庫県版

- ・被災者ノートとは、日記形式で、被災地からの避難に至る経緯や放射能検

査の診断費用、仕事上の損害など「具体的な被害状況」を記入するものですが、兵庫県内の避難者に向けて、県内の状況を記載した兵庫県版を作成し、説明会等で配布しました。

5. 避難者向けの説明会・相談会の実施

- ・平成23年7月19日14時～16時、NPO法人CS神戸主催の避難者交流会（@北須磨文化センター）にて、弁護士による個別相談会を行いました。
- ・平成23年10月1日14時～16時、尼崎支部主催で、西宮市立勤労会館にて、「第1回なんでも相談会」を開催しました。このころから、上記4の被災者ノート兵庫県版の配布を開始しました。その後、複数回実施。
- ・平成23年10月15日14時～17時、兵庫県弁護士会にて、「第1回原発賠償に関する説明会・相談会」を開催しました。CS神戸・NPO法人コスモスのご協力も得て、法律相談に限らず、暮らし全般についての相談に応じることができるような場を設けました。
- ・平成23年11月3日14時～16時、尼崎支部主催で、西宮市大学交流センターにて、「第2回なんでも相談会」を開催しました。
- ・平成23年12月10日14時～17時、兵庫県弁護士会にて、「第2回原発賠償に関する説明会・相談会」を開催しました。第1回と同じく、法律相談に限らず、暮らし全般についての相談に応じることができるような場を設けました。
- ・平成24年2月25日10時～、兵庫県弁護士会尼崎支部にて、「第3回なんでも相談会」を開催しました。
- ・平成24年3月17日14時～17時、兵庫県弁護士会にて、「第3回原発賠償に関する説明会・相談会」を開催しました。第1回、第2回と同じく、法律相談に限らず、暮らし全般についての相談に応じることができるような場を設けました。
- ・以上の相談会のほかにも、関西学院大学の災害復興制度研究所の研究会やKSNプロジェクト主催のゆっくり茶話会、お芋掘りや、宝塚NPOセンターが主催する「お茶っこカフェ」など、避難者が集う様々な機会に弁護士も参加し、相談を受ける等の試みを行いました。

6 ADR申立て等

- ・平成24年3月の原発事故被災者支援関西弁護団の発足を受け、同年4月に同弁護団兵庫支部を発足させ、県内の避難者を中心に、ADRの申立てを行うとともに、東電、国に対する訴訟提起を検討中です。

7 声明・意見等

- ・遠隔地避難者の支援に関する声明・意見としては、平成23年10月26日、「原子力損害賠償紛争解決センターにおける和解仲介手続を全国各地で実施することを求める会長声明」を発信しました。

以 上

東日本大震災に係る活動報告書

奈良弁護士会

奈良弁護士会では、東日本大震災の発生後、これまで以下のような取り組みを実施してきました。

1 被災者無料法律相談

弁護士会館で、平成23年4月に4回（2日、4日、20日、27日）、同年5月に4回（6日、11日、18日、25日）ほど、担当会員にeラーニングによる震災関係研修の受講をお願いしたうえで、予約制による被災者無料法律相談を実施しました。

2 被災地相談への派遣

相談担当弁護士を、平成23年4月29日から5月1日のゴールデンウィークにかけて宮城に、同年5月25日から27日にかけて岩手に派遣し、宮城県栗原市内の避難所や、岩手県陸前高田市、大船渡市、大槌町の各避難所における巡回法律相談を支援しました。

3 「雇用と生活問題」ホットライン

東日本大震災やその後の計画停電、節電の影響は、工場の操業停止や物流の停滞をもたらし、それに伴い、雇い止め等の雇用問題や生活問題も急増しました。そこで平成23年6月24日に全国一斉にフリーダイヤルで、震災・節電の影響による「雇用と生活問題」ホットラインが実施されましたが、当会も2回線を設置し4名の会員の協力を得てその企画に参加しました。

4 「原発賠償説明会+なんでも相談会」

平成23年12月10日には、奈良県内に避難されている東日本大震災被災者の方々を対象に「原発賠償説明会+なんでも相談会」を開催し、区域外から避難された方のご相談も含め、震災後の生活や労働問題、

二重ローン問題などへの助言を行いました。

5 会内研修

避難者相談研修会に向けDVDの貸し出しによる会内研修「原発事故の損害賠償請求について」を実施しました。

また、会員が原子力損害賠償の現状について理解を深めるのに資するよう、テレビュー福島放送番組の録画DVDの貸与を常時行っております。

6 福島原子力発電所事故被害者に対する無料相談

原子力損害賠償支援機構との間で法律相談業務委託契約を締結し、平成24年11月から、奈良県内に居住する東京電力福島原子力発電所事故の被害者を対象とした、東京電力株式会社に対する損害賠償請求に関する無料法律相談を常時実施しております。

7 義援金

平成23年4月14日、5月10日、平成24年2月1日の3回にわけて義援金の支援を行いました。

以上

活動報告書

滋賀弁護士会

- 1 被災地への会員の派遣
法律相談のため、3名を派遣した。

- 2 法律相談
 - (1) 平成23年4月13日より、避難者対応無料法律相談を始めた。
現在までに、15件の相談がある。
 - (2) 平成24年6月18日、原子力損害賠償支援機構と法律相談業務委託契約を締結した。現在13名が担当弁護士として登録している。

- 3 震災対応会内学習会
 - ①平成23年4月8日
 - ②同12月1日 「東電に対する賠償問題の勉強会（DVD）」

- 4 避難者に対する説明会
 - ①平成23年11月6日 「震災及び東電に対する補償等に関する説明会」
 - ②同12月10日 「原発賠償説明会+なんでも相談会」

- 5 避難者交流会を共催・参加
 - 第1回（平成23年12月4日） 当日及び準備会に副会長出席
 - 第2回（平成24年2月11日）
 - 第3回（平成24年4月28日） 当日、会長出席

以上

活動報告書

和歌山弁護士会

- 1 被災地への会員の派遣
法律相談のため、5名を派遣した

- 2 法律相談
平成24年5月21日、原子力損害賠償支援機構と法律相談業務委託契約を締結した。現在15名が担当弁護士として登録している。

- 3 避難者に対する説明会
 - ① 平成23年12月10日 「原発賠償説明会+なんでも説明会」
 - ② 平成25年3月3日 NPO法人全日本企業福祉協会「東日本大震災の被災者支援に関する法曹界の取り組み」に関する講師派遣
→被災者支援関連法の説明+法律相談会

以上

